

第 9 回出雲地区合併協議会提出

協議事項 別添資料目次

協議第52号	消防救急の取扱いについて（第1小委員会付託）	… p	1 ~	12
協議第53号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）	… p	13 ~	26
協議第54号	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）	… p	27 ~	30
協議第55号	各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて（第2小委員会付託）	… p	31 ~	38
協議第56号	各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて（第2小委員会付託）	… p	39 ~	40
協議第57号	各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	41 ~	72
協議第58号	各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	73 ~	80
協議第59号	各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	81 ~	94
協議第60号	各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	95 ~	100
協議第61号	各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	101 ~	108
協議第62号	各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	109 ~	122
協議第63号	各種事務事業（上下水道関係その8）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	123 ~	132
協議第64号	各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	133 ~	142
協議第65号	各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて（第3小委員会付託）	… p	143 ~	152



# 出雲地区合併協議会の調整方針

## 消防防災専門部会消防防災分科会 1

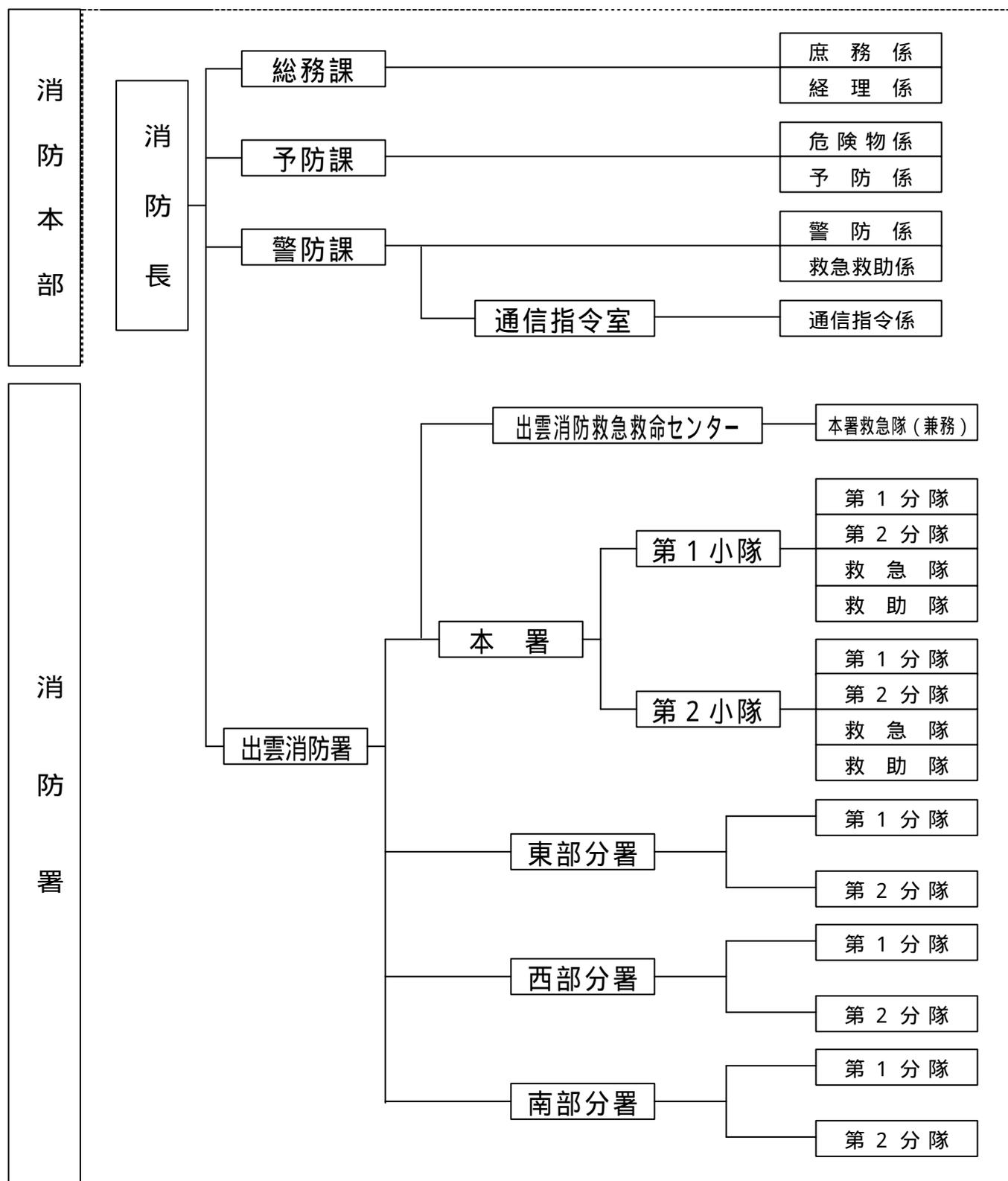
協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	消防本部庁舎の位置
調整の方針	消防本部庁舎の位置は、出雲市彦根町 253 番地 1 (出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎)とする。 なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市外 4 町広域消防組合</b> <b>【本庁舎】</b> 消防本部及び出雲消防署本署 (出雲市) ・敷地面積: 5,984.17 m <sup>2</sup> ・庁舎棟: RC造 3 階建 (一部 4 階) 延面積 3,788.13 m <sup>2</sup> ・訓練棟主塔: RC造 7 階建 延面積 455.49 m <sup>2</sup> ・副塔 鉄骨造 3 階建 延面積 213.30 m <sup>2</sup> ・設備棟: RC造 平屋建 延面積 28.0 m <sup>2</sup> 平成 10 年 3 月 20 日竣工 建物延床面積合計: 4,484.92 m <sup>2</sup> <b>【分署庁舎】</b> 出雲消防署東部分署 (斐川町) ・敷地面積: 461.0 m <sup>2</sup> ・庁舎棟: RC造 2 階建 延面積 252.0 m <sup>2</sup> 昭和 47 年 3 月 31 日竣工 (平成 4 年 10 月 9 日増築) 出雲消防署西部分署 (多伎町) ・敷地面積: 993.7 m <sup>2</sup> ・庁舎棟: RC造 2 階建 延面積 277.0 m <sup>2</sup> 昭和 47 年 3 月 31 日竣工 (昭和 58 年 3 月 5 日、平成 3 年 9 月 20 日、平成 5 年 10 月 5 日増築) 出雲消防署南部分署 (佐田町) ・敷地面積: 460.24 m <sup>2</sup> ・庁舎棟: RC造 2 階建 延面積 262.97 m <sup>2</sup> 平成 7 年 3 月 20 日竣工 (平成 11 年 10 月 4 日増築)	<b>平田市</b> <b>【本庁舎】</b> 平田市消防本部及び平田市消防署 ・敷地面積: 888.75 m <sup>2</sup> ・庁舎棟: RC造 3 階 (一部 4 階) 延面積 888.75 m <sup>2</sup> 昭和 41 年 4 月 11 日竣工	<b>大社町</b> <b>【本庁舎】</b> 大社町消防本部及び大社町消防署 ・消防事務棟: RC造 4 階建 延面積 240 m <sup>2</sup> (消防事務室 1 階から 3 階まで) 昭和 40 年 6 月 5 日竣工 ・車庫棟: S造 一部 2 階建 延面積 331.1 m <sup>2</sup> 平成 12 年 8 月 竣工 建物延床面積合計: 571.1 m <sup>2</sup>	<b>調整の具体的な内容</b> 消防本部庁舎の位置は、出雲市彦根町 253 番地 1 (出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎)とする。 なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

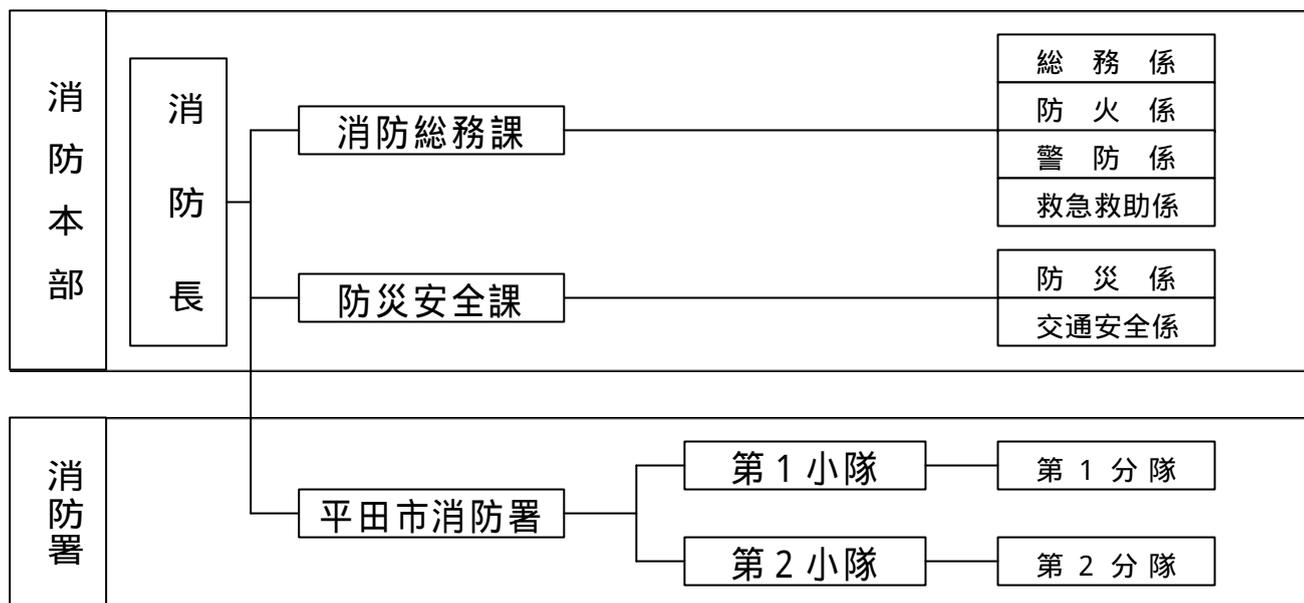
## 消防防災専門部会消防防災分科会 2

協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	組織機構等
調整の方針	<p>組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行し、1本部、3消防署、3分署体制とする。</p> <p>ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等への整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均等の消防組織について検討する。なお、東部分署については、消防、救急出場回数が多いことから、平成17年度から消防署へ移行し、人員体制及び車両等の機能強化を図る。</p> <p>また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。</p>		
<b>現況</b>			
<b>調整の具体的な内容</b>			
<p><b>出雲市外4町広域消防組合</b></p> <p>【団体名】 出雲市外4町広域消防組合</p> <p>【構成】 1市4町 出雲市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町</p> <p>【組織】 消防本部 総務課 - 庶務係、経理係 予防課 - 危険物係、予防係 警防課 - 警防係、救急救助係 通信指令室 - 通信指令係 通信指令係</p> <p>消防署 出雲消防署 本署 第1小隊(1分隊、2分隊、救急隊、救助隊) 第2小隊(1分隊、2分隊、救急隊、救助隊) 出雲消防救急救命センター 東部分署 - 1分隊、2分隊 西部分署 - 1分隊、2分隊 南部分署 - 1分隊、2分隊 (別添組織図を参照)</p> <p>【出場計画】 別紙のとおり</p>	<p><b>平田市</b></p> <p>【団体名】 平田市消防本部</p> <p>【構成】 単独消防</p> <p>【組織】 消防本部 消防総務課 - 総務係、防火係、警防係、救急救助係 防災安全課 - 防災係、交通安全係</p> <p>消防署 平田市消防署 第1小隊(第1分隊) 第2小隊(第2分隊)</p> <p>(別添組織図を参照)</p> <p>【出場計画】 別紙のとおり</p>	<p><b>大社町</b></p> <p>【団体名】 大社町消防本部</p> <p>【構成】 単独消防</p> <p>【組織】 消防本部 総務係 予防係 救急救助係 警防係 機械装備係 交通安全対策係</p> <p>消防署 大社町消防署 第1小隊(第1分隊、救急救助分隊) 第2小隊(第1分隊、救急救助分隊)</p> <p>(別添組織図を参照)</p> <p>【出場計画】 別紙のとおり</p>	<p>組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行し、1本部・3消防署(出雲、平田、大社)・3分署(東部、西部、南部)体制とする。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均等の消防組織について検討する。なお、東部分署については、消防、救急出場回数が非常に多いことから、平成17年度から消防署へ移行し、人員体制及び車両等の機能強化を図る。</p> <p>また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。</p> <p>(合併時の体制)</p> <div data-bbox="1043 215 1401 607" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>消防本部〔管理部門〕</b></p> <p style="text-align: center;"><b>消防署〔現場部門〕</b></p> <pre> graph TD     A[消防本部〔管理部門〕] --- B[出雲消防署]     A --- C[平田消防署]     A --- D[大社消防署]     B --- E[本署]     B --- F[東部分署]     B --- G[西部分署]     B --- H[南部分署]     </pre> </div>

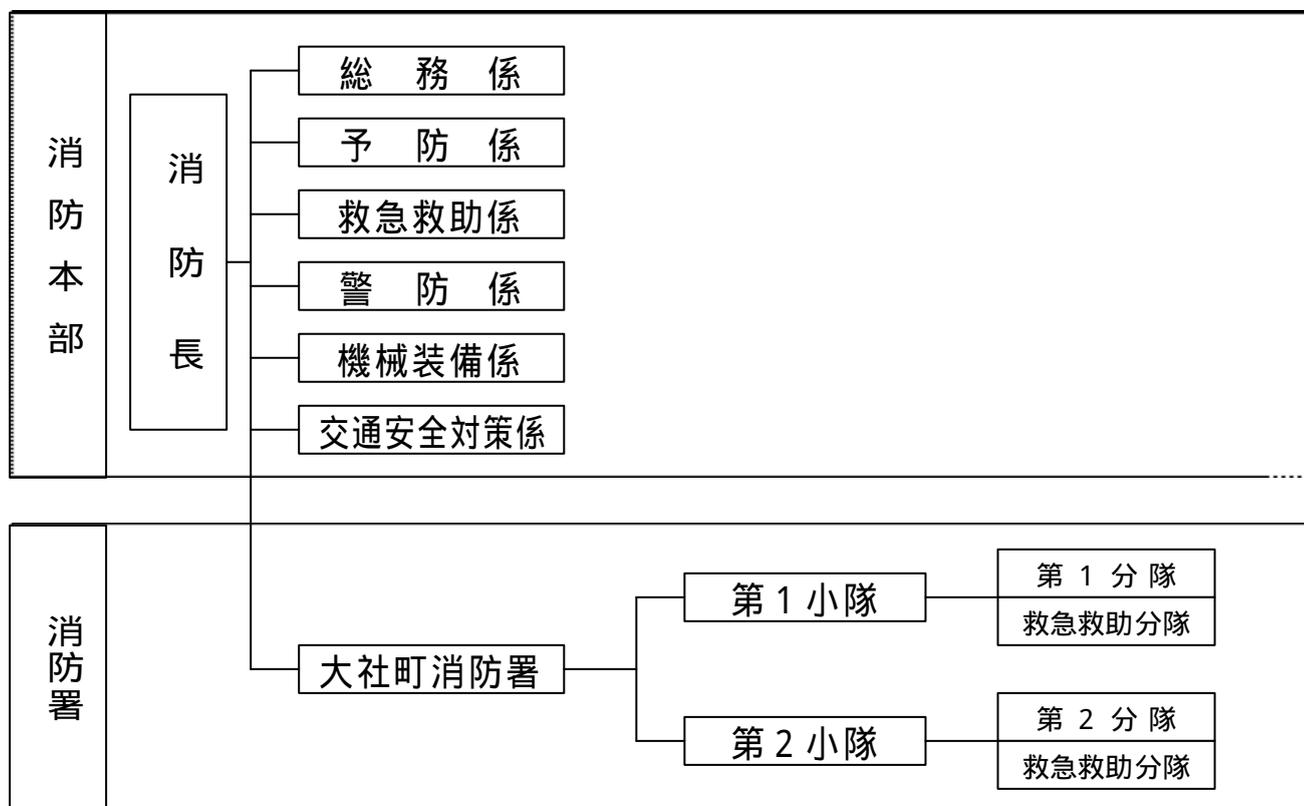
## 出雲市外 4 町広域消防組合組織図



## 平田市消防本部組織図



## 大社町消防本部組織図



## 出雲・平田・大社の消防概要

消防本部・署所及び消防団の現況(H15.4.1現在)

区分	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	世帯数	本部・署所数		消防団			
				本部・署数	分署等数	団数	分団数	団員定数	団員実員
出雲消防	440.10	130,006	40,644	1	3	5	29	1220	1209
出雲市	172.33	87,616	28,920	1		1	16	535	534
斐川町	80.64	27,575	7,348		1	1	4	255	255
佐田町	109.83	4,725	1,302		1	1	4	180	178
多伎町	55.04	4,251	1,307		1	1	3	125	123
湖陵町	22.26	5,839	1,767		1	1	2	125	119
平田消防	142.05	29,007	7,807	1		1	11	494	487
大社消防	41.80	16,467	4,970	1		1	6	279	278
合計	623.95	175,480	53,421	3	3	7	46	1993	1974

階級別消防職員(H15.4.1現在)

区分	条例定数	合計		小計	消防吏員(実員)						
		男性	女性		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
出雲消防	119	119	2	119	1	4	16	29	29	19	21
平田消防	40	39		39	1	1	1	11	2	3	20
大社消防	28	28		28		1	2	9	5	4	7
合計	187	186	2	186	2	6	19	49	36	26	48

消防ポンプ自動車等現有数(H15.4.1現在)

(消防本部)

区分	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	救急自動車(2B型)	指揮車	小型動力ポンプ積載車	その他の車両
出雲消防	4	3	1	1	2	3	3	2	3	7
本署	2	2	1	1	2	2	1	2		7
東部分署		1				1			1	
南部分署	1						1		1	
西部分署	1						1		1	
平田消防	2				1	1	1			
大社消防	1	2			1	2			1	3
合計	7	5	1	1	4	6	4	2	4	10

(消防団)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ		指揮車	資機材搬送車
		小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ		
出雲消防	4	9	5	1	
出雲市	2	3	5	1	
斐川町	2	2			
佐田町		1			
多伎町		9			
湖陵町		1			
平田消防	1	1	2		1
大社消防	1	2			
合計	6	12	8	1	1

火災・救急・救助出場件数

区分	火災		救急		救助	
	13年中	14年中	13年中	14年中	13年中	14年中
出雲消防	69	63	2,993	3,148	133	132
出雲市	49	42	1,877	1,953	87	86
斐川町	10	13	644	658	30	32
佐田町	2	0	138	194	3	5
多伎町	4	5	138	140	8	6
湖陵町	4	3	196	203	5	3
平田消防	6	5	616	618	23	29
大社消防	8	9	425	449	26	20
合計	83	77	4,034	4,215	182	181

# 出場計画

## 出雲市外4町広域消防組合

### 1 普通災害出場

出場区分	第1出場体制	第2出場体制	第3出場体制	重複出場
本署 担当地域 (出雲市乙立地区を除く)	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
東部分署 担当地区	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 東部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
西部分署 担当地区	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 西部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
南部分署 担当地区 (出雲市乙立地区を含む)	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 南部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
付記	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する

### 2 特殊建物等災害出場

出場種別	摘要	第1出場体制	第2出場体制	第3出場体制	重複出場
密集地 災害出場	別途消防長が定める地域で発生した災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
危険物施設 災害出場	消防法11条第1項第1号に定める危険物製造所等の災害	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 3隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
高層建物 災害出場	高瀬20メートル以上又は地上5階建て以上の建築物の災害	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 3隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
福祉施設等 災害出場	消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、6項イのうちベット数が10床以上のもの、6項ロ及びハのうち盲学校、聾学校及び養護学校の災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 6隊	計 8隊	計 10隊	計 3隊
特定防火 対象物 災害出場	消防法施行例題3条第1項第1号の規定する甲種防火対象物のうち延べ床面積が1,000㎡以上のものの災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
付記		状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する

出場種別が重複する場合の部隊編成の優先順位は、次のとおりとする。但し、福祉施設等と高層建物の重複対象物災害の部隊編成に救助隊を付加するものとする。

優先順位 1.高層建物災害出場 2.福祉施設等災害出場 3.特定防火対象物等災害出場 4.危険物施設災害出場 5.密集地災害出場  
第9回協議会資料

# 出 場 計 画

## 3 救急隊出場計画

名称	配置場所	出場区域	付記
本署救急隊	出雲消防署本署	出雲市（乙立町を除く）	重複災害等必要あるときは 出場区域以外へ出場させる
東部救急隊	出雲消防署東部分署	斐川町	
西部救急隊	出雲消防署西部分署	多伎町並びに湖陵町	
南部救急隊	出雲消防署南部分署	佐田町並びに出雲市乙立町	

## 平田市消防本部

出場隊数	第 1 出場体制	第 2 出場体制	付 記
平時の場合	指揮隊 1 隊 消防隊 2 隊	指揮隊 1 隊 消防隊 4 隊	状況により出場隊数を増減する
夜間の場合	消防隊 2 隊 救助工作隊（照明） 1 隊	消防隊 4 隊 救助工作隊（照明） 1 隊	状況により出場隊数を増減する

## 大社町消防本部

区 分	第 1 出場体制	第 2 出場体制	付 記
出場隊数	指揮隊 1 隊 消防隊 1 ~ 2 隊	指揮隊 1 隊 消防隊 2 ~ 4 隊	状況により救助工作車 1 台を出場させる

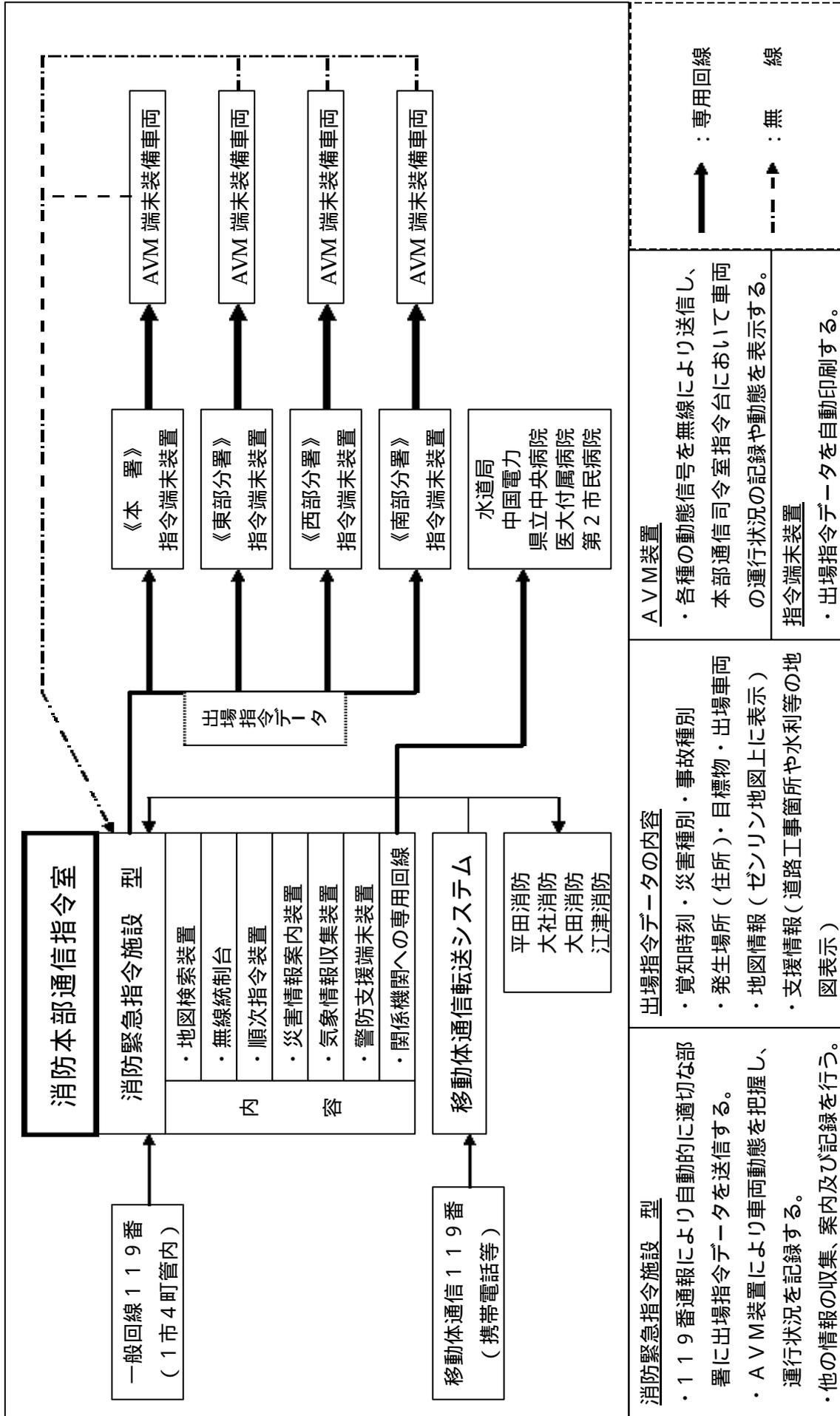


# 出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 3-2

協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	119番受信及び通信指令に関すること
調整の方針	119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン（NTT専用回線）で結ぶことにより連携を図る。 なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統合する。		
<b>現</b>			
出雲市外 4町広域消防組合	【指令台】（富士通ゼネラル製） 119番回線 11回線（同時受付可能5回線） 専用直通回線 5回線 指令回線 4回線 順次指令（応召用）3回線 《付加設備：自動管理システム》 車両動態管理装置（AVM） 音声合成指令装置 119番通話録音装置 長時間録音装置 職員出退表示装置 隊編成表示装置 災害状況等自動案内装置 3回線	【指令台】*自動管理システムなし -119番回線 5回線 -119番通話録音装置 -職員呼出装置 3回線	【無線設備】 -基地局 5（黒山中継局(多重無線)含む。） -固定局 5（同上） -移動局 25 -携帯局 42 【携帯119番受信設備】 -2回線
出雲市 平田市	【指令台】*自動管理システムなし -119番回線 5回線 -119番通話録音装置 -職員呼出装置 3回線	【無線設備】 -基地局 2（沼木山中継局含む。） -固定局 2（同上） -移動局 13 -携帯局 17	【無線設備】 -基地局 1 -固定局 1 -移動局 12 -携帯局 10
大社町	【指令台】*自動管理システムなし -119番回線 3回線	【無線設備】 -基地局 1 -固定局 1 -移動局 12 -携帯局 10	【無線設備】 -基地局 1 -固定局 1 -移動局 12 -携帯局 10
<b>調整の具体的な内容</b>			
119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン（NTT専用回線）で結ぶことにより連携を図る。 なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統合する。			

119番受信及び通信指令体制図（出雲市外4町広域消防組合）



# 出雲地区合併協議会の調整方針

## 消防防災専門部会消防防災分科会 4-1

協議項目	消防、救急の取扱いについて	消防団の組織	
調整の方針		協議細目	消防団の組織
現 況			
	<p>消防団については、合併時に統合する。 なお、組織については、当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制を検討する。</p>	斐 川 町	佐 田 町
<p>分団数：1本部4方面隊16分団(37部) 定員数：535人 現員数：535人(女性10人) (平成15年4月1日現在) 団長・副団長任期：4年 (平成18年3月31日まで)</p> <p>構 成： ・団 長 1人 ・副 団 長 5人 ・分 団 長 16人 ・副分団長 16人 ・部 長 39人 ・班 長 59人 ・団 員 399人</p> <p style="text-align: right;">計 535人</p>	<p>分団数：1本部11分団(43部) 定員数：500人以上 現員数：487人 (平成15年4月1日現在) 団長任期：3年 (平成16年11月30日まで)</p> <p>構 成： ・団 長 1人 ・副 団 長 4人 ・本 部 長 1人 ・分 団 長 11人 ・副分団長 22人 ・部 長 43人 ・副 部 長 44人 ・団 員 368人</p> <p style="text-align: right;">計 494人</p>	<p>分団数：1本部4分団(24部) 定員数：255人 現員数：255人 (平成15年4月1日現在) 本団役員(副分団長以上)任期：4年 (それぞれ異なる)</p> <p>構 成： ・団 長 1人 ・副 団 長 2人 ・分 団 長 4人 ・副分団長 8人 ・部 長 24人 ・副 部 長 24人 ・班 長 24人 ・団 員 168人</p> <p style="text-align: right;">計 255人</p>	<p>分団数：1本部4分団(13班) 定員数：180人 現員数：179人 (平成15年4月1日現在) 団長(幹部役員)任期：4年 (平成18年8月16日まで)</p> <p>構 成： ・団 長 1人 ・副 団 長 2人 ・本 部 長 3人 ・分 団 長 4人 ・副分団長 8人 ・班 長 15人 ・団 員 147人</p> <p style="text-align: right;">計 180人</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 4-2

協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	消防団の組織								
調整の方針	消防団については、合併時に統合する。 なお、組織については、当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制を検討する。										
調整の具体的な内容	消防団については、合併時に統合する。 なお、組織については、当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制を検討する。										
現況	多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町								
分団数：1本部3分団(9部) 定員数：125人 現員数：123人 (平成15年4月1日現在) 団長任期：4年 (平成16年11月30日まで)	分団数：1本部2分団(6部) 定員数：125人 現員数：118人 (平成15年4月1日現在) 団長任期：4年 (平成18年4月1日まで)	分団数：1本部6分団(21班) 定員数：279人 現員数：279人 (平成15年4月1日現在) 団長任期：2年 (平成16年3月31日まで)									
成： ・団長 1人 ・副団長 2人 ・本部 1人(分団長扱い) ・分団長 3人 ・副分団長 3人 ・部 10人 ・班 10人 ・団員 95人	成： ・団長 1人 ・副団長 2人 ・分団長 2人 ・副分団長 2人 ・部 7人 ・班 19人 ・団員 92人	成： ・団長 1人 ・副団長 3人(任期2年) ・本部 3人 ・分団長 6人 ・副分団長 12人 ・部 13人 ・班 45人 ・団員 196人									
計 125人 平成13年4月 組織改編実施	計 125人	計 279人									
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th colspan="2">合併時の総数</th> </tr> <tr> <td>分団の数</td> <td>46分団</td> </tr> <tr> <td>部・班の数</td> <td>153部・班</td> </tr> <tr> <td>団員の数</td> <td>1,993人</td> </tr> </table>				合併時の総数		分団の数	46分団	部・班の数	153部・班	団員の数	1,993人
合併時の総数											
分団の数	46分団										
部・班の数	153部・班										
団員の数	1,993人										

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（電車）		
調整の方針	交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。				
<b>現況</b>					
出雲市	<p>【一畑電車への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一畑電車沿線地域対策協議会（平成14年度実績）</li> <li>・運行維持対策補助 9,829千円</li> <li>・設備近代化補助 4,011千円</li> <li>・設備近代化補助（貸付金） 7,800千円</li> <li>・一畑電車活性化事業 1,360千円</li> <li>・利用促進特別対策事業 5,025千円</li> <li>・固定資産税対策事業 5,862千円</li> <li>・検討委員会負担金 2,184千円</li> <li>・運営費負担金 1.5千円</li> </ul> <p>合計 36,086千円</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会の構成団体 島根県、平田市、松江市、出雲市、大社町</p>	平田市	<p>【一畑電車への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一畑電車沿線地域対策協議会（平成14年度実績）</li> <li>・運行維持対策補助 24,571千円</li> <li>・設備近代化補助 10,026千円</li> <li>・設備近代化補助（貸付金） 19,500千円</li> <li>・一畑電車活性化事業 1,360千円</li> <li>・利用促進特別対策事業 5,025千円</li> <li>・固定資産税対策事業 5,885千円</li> <li>・検討委員会負担金 2,184千円</li> <li>・運営費負担金 1.5千円</li> </ul> <p>合計 68,566千円</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会の構成団体 島根県、平田市、松江市、出雲市、大社町</p>	斐川町	佐田町

	近代化補助金に係る自治体負担及び地方単独補助の両面市町負担				その他事業費（市町負担）	
	1/3対象		1/5対象		小計	
	割合	金額	割合	金額	割合	金額
島根県	3/4	1,771,606	3/4	57,600,000	1/2	262,460
市町計	1/4	590,536	1/4	19,200,000	1/2	262,460
平田市	5/10	295,268	5/10	96,000,000	5/10	131,230
松江市	2/10	118,107	2/10	3,840,000	2/10	52,492
出雲市	2/10	118,107	2/10	3,840,000	2/10	52,492
大社町	1/10	59,054	1/10	1,920,000	1/10	26,246
合計	2/5	2,362,142	2/5	76,800,000	4/45	524,920

	近代化補助金		合計
	1/3対象	1/5対象	
	割合	金額	
国	2/5	2,362,142	79,162,142
自治体	2/5	2,362,142	79,162,142
地方単独補助	4/45	524,920	524,920
事業者	1/9	656,151	39,056,151
合計	-	5,905,355	197,905,355

次頁に続く

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報科会 1-2

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（電車）																																																																																																																												
調整の方針	交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。																																																																																																																														
<b>現況</b>																																																																																																																															
多	佐	湖	大																																																																																																																												
依	町	陵	社																																																																																																																												
町	町	町	町																																																																																																																												
調整の具体的内容																																																																																																																															
<p>交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。</p> <p>現在、平成14年度から「一畑電車及び沿線公共交通確保のあり方に関する検討委員会」を設け、平成15年10月を目途に経営形態及び運行形態の変更、公的支援のあり方についての検討が行なわれ、その結果報告に基づいて「一畑電車沿線地域対策協議会」において方針を決定される。</p>																																																																																																																															
<p>一畑電車及び沿線公共交通確保のあり方に関する検討委員会 一畑電車のあり方の方向性と沿線の公共交通確保に向けたあり方についての検討を目的として発足し、最終報告書を協議会に提出される。</p>																																																																																																																															
<b>状況</b>																																																																																																																															
<p>【一畑電車への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一畑電車沿線地域対策協議会（平成14年度実績） 4,915千円</li> <li>運行維持対策補助 2,006千円</li> <li>設備近代化補助 3,900千円</li> <li>設備近代化補助（貸付金） 454千円</li> <li>一畑電車活性化事業 1,675千円</li> <li>利用促進特別対策事業 1,083千円</li> <li>固定資産税対策事業 728千円</li> <li>検討委員会負担金 5千円</li> <li>運営費負担金 14,766千円</li> </ul> <p>合計 14,766千円</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会の構成団体 島根県、平田市、松江市、出雲市、大社町</p>																																																																																																																															
<b>その他事業等関係市町負担</b>																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">運行維持補助金</th> <th colspan="2">営業宣伝事業</th> <th colspan="2">増収対策事業</th> <th colspan="2">特別対策事業</th> <th colspan="2">沿対協負担金</th> <th colspan="2">検討委員会会費</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県</td> <td>5/7</td> <td>122,855,000</td> <td>1/3</td> <td>2,266,000</td> <td>1/2</td> <td>16,750,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1/3</td> <td>25,000</td> <td>1/3</td> <td>3,640,000</td> <td>205,170,066</td> </tr> <tr> <td>市町計</td> <td>2/7</td> <td>49,142,000</td> <td>2/3</td> <td>4,534,000</td> <td>1/2</td> <td>16,750,000</td> <td>18,901,260</td> <td>18,901,260</td> <td>2/3</td> <td>50,000</td> <td>2/3</td> <td>7,280,000</td> <td>155,710,256</td> </tr> <tr> <td>平田市</td> <td>5/10</td> <td>24,571,000</td> <td>3/10</td> <td>1,360,000</td> <td>3/10</td> <td>5,025,000</td> <td>5,884,310</td> <td>5,884,310</td> <td>3/10</td> <td>15,000</td> <td>3/10</td> <td>2,184,000</td> <td>68,565,808</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>2/10</td> <td>9,828,400</td> <td>3/10</td> <td>1,360,000</td> <td>3/10</td> <td>5,025,000</td> <td>6,072,240</td> <td>6,072,240</td> <td>3/10</td> <td>15,000</td> <td>3/10</td> <td>2,184,000</td> <td>36,295,239</td> </tr> <tr> <td>出雲市</td> <td>2/10</td> <td>9,828,400</td> <td>3/10</td> <td>1,360,000</td> <td>3/10</td> <td>5,025,000</td> <td>5,861,740</td> <td>5,861,740</td> <td>3/10</td> <td>15,000</td> <td>3/10</td> <td>2,184,000</td> <td>36,084,739</td> </tr> <tr> <td>大社町</td> <td>1/10</td> <td>4,914,200</td> <td>1/10</td> <td>454,000</td> <td>1/10</td> <td>1,675,000</td> <td>1,082,970</td> <td>1,082,970</td> <td>1/10</td> <td>5,000</td> <td>1/10</td> <td>728,000</td> <td>14,764,470</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>171,997,000</td> <td>-</td> <td>6,800,000</td> <td>-</td> <td>33,500,000</td> <td>18,901,260</td> <td>18,901,260</td> <td>-</td> <td>75,000</td> <td>-</td> <td>10,920,000</td> <td>360,880,322</td> </tr> </tbody> </table>					運行維持補助金		営業宣伝事業		増収対策事業		特別対策事業		沿対協負担金		検討委員会会費		合計	割合	金額	島根県	5/7	122,855,000	1/3	2,266,000	1/2	16,750,000	-	-	1/3	25,000	1/3	3,640,000	205,170,066	市町計	2/7	49,142,000	2/3	4,534,000	1/2	16,750,000	18,901,260	18,901,260	2/3	50,000	2/3	7,280,000	155,710,256	平田市	5/10	24,571,000	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	5,884,310	5,884,310	3/10	15,000	3/10	2,184,000	68,565,808	松江市	2/10	9,828,400	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	6,072,240	6,072,240	3/10	15,000	3/10	2,184,000	36,295,239	出雲市	2/10	9,828,400	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	5,861,740	5,861,740	3/10	15,000	3/10	2,184,000	36,084,739	大社町	1/10	4,914,200	1/10	454,000	1/10	1,675,000	1,082,970	1,082,970	1/10	5,000	1/10	728,000	14,764,470	合計	-	171,997,000	-	6,800,000	-	33,500,000	18,901,260	18,901,260	-	75,000	-	10,920,000	360,880,322										
	運行維持補助金		営業宣伝事業		増収対策事業		特別対策事業		沿対協負担金		検討委員会会費		合計																																																																																																																		
	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額																																																																																																																			
島根県	5/7	122,855,000	1/3	2,266,000	1/2	16,750,000	-	-	1/3	25,000	1/3	3,640,000	205,170,066																																																																																																																		
市町計	2/7	49,142,000	2/3	4,534,000	1/2	16,750,000	18,901,260	18,901,260	2/3	50,000	2/3	7,280,000	155,710,256																																																																																																																		
平田市	5/10	24,571,000	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	5,884,310	5,884,310	3/10	15,000	3/10	2,184,000	68,565,808																																																																																																																		
松江市	2/10	9,828,400	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	6,072,240	6,072,240	3/10	15,000	3/10	2,184,000	36,295,239																																																																																																																		
出雲市	2/10	9,828,400	3/10	1,360,000	3/10	5,025,000	5,861,740	5,861,740	3/10	15,000	3/10	2,184,000	36,084,739																																																																																																																		
大社町	1/10	4,914,200	1/10	454,000	1/10	1,675,000	1,082,970	1,082,970	1/10	5,000	1/10	728,000	14,764,470																																																																																																																		
合計	-	171,997,000	-	6,800,000	-	33,500,000	18,901,260	18,901,260	-	75,000	-	10,920,000	360,880,322																																																																																																																		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 1

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（バス）	
調整の方針	<p>交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定等について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。</p>			
	現況			
出雲市	<p>【4 条路線】</p> <p>生活交通路線 田郷線 旧道経由（一畑バス） 田郷線 9号線経由（一畑バス） 須佐線（一畑バス） 須佐線 医大経由（一畑バス） 大社線（一畑バス） 日御碕線（一畑バス） 日御碕線（一畑バス） 事業者自主運営路線 市内循環線（一畑バス）</p> <p>【21 条路線】</p> <p>大田今市線（石見交通） 大寺線（スサノオ観光） 根波線（スサノオ観光） 外園線（スサノオ観光） 平成温泉線（スサノオ観光） 三刀屋出雲線（合本ハイヤー）</p> <p>【80 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【スクールバス】</p> <p>朝山地区 スクールバス 乙立地区 スクールバス 稗原地区 スクールバス 上津地区 スクールバス</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【21 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【80 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>生活交通路線 須佐線（一畑バス） 須佐線 医大経由（一畑バス）</p>	
平田市	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【21 条路線】</p> <p>猪目大社線（一畑バス）</p> <p>【80 条路線】</p> <p>坂浦線 地合線 北浜線 釜浦線 鹿園寺線 一畑栗師線 鵜淵線 島村線 国富線 瀬目線 三の谷線 堂の本線 市内循環線</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【21 条路線】</p> <p>なし</p> <p>【80 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p>	
斐川町	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>生活交通路線 朝原線（スサノオ観光） 原田線（スサノオ観光） 大呂線（スサノオ観光） 毛津佐津目線（スサノオ観光） 望田橋波線（スサノオ観光） 城川西山中線（スサノオ観光）</p> <p>【80 条路線】</p> <p>【スクールバス 一畑混乗可能】 東須佐線 大呂線 吉野線 橋波線 佐津目線 毛津線</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>生活交通路線 須佐線（一畑バス） 須佐線 医大経由（一畑バス）</p>
佐田町	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>なし</p>	<p>【4 条路線】</p> <p>生活交通路線 須佐線（一畑バス） 須佐線 医大経由（一畑バス）</p>	

【詳細】別添 種類別バス路線一覧表 参照

【詳細】別添 種類別バス路線一覧表 参照

【詳細】別添 種類別バス路線一覧表 参照

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2-2

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて			協議細目	交通政策（バス）
調整の方針	<p>交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定等について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。</p>				
<b>現 況</b>					
多 岐	町	湖 陵	町	大 社	町
<p>【4 条路線】 生活交通路線 田備線旧道経由（一畑バス） 田備線 9号線経由（一畑バス） 根波線（石見交通）</p> <p>【21 条路線】 大田今市線（石見交通）</p> <p>【80 条路線】 町内循環線</p> <p>【スクールバス】 スクールバス</p> <p style="text-align: right;">詳細：別添「種類別バス路線一覧表」参照</p>	<p>【4 条路線】 生活交通路線 田備線旧道経由（一畑バス） 田備線 9号線経由（一畑バス）</p> <p>【21 条路線】 大田今市線（石見交通）</p> <p>【80 条路線】 町内循環線</p> <p style="text-align: right;">詳細：別添「種類別バス路線一覧表」参照</p>	<p>【4 条路線】 生活交通路線 大社線（一畑バス） 日御碕線 日御碕線 宇籠行き（一畑バス） 宇籠線（一畑バス）</p> <p>【21 条路線】 うさぎ線（鷺鷥、渚目地区）</p>	<p>【4 条路線】 生活交通路線 大社線（一畑バス） 日御碕線 日御碕線 宇籠行き（一畑バス） 宇籠線（一畑バス）</p> <p>【21 条路線】 うさぎ線（鷺鷥、渚目地区）</p>	<p>調整の具体的な内容</p> <p>交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定等について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。</p>	
<p>詳細：別添「種類別バス路線一覧表」参照</p>					

種類別バス路線一覧表

4 糸路線

路線名	区間	関係市町	補助対象区分	補助金額 (単位：千円)	備考
田儀線(一畑バス)	出雲市駅～小田車庫(旧道経由)	出雲市、多伎町、湖陵町	県交付金	出雲市(3883)、多伎町(2328)、湖陵町(1883)	生活交通路線
田儀線(一畑バス)	出雲市駅～越堂(9号線経由)	出雲市、多伎町、湖陵町	県交付金	出雲市(709)、多伎町(703)、湖陵町(1963)	生活交通路線
波根線(石見交通)	大田バスセンター～越堂	多伎町	県交付金	多伎町(38)	生活交通路線
須佐線(一畑バス)	出雲市駅～出雲須佐	出雲市、佐田町	黒字路線		生活交通路線
須佐線(一畑バス)	出雲市駅～出雲須佐(医大経由)	出雲市、佐田町	黒字路線		生活交通路線
大社線(一畑バス)	上塩治車庫～出雲大社(医大旧道南原経由)	出雲市、大社町	国庫補助	出雲市(663)、大社町(361)	生活交通路線
日御崎線(一畑バス)	上塩治車庫～宇籠(医大旧道駅通り経由)	出雲市、大社町	黒字路線		生活交通路線
日御崎線(一畑バス)	上塩治車庫～日御崎(医大旧道駅通り経由)	出雲市、大社町	国庫補助	出雲市(0)、大社町(0)	生活交通路線
宇籠線(一畑バス)	宇籠～日御崎	大社町	国庫補助対象外	大社町(0)	回送扱い
市内循環線(一畑バス)	右回り：上塩治車庫 出雲市駅 ジャスコ 中央病院 出雲市駅 左回り：中央病院 ジャスコ 出雲市駅 上塩治車庫	出雲市			事業者自主運営路線

21 糸路線

路線名	区間	便数	料金	委託料 (単位：千円)	備考
大田今市線(石見交通)	出雲市駅～大田市(旧道経由、9号線経由)	両路線とも平日2往復、日祝日1往復	対キロ制	出雲市(2359)、多伎町(2651)、湖陵町(1468)	
大寺線(スサノオ観光)	出雲市駅～大寺	平日4、5往復、日祝日3往復	対キロ制		
根波線(スサノオ観光)	出雲市駅～根波	平日4往復、日祝日3往復	対キロ制	出雲市(13636)	
外園線(スサノオ観光)	出雲市駅～外園車庫	平日4往復、日祝日3往復	対キロ制		
平成温泉線(スサノオ観光)	出雲市駅～平成温泉	4往復	対キロ制	出雲市(2990)	
三刀屋出雲線(谷本ハイヤー)	出雲市駅～三刀屋バスセンター	平日4往復、日祝日2往復	対キロ制	出雲市(2540)	
うさぎ線(一畑バス)	猪目～鶴鷲～鷺浦～出雲大社	平日5往復、日祝日4往復	均一料金制	大社町：平田市=3：1(1341)県交付金(495)	集落内100円、出雲大社400円
朝原線(スサノオ観光)	朝：名梅公民館～八幡原バスセンター 昼：八幡原バスセンター～名梅公民館～須佐駅	火・金(各1便)	均一料金制		
原田線(スサノオ観光)	朝：三坂～八幡原バスセンター 昼：八幡原バスセンター～三坂～須佐駅	水・土(各1便)	均一料金制		
大呂線(スサノオ観光)	朝：大川西平～八幡原バスセンター 昼：八幡原バスセンター～大川西平～須佐駅	月・木(各1便)	均一料金制	佐田町(8700)	大人200円(障害者手帳100円) 小人100円
毛津津目線(スサノオ観光)	朝：中佐津目～潮の井庄 昼：潮の井庄～中佐津目～須佐駅	水・土(各1便)	均一料金制		
窪田橋波線(スサノオ観光)	朝：板山停留所～潮の井庄 昼：潮の井庄～板山停留所～須佐駅	月・木(各1便)	均一料金制		
城川西山中線(スサノオ観光)	朝：吉野上停留所～潮の井庄 昼：潮の井庄～吉野上停留所～須佐駅	火・金(各1便)	均一料金制	生活バス路線確保対策交付金対象(1474)	

種類別バス路線一覧表

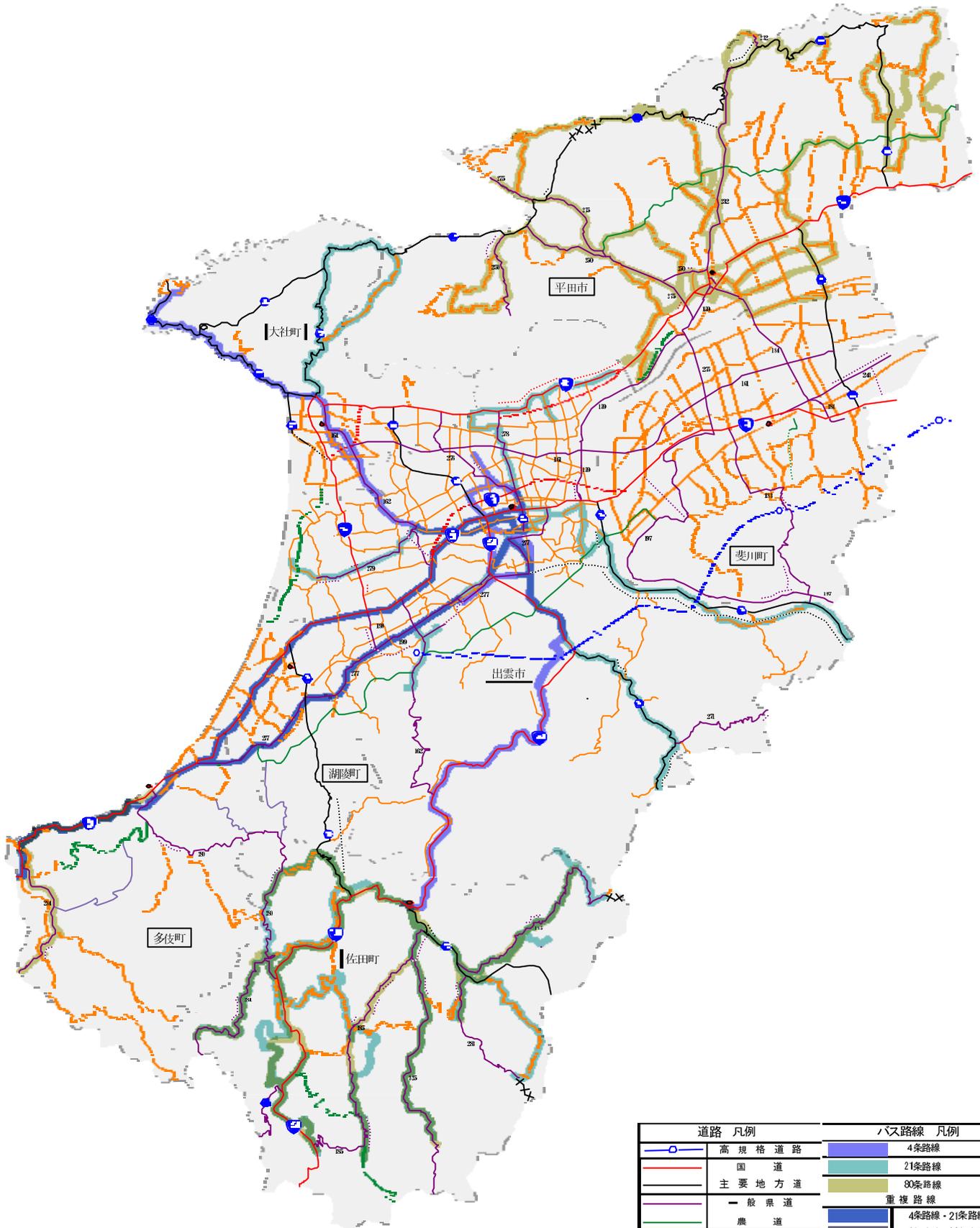
80 条路線

路線名	区間	便数	料金	委託関係	備考
坂浦線 地台線 北浜線 釜浦線 鹿園寺線 鯛淵線 鳥村線 国富線 猪目線 堂の本線 市内循環線	バスターミナル ~ 坂浦町 バスターミナル ~ 地台町 バスターミナル ~ 十六島 ~ 釜浦町 バスターミナル ~ 塩津 ~ 釜浦町 バスターミナル ~ 灘分 ~ 一畑口駅 電鉄 ~ 一畑口駅 ~ 一畑栗原 バスターミナル ~ 別所 ~ 唐川町 バスターミナル ~ 鳥村町 バスターミナル ~ 国富 ~ 美談町 バスターミナル ~ 猪目町 電鉄 ~ 一畑口駅 ~ 野柳町三の谷 電鉄 ~ 一畑口駅 ~ 野柳町堂の本 バスターミナル ~ 市街循環 ~ ターミナル	平日 2,2 便 平日 1,9 便 平日 1,4 便 平日 1,4 便 平日 8 便 平日 1,1 便 平日 1,6 便 平日 1,2 便 平日 8 便 平日 8 便 平日 6 便 平日 7 便 休日 8 便 休日 6 便 休日 7 便 休日 5 便 休日 6 便 休日 1,0 便 休日 6 便 休日 4 便 休日 6 便 休日 4 便 休日 4 便 休日 4 便 休日 3 便	ブロック料金 ・100 円 ・200 円 ・300 円 ・400 円	委託先：平田市都市公社 ・運行管理者 1 人 ・事務職員 1 人 ・運転手 19 人 委託料：78,638 千円 (H14) 運賃収入 25,013 千円 (H14) 県交付金 30,891 千円 (H14)	・運行日 1/5 ~ 12/29 ・年間乗客数：179 千人 (H14) ・市所有のバス 12 台 【内訳】10 人乗 1 台 12 人乗 1 台 29 人乗 8 台 59 人乗 2 台
東佐線 大呂線 吉野線 構波線 佐津目線 毛津線	寺嶽三叉路 ~ 八幡原 バスセンター H15.5.6 から H15.7.18 の平日早朝に限 り、東須佐公民館までの便を設定 大川西平 ~ 八幡原 バスセンター H15.5.6 から H15.7.18 の平日早朝に限 り、三の宮公民館までの便を設定 吉野上 ~ 八幡原 バスセンター 坂山 ~ 八幡原 バスセンター H15.5.6 から H15.7.18 の平日早朝に限 り、仁江橋までの便を設定 中佐津目 ~ 八幡原 バスセンター H15.5.6 から H15.7.18 の平日早朝に限 り、仁江橋までの便を設定 観山谷 ~ 八幡原 バスセンター	平日：朝 1 便、夕方 3 便 4 月から 10 月未までの夕方は、中学校 の部活動の生徒が利用する場合、更に 1 便運行。一般も予約により乗車できる。 土曜日：朝 1 便、昼 1 便、夕方 2 便 日曜日：朝 1 便、昼 1 便、夕方 1 便 長期休業中：朝 1 便 長期休業中の平日：昼 1 便、夕方 2 便 のみ増便 平日：朝 原田 1 便、東須佐公民館 1 便 土曜日：朝 原田 1 便、東須佐公民館 1 便 日曜日：朝 原田 1 便、須佐小学校 1 便 長期休業中の平日：朝 原田 1 便 定期便の空き時間に、学校の要請によ り臨時便を運行する。 2 往復 2 往復 2 往復	町内一律料金 ・大人 (中学生以上) 200 円 ・小人 100 円 【定期券料金 1ヶ月往復券のみ】 ・保育所 500 円 ・小学生 1000 円 ・中学生 2000 円 ・高校生 3000 円 ・一般 5000 円 【回数券】 ・2000 円 (200 円券 <sup>※</sup> 11 枚) ・1000 円 (100 円券 <sup>※</sup> 11 枚) (集団下校、校外活動などは無料)	委託先：有限会社スサノオ観光 委託料：45,230 千円 印に係る運行は、実績により別に積算。	料金の割引 身体障害者割引、児童福祉法の通 用を受けるものに対する割引 ・普通乗客運賃 5 割引 ・定期乗客運賃 3 割引 主たる乗客：小学生、中学生 従たる乗客：保育所児童、 高校生、一般
多岐 町内循環線	田鶴駅 ~ 富山車庫 (蔵谷経由) 田鶴駅 ~ 蔵谷 多岐町役場 ~ 田鶴駅 ~ 富山車庫 (蔵谷経由)	平日：1 便 (祝日と年末年始を除く) 2 往復 2 往復 2 往復	対牛口制	委託先：個人 2 人 (運転業務委託) 委託料：4,910 千円 運賃収入 1,777 千円 県交付金 2,156 千円	・町の所有バス 1 台 (29 人乗) ・一部町外循環あり
瀬原 町内循環線	社会福祉協議会 西地区 (2 回) 社会福祉協議会 南地区 (社福 西地区 社福 南地区 社福 西地区 社福)	平日：1 便 (祝日と年末年始を除く)	町内一律料金 ・100 円	委託先：社会福祉協議会 (運転業務委託) 委託料：9,533 千円 (H14.1.0 から施行) 運賃収入 1,666 千円	・町の所有バス 1 台 (10 人乗) ・利用者：65 歳以上 60 歳以上で下肢が不自由な方 障害者手帳を所持している方

スクールバス

自治体名	利用者	運行形態	車両	委託料	備考
出雲市 (朝山地区スクールバス)	朝山小学校児童及び南中学校生徒	運行委託契約 (スサノオ観光)		4,374 千円	
出雲市 (乙立地区スクールバス)	南中学校生徒	運行委託契約 (乙立地区通学用自動車運営委員会)	市の所有	1,932 千円	
出雲市 (稗原地区スクールバス)	南中学校生徒	運行委託契約 (スサノオ観光)		4,555 千円	
出雲市 (上津地区スクールバス)	第 1 中学校生徒	運行委託契約 (谷本ハイヤー)		6,492 千円	
多岐町	多岐中学校生徒 (大字口田儀、奥田儀)	運転業務委託 (個人)	町の所有	2,506 千円	1 台 (47 人乗)

# バス路線図



道路 凡例		バス路線 凡例	
	高規格道路		4条路線
	国 道		21条路線
	主要地方道		80条路線
	一般県道	重複路線	
	農 道		4条路線・21条路線
	林 道		4条路線・80条路線
	主な市町村道		21条路線・80条路線
	通行不能		4条路線・21条路線
	改良工事実施中の全区間 <small>(乗降施設付線区間)</small>		80条路線

# 関係法令

## 道路運送法（昭和26年6月1日法律183号）

### （目的）

第1条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

### （種類）

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

1. 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

### （一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### （禁止行為）

第20条 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

1. 災害の場合その他緊急を要するとき。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

### （有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて	協議細目	交通政策(飛行機・空港)
調整の方針	交通政策(飛行機・空港)については、現行のとおり新市に引継ぎ、出雲空港の利用促進及び整備拡充の実現に努める。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>【各種協議会】 島根県航空行政推進会議</p> <p>21世紀出雲空港整備利用促進協議会 事務局：出雲市外6市町広域事務組合                      構成会員：5市(松江市、出雲市、大田市、安来市、平田市)7郡(八束郡(7町1村)、能登郡(2町)、仁多郡(2町)、大原郡(3町)、飯石郡(4町1村)、簸川郡(5町)、瀧摩郡(2町)) 計 32市町村                      5観光協会(松江市、出雲市、平田市、玉造温泉、大社)、27商工会・商工会議所、4旅館組合、5JA、12企業、1タクシニ業、7旅行代理店</p> <p>事業：                      ・要望活動                      ・出雲空港の機能拡充整備促進(要望先：国土交通省)                      ・出雲空港PR事業 出雲空港時刻表への広告掲載                      期間 平成14年7月～平成15年3月 掲載回数 5回 作成枚数 約30,000部/1回                      ・出雲～名古屋線利用促進事業 JASナイスウィング委託                      期間 平成14年5月25日～平成14年8月31日 内容 旅行商品に8,000円を助成                      ・高速道路利用料金助成事業                      期間 平成14年7月1日～平成15年3月31日 内容 山陰道を利用した航空機利用者 にハイウェイカード(1,000円)進呈                      ・出雲空港利用促進事業                      内容 チラシを作成し、県東部を中心に新聞折込により配布(年3回)                      ・中国(上海)チャーター便の利用促進事業                      内容 会員へ利用を依頼</p>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 3-2

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（飛行機・空港）					
調整の方針	交通政策（飛行機・空港）については、現行のとおり新市に引継ぎ、出雲空港の利用促進及び整備拡充の実現に努める。							
現況								
多伎町	湖陵町	大社町						
調整の具体的な内容								
交通政策（飛行機・空港）については、現行のとおり新市に引継ぎ、出雲空港の利用促進及び整備拡充の実現に努める。								
出雲空港路線の利用状況								
出雲～東京線	利用者数	平成12年度 488,399人	平成13年度 494,889人	平成14年度 524,034人	平成12年度 9,907人	平成13年度 10,010人	平成14年度 5,316人	
	利用率	68.3%	71.4%	69.4%	利用率	70.8%	71.0%	61.5%
出雲～大阪線	利用者数	159,475人	147,822人	156,804人	利用率	6.430人		
	利用率	67.1%	58.7%	51.3%	利用率	55.1%		
出雲～福岡線	利用者数	24,608人	35,648人	39,306人	利用率	4,179人	3,583人	4,043人
	利用率	53.0%	48.6%	54.3%	利用率	48.5%	78.6%	67.7%
出雲～尾道線	利用者数	21,848人	21,217人	23,340人	利用率	14,453人	12,978人	10,718人
	利用率	50.4%	48.9%	53.4%	利用率	55.6%	49.9%	60.4%
出雲～広島西線	利用者数	13,374人		9,489人	利用率	224人		
	利用率	51.5%		44.0%	利用率	21.8%		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 4-1

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（JR）
調整の方針	交通政策（JR）については、現行どおり、新市に引き継ぐ。		
現 況			
出 雲 市	<p>【各種協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥根県鉄道整備協議会 16,000円</li> <li>・山陰本線（出雲市～益田間）高速化・利用促進協議会 20,300円</li> <li>・山陰本線活性化委員会 14,300円</li> <li>・中国横断新幹線整備促進鳥根県期成同盟会</li> <li>JR伯耆線フリーゲージトレイン導入促進鳥根県期成同盟会 44,000円</li> <li>・JRフリーゲージトレイン導入促進3県協議会</li> </ul> <p>【山陰本線高速化事業市町村負担金】 負担金：3,313千円 期 間：平成13年度から10年間</p>	平 田 市	<p>【各種協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥根県鉄道整備協議会 3,000円</li> <li>・鳥根県山陰本線活性化委員会 2,700円</li> <li>・中国横断新幹線整備促進期生同盟会等 27,000円</li> </ul> <p>【山陰本線高速化事業市町村負担金】 負担金：1,606千円 期 間：平成13年度から10年間</p>
佐 田 町			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 4 - 2

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（JR）
調整の方針	交通政策（JR）については、現行どおり、新市に引き継ぐ。		
	現 況		
	多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町
【各種協議会】	【各種協議会】 ・島根県鉄道整備連絡調整協議会 3,000円 ・山陰本線高速化利用促進協議会 9,000円 ・島根県山陰本線活性化委員会 2,700円 ・中国横断新幹線整備促進期成同盟会 27,000円 【山陰本線高速化事業市町村負担金】 負担金：1,338千円 期間：平成13年度から10年間	【各種協議会】 ・島根県鉄道整備連絡調整協議会 3,000円 ・山陰本線高速化利用促進協議会 9,000円 ・島根県山陰本線活性化委員会 2,700円 ・中国横断新幹線整備促進期成同盟会 27,000円 【山陰本線高速化事業市町村負担金】 負担金：408千円 期間：平成13年度から10年間	【各種協議会】 ・島根県鉄道整備連絡調整協議会 3,000円 ・中国横断新幹線整備促進期成同盟会 27,000円
	調整の具体的内容 交通政策（JR）については、現行どおり、新市に引き継ぐ。		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 5 - 1

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（港湾）
調整の方針	交通政策（港湾）については、実行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。		
<b>現 況</b>			
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
	<p>河下港整備計画（県） 平成12年度において、全国で13港（地域）の地方港湾が、国の特定地域振興重要港湾に選定され、今後の整備促進に期待がかかる。 平成13年度、国及び県において今後の整備方針や利用方法等について、振興ビジョンが取りまとめられた。 今後、整備促進を図り、島根県東部の地域振興の起爆剤となることを期待する。</p> <p>関係団体 ・出雲市外6市町広域事務組合 ・河下港利用振興協議会 会長 平田商工会議所会頭</p>		
出雲広域拠点港整備促進期成同盟会 構成会員：2市（出雲市、平田市）2郡（飯石郡（4町1村）、簸川郡（5町））の首長及び議長、12商工会・商工会議所（2市2郡）の会長及び会頭、3JAの組合長	事務局：出雲市外6市町広域事務組合		
事業： ・要望活動 ・港湾事業関係予算の確保と21世紀出雲拠点港の整備促進（要望先：国土交通省）			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 5-2

協議項目	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	協議細目	交通政策（港湾）
調整の方針	交通政策（港湾）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。		
多	現	況	調整の具体的内容
	多	枝	多
出雲広域拠点港整備促進期成同盟会	事務局：出雲市外 6市町広域事務組合		交通政策（港湾）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、河下雁岐間航路開設が図られるよう努める。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会 企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて	協議細目	男女共同参画施策（条例）
調整の方針	男女共同参画に係る条例については、「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。		
現 況			
出雲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画による出雲市まちづくり条例</li> <li>男女共同参画による出雲市まちづくり条例施行規則</li> <li>出雲市男女共同参画推進本部設置規程</li> <li>出雲市審議会等委員への女性の参画推進要綱</li> </ul>	平田市	佐田町
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平田市男女共同参画基本条例</li> </ul>	なし	なし

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会 企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて		協議細目		男女共同参画施策（条例）
	多伎町	湖陵町	大社町	町	
調整の方針	男女共同参画（男女共同参画関係）の取扱いについて 男女共同参画に係る条例については、男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。				
調整の具体的な内容	<p>男女共同参画に係る条例については、新市において住民参画のもとで速やかに制定するものとする。</p> <p>現市町においては出雲市及び平田市の2市が条例を制定しており、次の事項を基本として、調整にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例未制定の町が多く、住民参画のもとに制定する。</li> <li>・住民や職員が一体となり検討する過程が重要な意味があるので、その過程を充分検討する必要がある。</li> </ul>				
現状	なし	なし	なし	なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会 企画広報分科会 2-1

協議項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて	協議細目	男女共同参画施策（施設）	
調整の方針	男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。			
現況				
出雲市	<p>出雲市女性センター（H5年開設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員センター長：1人（非常勤）</li> <li>副センター長：1人（非常勤）</li> <li>職員（マネージャー）：3人（嘱託員）</li> </ul> <p>施設管理費 内訳】センター長報酬：100千円 副センター長報酬：50千円 職員（マネージャー）：6,211千円 事業費：3,120千円</p> <p>事業内容 各種教室講座の開催 空巣団体の育成・支援 情報誌の発行 各種相談業務 出雲市勤く婦人の家（S61開設） 職員館長：1人（市民学習課長兼務） 指導員：1人（男女共同参画マネージャー兼務） 事務員：1人（コミュニティセンター職員併任）</p> <p>施設管理費 事業費：1,572千円</p> <p>事業内容 各種教室講座の開催 各種グループ活動の育成 施設の貸館・貸室業務 情報の提供</p>	平田市立ふれんどりーハウス（S57年開設）	<p>施設なし （農村婦人の家については農林水産分科会で検討）</p>	佐田町
		<p>職員（すべて財団職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれんどりーハウス館長：1人（非常勤）</li> <li>ふれんどりーハウス職員：1人</li> <li>ふれんどりーハウス職員：1人</li> <li>ふれんどりーハウス職員：15人以内（非常勤特別職）</li> </ul> <p>施設管理費 運営委託料：2,207千円 【内訳】館長報酬：1,200千円 事業費：1,007千円</p> <p>指導員及び事務員人件費：5,803千円</p> <p>事業内容 各種教室講座の開催 講座受講者のための託児サービス 自主グループの育成・支援 施設の貸館・貸室業務</p>		なし

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会 企画広報分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて	協議細目	男女共同参画施策（施設）
調整の方針	男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。		
<b>現 況</b>			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
多伎町婦人研修館 ・職員なし ・施設管理費 運営委託料：120千円（電気料金相当額） 管理委託先：多伎町女性の会 構成団体 8団体（1,820名） 【内訳】自治会婦人部（3） 漁協婦人部 商工会婦人部 母子会 老人会女性部 食生活改善推進協議会	該当なし	該当なし	男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、施設の運営形態及び事業については、男女共同参画社会の実現に向けて、新市において調整する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その2)				協議細目	環境衛生事業
調整の方針	別紙のとおり					
現 況						
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	田 町	田 町	町
1 環境団体等への助成 【交付団体】 くらしの中の環境フェア実行委員会 【対象事業】 環境保全啓発事業 【交付額】 450,000円(平成14年度)	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 【交付団体】 環境ネットワークわか 【対象事業】 環境保全活動助成(ひかわ環境フェア、環境塾等) 【交付額】 2,050,000円(平成14年度)	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 該当なし
2 環境衛生組合補助金 【補助金名称】 出雲市環境衛生組合活性化補助金 【組織の目的】 行政と市民のパイプ役としての組織 【対象事業】 環境衛生事業の普及啓発 各地区環境衛生組合活動の支援 分別リサイクル推進啓発事業 【補助額】 1,800,000円(平成14年度)	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その2)	協議細目	環境衛生事業
調整の方針	別紙のとおり		
多岐	現 況	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 該当なし	1 環境団体等への助成 現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市において、環境団体の新たな支援制度を策定する。
2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 該当なし	2 環境衛生組合補助金 現行のとおり新市に引き継ぐ。 今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。

# 出雲地区区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 2-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その2)	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
現 況		
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町
<p>3 共同墓地の使用料等</p> <p>名 称】一の谷共同墓地 使 用 料】120,000～200,000円 区 画 数】247区画 残 区 画 数】15</p> <p>名 称】下古志共同墓地 使 用 料】80,000円 区 画 数】20区画 残 区 画 数】0</p>	<p>3 共同墓地の使用料等</p> <p>名 称】平田市都市公社霊園 使 用 料】85,000～300,000円 区 画 数】684区画 残 区 画 数】0</p>	<p>3 共同墓地の使用料等</p> <p>名 称】三輪山霊園 使 用 料】200,000円 区 画 数】338区画 残 区 画 数】51区画</p>
佐 田 町	佐 田 町	
	<p>3 共同墓地の使用料等</p> <p>名 称】佐田町営墓地 使 用 料】150,000円 200,000円 区 画 数】22区画 残 区 画 数】0区画</p>	



# 出雲地区区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その2)				協議細目	環境衛生事業																																																											
調整の方針	別紙のとおり																																																																
現 況																																																																	
出 雲 市	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町																																																													
<p>4 火葬場施設使用料 出雲斎場使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>区域内</th> <th>区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1体</td> <td>12,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1体</td> <td>6,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>死胎</td> <td>1胎</td> <td>3,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>人体一部</td> <td>1件</td> <td>3,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>臓器</td> <td>50kg</td> <td>7,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>産活物</td> <td>1件</td> <td>2,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬焼骨</td> <td>1体</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>安置室</td> <td>24h</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>待合室</td> <td>1室</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>区域内: 死亡者(又は使用者)の住所が次の場合 出雲市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町 区域外: 上記以外の場合 小人: 13歳未満</p>	区分	単位	区域内	区域外	大人	1体	12,000円	50,000円	小人	1体	6,000円	25,000円	死胎	1胎	3,000円	9,000円	人体一部	1件	3,000円	9,000円	臓器	50kg	7,000円	21,000円	産活物	1件	2,000円	6,000円	改葬焼骨	1体	1,000円	3,000円	安置室	24h	5,000円	10,000円	待合室	1室	5,000円	10,000円	<p>4 火葬場施設使用料(平田市 斐川町火葬場組合) 平田市欄に同じ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>関係市町</th> <th>関係市町以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1体</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>死胎</td> <td>1胎</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>人体一部</td> <td>1件</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係市町: 平田市、斐川町</p>	区分	単位	関係市町	関係市町以外	大人	1体	5,000円	10,000円	小人	1体	3,000円	6,000円	死胎	1胎	2,500円	5,000円	人体一部	1件	2,500円	5,000円	<p>4 火葬場施設使用料 該当なし</p>	<p>4 火葬場施設使用料 該当なし</p>		
区分	単位	区域内	区域外																																																														
大人	1体	12,000円	50,000円																																																														
小人	1体	6,000円	25,000円																																																														
死胎	1胎	3,000円	9,000円																																																														
人体一部	1件	3,000円	9,000円																																																														
臓器	50kg	7,000円	21,000円																																																														
産活物	1件	2,000円	6,000円																																																														
改葬焼骨	1体	1,000円	3,000円																																																														
安置室	24h	5,000円	10,000円																																																														
待合室	1室	5,000円	10,000円																																																														
区分	単位	関係市町	関係市町以外																																																														
大人	1体	5,000円	10,000円																																																														
小人	1体	3,000円	6,000円																																																														
死胎	1胎	2,500円	5,000円																																																														
人体一部	1件	2,500円	5,000円																																																														
<p>5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料</p> <p>登録手数料 3,000円 再交付手数料 1,600円 注射済み票交付手数料 550円 再交付手数料 340円</p> <p>* 登録・再交付は随時</p>	<p>5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料</p> <p>登録手数料 3,000円 再交付手数料 1,600円 注射済み票交付手数料 550円 再交付手数料 340円</p> <p>* 登録・再交付は随時</p>	<p>5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料</p> <p>登録手数料 3,000円 再交付手数料 1,600円 注射済み票交付手数料 550円 再交付手数料 340円</p> <p>* 登録・再交付は随時</p>	<p>5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料</p> <p>登録手数料 3,000円 再交付手数料 1,600円 注射済み票交付手数料 550円 再交付手数料 340円</p> <p>* 登録・再交付は随時</p>																																																														

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その2)	協議細目	環境衛生事業
調整の方針	別紙のとおり		
多 岐 市	現 況	大 社 町	調整の具体的内容
4 火葬場施設使用料 該当なし	4 火葬場施設使用料 該当なし	4 火葬場施設使用料 該当なし	4 火葬場施設使用料 出雲市の例により合併時に統一する。
5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料 登録手数料 3,000 円 再交付手数料 1,600 円 注射済み票交付手数料 550 円 再交付手数料 340 円 * 登録・再交付は随時	5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料 登録手数料 3,000 円 再交付手数料 1,600 円 注射済み票交付手数料 550 円 再交付手数料 340 円 * 登録・再交付は随時	5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料 登録手数料 3,000 円 再交付手数料 1,600 円 注射済み票交付手数料 550 円 再交付手数料 340 円 * 登録・再交付は随時	5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料 現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 斎場・火葬場の施設概要

	出雲斎場	平田・斐川新火葬場	平田・斐川現火葬場
業務開始	平成6年4月1日	平成16年10月頃	昭和32年
総事業費	12億5311万円	12億9202万円(見込)	
敷地面積	9,000㎡	10,977㎡	1,477㎡
延床面積	1,528㎡ (火葬棟899㎡ 待合棟629㎡)	1,513㎡	249㎡ (火葬炉棟87㎡ 待合棟162㎡)
火葬炉数	4基、汚物炉1基(LPG方式)	3基(LPG方式)	2基(灯油方式)
告別室	2室	1室	なし
収骨室	2室	2室	なし
霊安室	1室	1室	なし
待合室	和室3室(各15畳)	和室2室(各24畳) 洋室1室(6m×9.5m)	2室
ラウンジ(待合ロビー)	210㎡(60席)	132㎡(席数未定)	なし
喫茶コーナー	あり。JALいずも女性部より6名の業務委託職員が勤務。	なし。自動販売機コーナーは設置の予定。	なし
駐車場	バス5台、普通車45台	(第一駐車場)バス1台、普通車36台、身障者用車2台(第二駐車場)普通車21台	普通車20台程度(バスも収容可)



# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い 生涯学習関係その1			
協議項目	協	議	細	目
調整の方針	別紙のとおり			
出 雲 市 平 田 市 斐 川 町 佐 田 町				
<p>1 図書館 出雲市図書館情報センター (地域図書館6分所 移動図書館1分所)</p> <p>2 運営形態 直営</p> <p>3 開館時間 平日 10:00～19:00 土日 祝日 10:00～18:00 夏期(7/20～8/3 盆を除く) 10:00～20:00</p> <p>4 休館日 毎週木曜日 年末年始(12月30日～1月4日) 毎月の末日(月末が土・日・祝日の場合はその翌日、月末が木曜日の場合は前日) 蔵書点検期間(4日間/2年)</p> <p>5 図書館協議会 図書館情報センター協議会 定数 10名 任期 2年</p>	<p>1 図書館 平田市立図書館</p> <p>2 運営形態 財 平田市体育・公園文化振興財団</p> <p>3 開館時間 平日 土日 祝日 10:00～19:00</p> <p>4 休館日 毎週火曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月の末日(図書整理日) 年末年始(12月29日～1月4日) 蔵書点検期間</p> <p>5 図書館協議会 図書館協議会 定数 10名以内 任期 2年</p>	<p>1 図書館 斐川町立図書館(仮称) 10月開館予定</p> <p>2 運営形態 直営</p> <p>3 開館時間 平日 10:00～19:00 土日 10:00～18:00</p> <p>4 休館日 毎週月曜日 祝日 毎月最終木曜日</p> <p>5 図書館協議会 図書館協議会 開館と同時に設置の予定 10人以内 任期2年</p>	<p>1 図書館 佐田町立図書館</p> <p>2 運営形態 個人委託</p> <p>3 開館時間 4月～9月 平日 9:30～18:00 土日 祝日 8:30～17:00 10月～3月 8:30～17:00 平日・休日も上記の時間で開館</p> <p>4 休館日 年末年始(12月28日～1月3日)</p> <p>5 図書館協議会 なし</p>	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 2 / 2

協議項目	各種事務事業の取扱い(生涯学習関係その1)	協議細目	図書館事業について
<b>調整の方針</b>			
<b>多 岐 市</b>			
<p>1 図書館 多岐町立図書館(仮称)平成16年度開館予定</p> <p>2 運営形態 直営</p> <p>3 開館時間(予定) 平日 9:00~19:00 土日 9:00~18:00</p> <p>4 休館日 毎週月もしくは火曜日 祝祭日 年末年始(12/29~1/3) 月末整理日 蔵書点検(年1回5日以内)</p> <p>5 図書館協議会 設置予定</p>	<p>1 図書館 湖陵町中央公民館図書室</p> <p>2 運営形態 直営(土日臨時職員)</p> <p>3 開館時間 平日 8:30~17:00 土日 9:00~16:00</p> <p>4 休館日 祝祭日 日曜日が祝日と重なった場合の月曜日館長が定めた日</p> <p>5 図書館協議会 なし</p>	<p>1 図書館 大社町立図書館</p> <p>2 運営形態 直営</p> <p>3 開館時間 平日 土日 10:00~19:00</p> <p>4 休館日 毎週月曜日 祝祭日(祝祭日と月曜日がかさなる場合その翌日) 毎月の最終日(蔵書整理日) 蔵書点検(年1回10日以内) 年末年始(12月29日~1月3日) 館長が休館と定めた日</p> <p>5 図書館協議会 図書館協議会 定数:10名 任期:2年</p>	<p>1 図書館 現行のとお市新市に引き継ぎ、既設館及び今後整備される図書館を含め、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。 また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。</p> <p>2 運営形態 運営形態は異なっているが、現行のとお市新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。</p> <p>3 開館時間 現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に以下のとお市と統一する方向で調整する。 平日: 10時~19時 土曜・日曜・祝日: 10時~18時 ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。</p> <p>4 休館日 現行のとお市新市に引き継ぐ。</p> <p>5 図書館協議会 各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。</p>
<b>現 況</b>			
<p>1 図書館 湖陵町中央公民館図書室</p> <p>2 運営形態 直営(土日臨時職員)</p> <p>3 開館時間 平日 8:30~17:00 土日 9:00~16:00</p> <p>4 休館日 祝祭日 日曜日が祝日と重なった場合の月曜日館長が定めた日</p> <p>5 図書館協議会 なし</p>	<p>1 図書館 湖陵町中央公民館図書室</p> <p>2 運営形態 直営(土日臨時職員)</p> <p>3 開館時間 平日 8:30~17:00 土日 9:00~16:00</p> <p>4 休館日 祝祭日 日曜日が祝日と重なった場合の月曜日館長が定めた日</p> <p>5 図書館協議会 なし</p>	<p>1 図書館 大社町立図書館</p> <p>2 運営形態 直営</p> <p>3 開館時間 平日 土日 10:00~19:00</p> <p>4 休館日 毎週月曜日 祝祭日(祝祭日と月曜日がかさなる場合その翌日) 毎月の最終日(蔵書整理日) 蔵書点検(年1回10日以内) 年末年始(12月29日~1月3日) 館長が休館と定めた日</p> <p>5 図書館協議会 図書館協議会 定数:10名 任期:2年</p>	<p>1 図書館 現行のとお市新市に引き継ぎ、既設館及び今後整備される図書館を含め、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。 また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。</p> <p>2 運営形態 運営形態は異なっているが、現行のとお市新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。</p> <p>3 開館時間 現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に以下のとお市と統一する方向で調整する。 平日: 10時~19時 土曜・日曜・祝日: 10時~18時 ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。</p> <p>4 休館日 現行のとお市新市に引き継ぐ。</p> <p>5 図書館協議会 各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。</p>
<b>協 議 細 目</b>			
<b>大 社 町</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 1 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	商工会議所・商工会の取扱い
調整の方針	<p>各種事務事業(観光商工関係)の取扱い</p> <p>2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。また、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。</p> <p>商工会議所・商工会補助金は、引き続き交付することとし、新市において、事業内容を精査し調整する。</p>		
現 況			
出雲市	<p>【出雲商工会議所】 会員 2,449名 9部会 商業・食品・工業・建設産業・運輸車輛 金融理財・観光・情報サービス・サービス</p>	平田市	<p>【平田商工会議所】 会員 961名 6部会 商業・工業・建設・観光サービス・金融保険・農水</p>
出雲市	<p>【商工会議所への補助金】 ・出雲中小企業相談所事業 12,256千円 中小企業者の経営の安定と発展を目的とし行われる相談指導事業に対し事業費の一部を補助する。 ・出雲市経済動向調査事業 90千円 経済政策の参考に資するため、出雲管内の経済動向調査事業に対し事業費の一部を補助する。 ・出雲市商工業推進事業 1,460千円 中心商店街青年部会事業、中小企業大学校派遣事業、東京銀座インターン事業、賑わい創出事業、研修会・講演会実施事業に対し事業費の一部を補助する。 ・出雲TMO支援事業 4,056千円 出雲TMO事務所の食卓職員の人件費を補助する。</p>	斐川町	<p>【斐川町商工会】 会員 700名 4部会 青年部・女性部・商業部・工業部</p> <p>【商工会への補助金】 ・商工団体育成強化事業 9,000千円 小規模事業者の経営改善普及事業を主体に、地域の商工業者の発展と地域一般の福祉に資するため経営指導や地域活性化のための事業を行う</p>
出雲市		田市	<p>【田商工会議所】 会員 961名 6部会 商業・工業・建設・観光サービス・金融保険・農水</p> <p>【商工会議所への補助金】 ・運営補助金 1,880千円 ・中小企業相談所事業 9,666千円</p>
出雲市		佐田町	<p>【佐田町商工会】 会員 178名 4部会 青年部 女性部 総務部 振興部</p> <p>【商工会への補助金】 ・運営補助金 4,000千円</p>
関係事例			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 1 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目								
調整の方針	2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。また、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。 商工会議所・商工会補助金は、引き続き交付することとし、新市において、事業内容を精査し調整する。									
多岐	現況	調整の具体的内容								
<p>【多岐町商工会】 会員 172名</p> <p>【商工会への補助金】 ・運営補助金 4,000千円(平成14年度)</p>	<p>【湖陵町商工会】 会員 210名 4部会 工業部会、商業部会、青年部会、女性部会</p> <p>【商工会への補助金】 ・運営補助金 2,850千円 ・パソコン研修事業補助金 150千円(H12~H14)</p>	<p>【伏社商工会】 会員 67名 3部会 観光・商業・工業 青年部 婦人部</p> <p>【商工会への補助金】 ・大社商工会補助金 10,000千円 補助金交付要綱(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助金の目的</th> <th style="width: 30%;">対象事業</th> <th style="width: 40%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商工業の高度化及び近代化を推進並びに商工業の振興を図る。</td> <td>1. 経営改善普及事業</td> <td>補助対象基準額の75/100以内</td> </tr> <tr> <td>2. 一般事業費</td> <td>補助対象基準額の62.5/100以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の目的	対象事業	補助率	商工業の高度化及び近代化を推進並びに商工業の振興を図る。	1. 経営改善普及事業	補助対象基準額の75/100以内	2. 一般事業費	補助対象基準額の62.5/100以内
補助金の目的	対象事業	補助率								
商工業の高度化及び近代化を推進並びに商工業の振興を図る。	1. 経営改善普及事業	補助対象基準額の75/100以内								
	2. 一般事業費	補助対象基準額の62.5/100以内								
<p>【大社商工会】 会員 172名</p> <p>【商工会への補助金】 ・運営補助金 4,000千円(平成14年度)</p>	<p>【大社商工会】 会員 67名 3部会 観光・商業・工業 青年部 婦人部</p> <p>【商工会への補助金】 ・運営補助金 2,850千円 ・パソコン研修事業補助金 150千円(H12~H14)</p>	<p>【商工会議所・商工会】 各市町にそれぞれ商工会議所・商工会があり、事業を行なっている。</p> <p>2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。また、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。</p> <p>【商工会への補助金】 商工会議所・商工会補助金は、引き続き交付することとし、新市において、事業内容を精査し調整する。</p>								

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目																																																												
調整の方針	各市町独自の制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。	中小企業金融対策																																																												
<b>現 況</b>																																																														
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町																																																												
<p>【中小企業向け融資】                      中小企業融資資金                      中小企業協同組合育成融資資金                      商店街空店舗対策融資資金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>預託額 千円</th> <th>協調倍率</th> <th>預託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業融資資金</td> <td>70,000</td> <td>6.0</td> <td>出雲信用組合 本店営業部</td> </tr> <tr> <td>中小企業協同組合育成融資資金</td> <td>8,000</td> <td>5.0</td> <td>商工組合中央 金庫松江支店</td> </tr> <tr> <td>商店街空店舗対策融資資金</td> <td>5,000</td> <td>1.5</td> <td>出雲信用組合 本店営業部</td> </tr> <tr> <td>小規模企業育成対策資金</td> <td>5,000</td> <td></td> <td>島根銀行 鳥取支店</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>90,000</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 出雲支店</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先	中小企業融資資金	70,000	6.0	出雲信用組合 本店営業部	中小企業協同組合育成融資資金	8,000	5.0	商工組合中央 金庫松江支店	商店街空店舗対策融資資金	5,000	1.5	出雲信用組合 本店営業部	小規模企業育成対策資金	5,000		島根銀行 鳥取支店	島根県小規模企業育成資金	90,000	15.0	山陰合同銀行 出雲支店	<p>【中小企業向け融資】                      中小企業育成資金                      中小企業振興資金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>預託額 千円</th> <th>協調倍率</th> <th>預託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業育成資金</td> <td>3,000</td> <td>3.0</td> <td>島根銀行 平田支店</td> </tr> <tr> <td>中小企業振興資金</td> <td>5,000</td> <td>3.0</td> <td>出雲信用組合 平田支店</td> </tr> <tr> <td>中小企業振興資金</td> <td>10,000</td> <td>2.0</td> <td>出雲信用組合 平田支店</td> </tr> <tr> <td>中小企業振興資金</td> <td>15,000</td> <td></td> <td>商工組合中央 金庫松江支店</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>60,000</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 平田支店</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先	中小企業育成資金	3,000	3.0	島根銀行 平田支店	中小企業振興資金	5,000	3.0	出雲信用組合 平田支店	中小企業振興資金	10,000	2.0	出雲信用組合 平田支店	中小企業振興資金	15,000		商工組合中央 金庫松江支店	島根県小規模企業育成資金	60,000	15.0	山陰合同銀行 平田支店	<p>【中小企業向け融資】                      中小企業振興資金                      預託額 65,300千円 融資総額 3倍)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>預託額 千円</th> <th>協調倍率</th> <th>預託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業振興資金</td> <td>65,300</td> <td>3.0</td> <td>山陰合同銀行 出雲信用組合 島根銀行 斐川町農協 商工中金</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>34,700</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 出雲支店</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先	中小企業振興資金	65,300	3.0	山陰合同銀行 出雲信用組合 島根銀行 斐川町農協 商工中金	島根県小規模企業育成資金	34,700	15.0	山陰合同銀行 出雲支店
資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先																																																											
中小企業融資資金	70,000	6.0	出雲信用組合 本店営業部																																																											
中小企業協同組合育成融資資金	8,000	5.0	商工組合中央 金庫松江支店																																																											
商店街空店舗対策融資資金	5,000	1.5	出雲信用組合 本店営業部																																																											
小規模企業育成対策資金	5,000		島根銀行 鳥取支店																																																											
島根県小規模企業育成資金	90,000	15.0	山陰合同銀行 出雲支店																																																											
資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先																																																											
中小企業育成資金	3,000	3.0	島根銀行 平田支店																																																											
中小企業振興資金	5,000	3.0	出雲信用組合 平田支店																																																											
中小企業振興資金	10,000	2.0	出雲信用組合 平田支店																																																											
中小企業振興資金	15,000		商工組合中央 金庫松江支店																																																											
島根県小規模企業育成資金	60,000	15.0	山陰合同銀行 平田支店																																																											
資金名	預託額 千円	協調倍率	預託先																																																											
中小企業振興資金	65,300	3.0	山陰合同銀行 出雲信用組合 島根銀行 斐川町農協 商工中金																																																											
島根県小規模企業育成資金	34,700	15.0	山陰合同銀行 出雲支店																																																											
<p>信用保証料助成】                      対象者：斐川町商工会会員で国県から倒産関連事業者等の証明を受けている中小企業者及び組合                      対象融資：県中小企業制度融資のうち、緊急融資倒産関連資金、一般融資：一般運転資金、小規模育成資金の運転資金                      助成金 対象融資に係る島根県信用保証協会に支払った保証料の1/2                      (保証料助成対象資金で倒産企業に対して有する売掛債権額を上限とする)</p> <p>【信用保証協会の基金への出えん金】                      出損金 80千円</p> <p>【関係事例】                      斐川町信用保証料助成に関する規則</p>																																																														

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	中小企業金融対策
現		況	

## 【中小企業向け融資制度】

### 市町単独融資制度

市町名	資金の名称	資金用途	限度額	年利(%)	融資期間	信用保証	保証人	担保	融資対象者	取扱金融機関
出雲市	中小企業融資資金	運転・設備	700万円	2.5	運転 5年 設備 7年	不要	法人 2人以上 個人 1人以上	原則として不要	運転資金、設備資金を必要とする中小企業者	出雲信用組合本店及び市内各支店
	中小企業協同組合育成融資資金	運転・設備	貸事業 5,000万円 組合事業 2,000万円 組合員事業 1,000万円	2.2	運転 5年 設備 7年	商工中金の決定による	法人 2人以上 個人 1人以上	商工中金の決定による	運転資金、設備資金を必要とする中小企業組合及び組合員	商工組合中央金庫松江支店
	商店街空き店舗対策融資資金	設備	1,000万円	1.7	7年	要 (年 1.0%)	法人 2人以上 個人 1人以上	原則として不要	市内商店街において事業を行うために空店舗の改装資金を必要とするもので下記に該当するもの 商店街で組織する組合 商店街組合が推薦する中小企業者又は組合 出雲商工会議所が推薦する中小企業者又は組合	山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、しまね信用金庫、鳥根中央信用金庫、出雲信用組合の市内にある店舗
平田市	山陰商工信用貸付金	運転・設備	500万円	100万円以上7.0% 100万円以下8.0%	最長 20月	不要	2人以上	必要に応じて	組合員(小規模企業者)	
	平田市中小企業育成資金	運転・設備	800万円	2.4	3年	金融機関の決定による			運転資金、設備資金を必要とする市内中小企業者	台銀平田支店、島銀平田支店、いず信平田市店
斐川町	中小企業振興資金	運転・設備		商工中金の決定による					運転資金、設備資金を必要とする市内中小企業者	商工組合中央金庫松江支店
	斐川町中小企業振興資金	運転・設備	700万円	2.5	5年	金融機関の決定による			運転資金、設備資金を必要とする中小企業者	山陰合同銀行、出雲信用組合、島根銀行、斐川町農協、商工中金

### 県融資制度

融資の種類	資金用途	限度額	年利(%)	融資期間	保証率	保証人	担保	融資対象者
小規模企業育成資金	設備・運転	1,250万円	1.7	7年	0.64%	法人 1人以上 個人 原則不要 ただし信用保証協会における既融資残高との合計が300万円を超える場合は、 法人 2人以上 個人 1人以上	原則不要 ただし、信用保証協会における既融資残高との合計が300万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会に決定による	小規模事業者

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2 3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目																																	
調整の方針	各市町独自の制度については、現行のとおし新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな制度を創設する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおし引き継ぐ。 信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。	中小企業金融対策																																	
多岐	現況	調整の具体的内容																																	
<p>【中小企業向け融資】 該当なし</p> <p>【利子補給制度】 小規模企業施設改善資金利子補給金 交付要綱第2条関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">利子補給金の交付の目的</td> <td>中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受けた者に対し、利子補給を行うことにより、小規模企業者の経営改善を図る。</td> </tr> <tr> <td>利子補給金の交付の対象である利子</td> <td>中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受け、約定期間中に支払った利子</td> </tr> <tr> <td>利子補給金の交付の額</td> <td>当該利子の額に0.5%を約定利率で除して得た割合を乗じて得た額以内の金額</td> </tr> <tr> <td>利子補給金の交付の対象者</td> <td>中小企業制度融資要綱に基づき、融資を受けた小規模業者で、多岐町内に店舗を有し、かつ、町長が認めたる者</td> </tr> </table> <p>【県信用保証協会の基金への出えん金】 該当なし</p>	利子補給金の交付の目的	中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受けた者に対し、利子補給を行うことにより、小規模企業者の経営改善を図る。	利子補給金の交付の対象である利子	中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受け、約定期間中に支払った利子	利子補給金の交付の額	当該利子の額に0.5%を約定利率で除して得た割合を乗じて得た額以内の金額	利子補給金の交付の対象者	中小企業制度融資要綱に基づき、融資を受けた小規模業者で、多岐町内に店舗を有し、かつ、町長が認めたる者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">湖</td> <td style="width: 30%;">陵</td> <td style="width: 30%;">町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【中小企業向け融資】 該当なし</td> <td style="text-align: center;">【中小企業向け融資】 預託ではなく出えん金で対応している</td> <td style="text-align: center;">【中小企業向け融資】 町単独制度は該当なし 県の小規模企業育成資金で対応</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>預託ではなく出えん金で対応している</td> <td></td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>23,578千円</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <p>制度がある市町とない市町がある。また、制度のある市町においても、その内容が異なる。 低金利時代となり、民間融資との利率の差が少なく、また、利用が減少傾向にある。</p> <p>【中小企業向け融資等】 各市町独自の制度については、現行のとおし新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな制度を創設する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおし引き継ぐ。</p> </td> </tr> </table> <p>【県信用保証協会の基金への出えん金】 100千円(H14) 200千円(H15)</p>	湖	陵	町	【中小企業向け融資】 該当なし	【中小企業向け融資】 預託ではなく出えん金で対応している	【中小企業向け融資】 町単独制度は該当なし 県の小規模企業育成資金で対応	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>預託ではなく出えん金で対応している</td> <td></td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table>	資金名	預託額	協調倍率	預託先	島根県小規模企業育成資金	預託ではなく出えん金で対応している		山陰合同銀行 大社支店	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>23,578千円</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table>	資金名	預託額	協調倍率	預託先	島根県小規模企業育成資金	23,578千円	15.0	山陰合同銀行 大社支店	<p>制度がある市町とない市町がある。また、制度のある市町においても、その内容が異なる。 低金利時代となり、民間融資との利率の差が少なく、また、利用が減少傾向にある。</p> <p>【中小企業向け融資等】 各市町独自の制度については、現行のとおし新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな制度を創設する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおし引き継ぐ。</p>	<p>【県信用保証協会の基金への出えん金】 100千円</p> <p>【県信用保証協会の基金への出えん金】 100千円</p>
利子補給金の交付の目的	中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受けた者に対し、利子補給を行うことにより、小規模企業者の経営改善を図る。																																		
利子補給金の交付の対象である利子	中小企業制度融資要綱に基づき、施設改善のための融資を受け、約定期間中に支払った利子																																		
利子補給金の交付の額	当該利子の額に0.5%を約定利率で除して得た割合を乗じて得た額以内の金額																																		
利子補給金の交付の対象者	中小企業制度融資要綱に基づき、融資を受けた小規模業者で、多岐町内に店舗を有し、かつ、町長が認めたる者																																		
湖	陵	町																																	
【中小企業向け融資】 該当なし	【中小企業向け融資】 預託ではなく出えん金で対応している	【中小企業向け融資】 町単独制度は該当なし 県の小規模企業育成資金で対応																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>預託ではなく出えん金で対応している</td> <td></td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table>	資金名	預託額	協調倍率	預託先	島根県小規模企業育成資金	預託ではなく出えん金で対応している		山陰合同銀行 大社支店	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金名</td> <td>預託額</td> <td>協調倍率</td> <td>預託先</td> </tr> <tr> <td>島根県小規模企業育成資金</td> <td>23,578千円</td> <td>15.0</td> <td>山陰合同銀行 大社支店</td> </tr> </table>	資金名	預託額	協調倍率	預託先	島根県小規模企業育成資金	23,578千円	15.0	山陰合同銀行 大社支店	<p>制度がある市町とない市町がある。また、制度のある市町においても、その内容が異なる。 低金利時代となり、民間融資との利率の差が少なく、また、利用が減少傾向にある。</p> <p>【中小企業向け融資等】 各市町独自の制度については、現行のとおし新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな制度を創設する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおし引き継ぐ。</p>																	
資金名	預託額	協調倍率	預託先																																
島根県小規模企業育成資金	預託ではなく出えん金で対応している		山陰合同銀行 大社支店																																
資金名	預託額	協調倍率	預託先																																
島根県小規模企業育成資金	23,578千円	15.0	山陰合同銀行 大社支店																																
小規模企業施設改善資金利子補給金交付要綱	小規模企業施設改善資金利子補給金交付要綱																																		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 3 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目			
調整の方針	それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。	中心市街地活性化基本計画			
現況					
出雲市	出雲市中心市街地活性化基本計画 平成10年7月の中心市街地活性化法の施行に伴い、中心市街地活性化のための様々な事業・施策が、適切に実施されるよ基本計画を策定。 平成11年3月 面積 約150ha 対象地区 今市町、今市町南本町、大津町、塩冶町の各一部 TMO機関 出雲商工会議所 実施概要 中核都市基盤の整備・広域交流、定住拠点の整備 ・広域商業拠点の整備・良好な居住環境と庭園年(ガーデンシティ)の形成・バリアフリーによる高度福祉年の形成・科学技術と歴史文化創造の力による文化産業都市の形成	平田市 平成15年度に策定予定 平田市中心市街地活性化基本構想策定 TMO構想策定(平田市商工会議所)	斐川町 平成15年度に策定予定 斐川町中心市街地活性化基本構想策定 TMO構想策定(斐川町商工会)	佐田町	該当なし
<p>・バリエイアウト出雲 中心市街地活性化の核として、賑わいを創出することを目的とする。</p> <p>構造階数 鉄骨造、地上4階建 完成 平成15年3月末 管理運営 管理目的会社(㈱プロンティア)にも委託 委託費 公開空地の管理費を含め、1000万円/年の予定 利用料金 条例により、利用料金制を採用 ㈱プロンティア バリエイアウト出雲の管理運営を目的としている 資本金 1千万円(市25%出資)</p> <p>出雲TMO支援事業</p> <p>・第三セクターへの出資 出雲ターミナル㈱ 出雲市駅高架下の開発を目的としている 資本金 2億円(市82%出資)</p>					
【関係条例】					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 3 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	中心市街地活性化基本計画
調整の方針	それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。		
現 況			
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容 それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。
		該当なし	
該当なし	該当なし	該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 4 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。	工業団地 新ビジネスパーク
現 況		
出 雲 市	平 田 市	川 町 町
<p>【既存の工業団地】 出雲長浜中核工業団地(地域公園) 分譲面積 659,870㎡ 分譲済面積 635,829㎡</p> <p>【計画中の工業団地】 新ビジネスパーク 概要 出雲市の産業基盤の強化と雇用の拡大に資するべく企業誘致や地元企業の進出による産業集積の形成を図り、自然環境との調和を目指した新しい産業拠点として整備する。 企業導入にあたっては、出雲市の地域産業の高度化はもとより、新産業の創出に必要とされる技術や商品等を保有する企業の立地により、地域産業への多様な効果を波及させる拠点として整備していく。あわせて、専門的知識・技術を保有する新規学卒者やUJターン者の雇用の受け皿となる研究開発型企業の立地にも取り組み、若者定住による地域の活性化を推進していく。 さらに、学術研究機関や公的支援機関、民間企業等による起業化支援体制を骨幹として、出雲市の先導的産業群を中心とした新産業の創出基盤としての役割を果たしていくこととする</p>	<p>【既存の工業団地】 平田市東部工業団地(平田市営) 分譲面積 60,000㎡ 分譲済面積 5,000㎡</p> <p>河下臨海工業団地(県営) 分譲面積 106,000㎡ 分譲済面積 23,000㎡</p>	<p>【既存の工業団地】 坂田工業団地(完了) 分譲面積 72,000㎡ 分譲済面積 9,000㎡</p> <p>斐川西工業団地(完了) 分譲面積 127,000㎡ 分譲済面積 33,000㎡</p> <p>斐川南工業団地(完了) 分譲面積 90,000㎡ 分譲済面積 0㎡</p> <p>【計画中の工業団地】 斐川南工業団地 拡張面積 19,000㎡</p> <p>斐川中央工業団地 全体面積 200,000㎡</p> <p>堀切工業団地 拡張面積 17,000㎡</p>
【関係事例】	<p>【既存工業団地の管理】 東部工業団地 ・管理組合を結成(1,200千円補助)</p>	<p>【既存工業団地の管理】 未分譲地の管理 先行取得(中央工業団地未造成)団地の管理 企業に売却出来ない法面の管理等</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 4 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	工業団地・新ビジネスパーク
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現況			
多伎	湖	陵	町
既存の工業団地) 多伎町工業団地 全体面積 分譲面積	該当なし	該当なし	町
調整の具体的内容			
各市町において今まで重要な施策として取り組んでおり、合併後も現行のとおり新市に引き継ぐ。			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 5 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目		企業誘致に関わる優遇制度
調整の方針	<p>用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。                  ・固定資産税に関する優遇措置については、合併時に斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。</p>	状況		
現				
出雲市	<p>出雲長浜中核工業団地企業立地促進補助金                  製造業、製造業と密接な関連を有するソフトウェア業又は製造業に関する試験研究の用に供する施設を設置するために、出雲長浜中核工業団地内の用地を取得した企業                  用地面積が5,000㎡以上の場合                  土地取得代金の20%を助成                  用地面積が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合                  土地取得代金の10%を助成                  取得後3年以内の操業が見込まれる新規雇用者数が20人以上見込まれる</p>	平田市	斐川町	佐田町
出雲市・関連企業立地促進助成金	<p>出雲市                  関連企業立地促進助成金                  島根県企業立地促進条例に基づき認定を受けた企業のうち、市内に工場又は事業場を新設する工場連の開発型製造業及び情報サービス業                  ・開発型製造業                  増加固定資本額1億円以上                  新規雇用者数5人以上の場合                  助成対象事業費の15%を助成                  増加固定資本額3億円以上                  新規雇用者数10人以上の場合                  助成対象事業費の20%を助成                  ・情報サービス業                  増加固定資本額3千万円以上                  新規雇用者数5人以上の場合                  助成対象事業費の10%を助成                  増加固定資本額3千万円以上                  新規雇用者数10人以上の場合                  助成対象事業費の15%を助成                  認定の日から操業開始後3年以内に取得した建物及び償却資産に係る経費の総額が対象</p>	平田市企業立地奨励条例、平田市企業立地奨励条例の特例に関する条例に基づき優遇制度 製造業、ソフトウェア産業等 ・用地取得助成金 土地の取得費の30%を助成、上限300万円 ・立地奨励金 投下固定資本額に対応して納付した固定資産税額を3年間助成 ・雇用促進奨励金 20万円×市内在住の新規雇用従業員増加人数を助成、操業後3年間に限る ・環境保全助成金 (平田市東部工業団地に限る) 環境保全のための機械装置に要する経費の50%を助成、上限1億円 投下固定資本額が5,000万円以上 増加雇用者数が1人以上	斐川町工業開発促進条例に基づき優遇制度 製造業、ソフトウェア業(製造業と密接な関連を有する又は製造業に関する試験研究の用に供する施設を設置するために、工場立地の敷地に立地した企業) ・工場設置助成金 納税義務の発生した年度から3年度分の投下固定資本額に対応して納付した固定資産税額 緑化環境整備助成金 工場につき100万円を超えない額 投下固定資本額が5,000万円以上 増加雇用者数が10人を超えること	過疎地域自立促進特別措置法に基づき固定資産税の免除 対象地域 全町 期間 新たに課税される年度から3年間 補助条件 特になし(申請に対し町長が認める)
関係条例)	平田市企業立地奨励条例、平田市企業立地奨励条例の特例に関する条例、地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例	斐川町工業開発促進条例 斐川町工業立地支援規則	斐川町工業開発促進条例 斐川町工業立地支援規則	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 5 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	企業誘致に関わる優遇制度																								
調整の方針	<p>・用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き続く。                  ・固定資産税に関する優遇措置については、合併時に斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・工関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。</p>																										
調整の具体的な内容	<p>・用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き続く。                  ・固定資産税に関する優遇措置については、合併までに斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・工関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。                  ・平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。</p>																										
現況	現況	大 社 町	大 社 町																								
多岐	湖 陵 町	大 社 町	大 社 町																								
過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除 対象地域 全町 期間 新たに課税される年度から3年間 条件 製造の事業、旅館業、ソフトウェア業の用に供する設備を新設又は増設した場合	<p>・低開発地域工業開発促進法に基づく優遇制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>青色申告書を提出する法人又は個人</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">制度内容</td> <td>納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">要件</td> <td>製造の用に供するための家屋、償却資産、土地の取得</td> </tr> </table> <p>・企業立地促進条例に基づく優遇制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">制度内容</td> <td>納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">要件</td> <td>投下固定資産本額が5,000万円以上 増加雇用者数が5人以上</td> </tr> </table>	対象者	青色申告書を提出する法人又は個人	制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除	要件	製造の用に供するための家屋、償却資産、土地の取得	対象者	町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業	制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除	要件	投下固定資産本額が5,000万円以上 増加雇用者数が5人以上	<p>・大社町工場設置奨励条例に基づく優遇制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>町内に工場等を新設又は増設する者</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">制度内容</td> <td>納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">要件</td> <td>投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること</td> </tr> </table>	対象者	町内に工場等を新設又は増設する者	制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除	要件	投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること	<p>・大社町工場設置奨励条例に基づく優遇制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>町内に工場等を新設又は増設する者</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">制度内容</td> <td>納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">要件</td> <td>投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること</td> </tr> </table>	対象者	町内に工場等を新設又は増設する者	制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除	要件	投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること
対象者	青色申告書を提出する法人又は個人																										
制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除																										
要件	製造の用に供するための家屋、償却資産、土地の取得																										
対象者	町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業																										
制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の免除																										
要件	投下固定資産本額が5,000万円以上 増加雇用者数が5人以上																										
対象者	町内に工場等を新設又は増設する者																										
制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除																										
要件	投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること																										
対象者	町内に工場等を新設又は増設する者																										
制度内容	納税義務の発生した年度から3年度分の固定資産税の全額免除																										
要件	投下固定資産本額が500万円以上 増加雇用者数が10人を超えること																										
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	<p>湖陵町企業立地促進条例 湖陵町地域総合整備資金貸付要綱</p>	大社町工場設置奨励条例																									

出雲地区台合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 6 1

協議項目	協議細目	協議細目
各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	新ビジネス創業支援補助金	新ビジネス創業支援補助金
調整の方針	出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。	
現況		
出雲市		
平田市		
市		
対象者	市内に事業所を有する中小企業者 市内に住居を有する個人 市内で創業しようとする中小企業者又は個人	事業の内容 1) 商業者が市内に新規立地する場合に要する経費を補助 2) 商業者が新製品の開発、生産・販売の拡大及び福利厚生 の拡充のために設備を購入する場合に要する経費を補助 3) 商業者が新製品の開発、生産・販売の拡大及び福利厚生 の拡充のために既存設備を改造、修繕する場合に要する経費 を補助 4) 商業者が新規立地するため次の制度を利用する場合の金 利負担の軽減 ・県創業者支援資金制度 ・国民生活金融庫新規模開業特別貸付制度
補助内容	新製品の創業を目指す中小企業者又は個人 の研究開発事業に必要な経費を補助 事業費の2/3以内、限度額300万円	補助対象経費 建物、設備費等(1,000万円以上のものに限る)
補助率	事業費の2/3以内、限度額300万円	限度額 3%以内 100万円
対象経費	専門家の指導を受ける経費 研究開発に必要な材料・機器等に関する経費 研究開発に直接携わる者の人件費 工業所有権取得に関する経費及び事務費	3%以内(リース の場合は、1/5) 100万円
補助内容	新たに開発された製品や商品の販路開拓及び販売 促進事業に要する経費を補助 事業費の2/3以内、限度額100万円	100万円
補助率	事業費の2/3以内、限度額100万円	3%以内 100万円
対象経費	専門家の指導を受ける経費 販路開拓及び販売促進のための宣伝等の経費 委託費及び事務費	10/10 100万円
補助内容	創業5年以内の中小企業及び個人であって、その 経営者や従業員が、資質向上や技術向上のため に、大学や研究機関、人材養成機関で行われる研 修に参加する経費を補助 事業費の2/3以内、限度額50万円	1/3 30万円
補助率	事業費の2/3以内、限度額50万円	1/2 20万円
対象経費	研究機関・人材養成機関への派遣に関する経費 研修会への参加に関する経費	雇用人数1人に つき50万円 50万円
補助内容	創業後もない者に対して、その事業活動を展開する 場となる工場・研究所・事務所等の賃借料を補助 事業費の1/3以内、限度額60万円	5%以内(リース の場合は、1/3) 50万円
補助率	事業費の1/3以内、限度額60万円	1/3 50万円
交付条件	(財)しまね産業振興財団の創業スベース支援事業 費助成金の交付決定がなされていること	1/3 50万円
関係条例)		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 6 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目				新ビジネス創業者支援補助金
調整の方針	出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。					
現 況						
斐川町	佐田町	多岐町	伎多町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容
該当なし 支援センター管理運営委託 (中小企業支援) (NPO法人ビジネスサポートかわで対応)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い				協議細目	起業家支援
調整の方針	斐川町の企業化支援センター及び賃工場については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、企業化支援センター等の活用し、企業家支援事業の充実を図る。					
現況						
出雲市	新ビジネス相談 新ビジネスコーディネーターによる技術、起業等の相談業務 出雲おもしろ商い塾 起業予定者へ講義や模擬店による支援業務	平田市 平田市商工業活性化支援事業より ・新規立地支援事業(上限1,000千円) ・新製品開発支援事業(上限1,000千円) ベンチャー支援事業(上限500千円) (新ビジネス創業支援補助金に同じ)	斐川市	斐川町 斐川町企業化支援センター 斐川町企業化支援センター拠点として、地場産業の育成のための生産の合理化・市場調査・商品開発及び販売促進を企業と町が一緒になって推進。支援センターの運営は、14年設立したNPO法人ビジネスサポートひかわを中心に行なっている。 NPOの会員でなくとも支援センターは活用できる。	佐田町	該当なし
出雲市				NPO法人ビジネスサポートひかわ活動計画 1. 交流事業 会員相互の交流及び先進地企業との交流 2. 市場ネットワーク構築 NPOによる開発製品のネットワーク維持・拡大 販売網構築 特産品販路紹介 3. 商品開発支援事業 開発補助金 字との連携 4. 新事業進出検討 5. 環境研究 6. 情報提供 広報誌の作成 HPの作成		
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
出雲市						
関係条例						

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	起業家支援
調整の方針	斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、企業家支援事業の充実を図る。		
現況			
多岐	町	町	町
	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、企業家支援事業の充実を図る。			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	企業化支援センター管理運営																																																							
調整の方針	斐川町の企業化支援センター及び賃工場については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。																																																									
<b>現 況</b>																																																										
出雲	市	斐川市	佐田町																																																							
該当なし	該当なし	斐川町企業化支援センター 位置 斐川町大字神永253番地10 目的 斐川町内における地域企業等の成長支援を図り、産業振興に資するため 入居使用の対象者 斐川町と、経営、技術及び販売等のアドバイザ契約を締結した者 町長が職場企業等の成長支援を図る上で特に必要と認めたる者 入居使用の期間 1年を上限とする 運営委員会 入居使用にかかる審査及び支援センターの運営方法等について審議する 使用料	該当なし																																																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">一般使用料(消費税別途)</th> <th style="width: 30%;">1時間当たりの使用料</th> <th style="width: 40%;">1月当りの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 A</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室 B</td> <td>200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室 C</td> <td>200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室 D</td> <td>700円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>商品展示室兼交流室</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定器庫</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習室 A</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習室 B-1</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習室 B-2</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習室 B-3</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習室 B-4</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報交換ホール</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心療室</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一般使用料(消費税別途)	1時間当たりの使用料	1月当りの使用料	研修室 A	300円	3,000円	研修室 B	200円	5,000円	研修室 C	200円	5,000円	研修室 D	700円	7,000円	商品展示室兼交流室	300円		測定器庫	200円		実習室 A	200円		和室	200円		実習室 B-1	100円		実習室 B-2	200円		実習室 B-3	200円		実習室 B-4	200円		情報交換ホール	300円		心療室	200円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">入室名</th> <th style="width: 40%;">1月当りの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習室 B-1(6㎡)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>実習室 B-2(10㎡)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>実習室 B-3(10㎡)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>実習室 B-4(14㎡)</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	入室名	1月当りの使用料	実習室 B-1(6㎡)	3,000円	実習室 B-2(10㎡)	5,000円	実習室 B-3(10㎡)	5,000円	実習室 B-4(14㎡)	7,000円
一般使用料(消費税別途)	1時間当たりの使用料	1月当りの使用料																																																								
研修室 A	300円	3,000円																																																								
研修室 B	200円	5,000円																																																								
研修室 C	200円	5,000円																																																								
研修室 D	700円	7,000円																																																								
商品展示室兼交流室	300円																																																									
測定器庫	200円																																																									
実習室 A	200円																																																									
和室	200円																																																									
実習室 B-1	100円																																																									
実習室 B-2	200円																																																									
実習室 B-3	200円																																																									
実習室 B-4	200円																																																									
情報交換ホール	300円																																																									
心療室	200円																																																									
入室名	1月当りの使用料																																																									
実習室 B-1(6㎡)	3,000円																																																									
実習室 B-2(10㎡)	5,000円																																																									
実習室 B-3(10㎡)	5,000円																																																									
実習室 B-4(14㎡)	7,000円																																																									
		<p>企業化支援センター運営 委託先 NPO法人ビジネスサポートひかわ 委託費 12,000円 委託内容 支援センター入居使用事務</p> <p>企業化支援センター管理費 2,200円</p>																																																								
【関係条例】		斐川町企業化支援センターの設置及び管理運営に関する条例 斐川町企業化支援センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則																																																								

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 4

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	企業化支援センター管理運営
調整の方針	斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 5

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目										
調整の方針	産業管理運営											
斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行の通り新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。												
現況												
出雲市	平田市	斐川町										
該当なし	該当なし	佐田町 該当なし										
<p>斐川町企業化支援貸工場                  位置 斐川町大字神水 253 番地 1                  目的 斐川町内の企業育成を図り、産業振興に資するため                  使用対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者                  生産合理化の促進、商品開発等によって自立型企業をめざす者                  使用期間 5年を上限とする。                  使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>室数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">斐川町企業化支援貸工場</td> <td>工場</td> <td rowspan="2">1室 1月につき 47,700円 (消費税別送)</td> </tr> <tr> <td>ピロティ</td> </tr> <tr> <td>B棟</td> <td rowspan="2">7室 1室</td> </tr> <tr> <td>ピロティ</td> </tr> </tbody> </table> <p>保証金 使用料の3月分                  斐川町企業化支援貸工場使用資格審査委員会                  使用対象者の要件を審査する</p> <p>企業化支援貸工場管理運営 400千円                  企業化支援貸工場入居審査事務</p>			名称	室数	使用料	斐川町企業化支援貸工場	工場	1室 1月につき 47,700円 (消費税別送)	ピロティ	B棟	7室 1室	ピロティ
名称	室数	使用料										
斐川町企業化支援貸工場	工場	1室 1月につき 47,700円 (消費税別送)										
	ピロティ											
	B棟	7室 1室										
	ピロティ											
【関係条例】	斐川町企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例 斐川町企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例施行規則											

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 7 6

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	貸工場管理運営
調整の方針	斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。		
現 況			
多 岐	町	大 社	斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。
	町	町	
該当なし	該当なし	該当なし	
調 整 の 具 体 的 内 容			
斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 8 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目		商工振興補助事業
調整の方針	市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。	現況		
出雲市	<p>商店会等街路灯設置事業補助 商業等の振興を図るため、街路灯を10灯以上設置する商店会等に設置費を補助する。 補助率 1/5以内、限度額 1,000万円 地域にやさしい商店街づくり事業補助 商店街の活性化と安心して利用できる魅力ある商店街づくりの推進のため、地域にやさしい商店街づくり事業費を補助する 補助率 1/2以内、限度額 1,000万円 商店街空店舗対策事業補助 商店街の活性化を図るため下記の事業に対し、商工会議所・事業共同組合に補助する。 ・空店舗リノベーション誘致事業 補助率 2/3以内、限度額 140万円 ・空店舗改装事業 補助率 2/3以内、限度額 1,000万円 出雲あーけーど市 補助金 1,000万円 毎月第2、第4土曜日開催 時間 9時～13時 場所 中町・扇町 ・夢フェスタ出雲 補助金 250万円 体育の日とその前日開催 事業主体 中心商店会 場所 中心市街地</p> <p>工場移転補助 既存の工場を市内の他の地区に移転する際に投下固定資産の税相当額を補助する。 第1年次 100分の100 第2年次 100分の65 第3年次 100分の35</p> <p>【関係条例】</p>	<p>平田市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済振興センター補助金 16,000万円</li> <li>地域商工業活性化補助金 9,000万円</li> <li>平田市商工業活性化支援メニュー             <ol style="list-style-type: none"> <li>島根県地域商業活性化支援事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>商業環境整備事業</li> <li>空店舗対策事業</li> <li>空店舗改装事業</li> <li>人材育成事業</li> </ul> </li> <li>商工業等経営支援事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成支援事業</li> <li>先進事例調査計画策定事業</li> <li>商店街等販売促進支援事業</li> <li>エキスポートバンク支援事業</li> <li>商品券発行支援事業</li> <li>商工業新規創業等支援事業</li> </ul> </li> <li>立地支援事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>新製品開発支援事業</li> <li>ベンチャー支援事業</li> </ul> </li> <li>新世代技能者育成事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>新世代技能者等育成事業</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> <p>斐川町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報化対応事業(商工会) 225万円</li> <li>パソコン実務研修(営業管理)コース、法人会計コース</li> <li>個人会計コース各コース5日間25人</li> <li>ニュービジネス進出支援事業(商工会)30万円</li> <li>新たなビジネス分野、特に今後期待されるサービス業の分野におけるビジネスモデルを発見し、それを成し遂げるためのプランを実作することで新聞や進出の足がかりを固める。</li> <li>中小企業経営強化事業(商工会)50万円</li> <li>NPO法人ビジネスサポーターひかわと連携し、地域の産業振興を目的に、創業者の育成、経営革新に取り組む企業への支援等を行い、中小企業経営強化を図る。</li> <li>人材確保推進事業(商工会)400万円</li> <li>福利厚生対策や社員研修は優秀な人材確保のために重要な事業であるが、企業負担の問題があり、単独企業では取り組みにくいため共同で取り組む。</li> <li>緊急経済対策事業(利子補給金) 510万円</li> <li>14年3月31日で申請打ち切り、16年3月31日で失効</li> <li>特産開発振興会補助 270万円</li> <li>斐川町内の事業者50社あまりで組織されている団体</li> <li>新特産品の商品開発や販売促進の通販カタログ作成の補助</li> </ul>	佐田町	
		斐川町企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例及び施行規則	該当なし	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 8 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い			協議細目	商工振興補助事業
調整の方針	<p>市町独自の補助事業については、現行のとおり引き続き、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き続き統一する。</p>				
多岐	町	湖陵	町	社	町
該当なし	該当なし	<p>・大社町商店街空店舗対策事業費補助金                      補助対象者                      商工会 商店街振興組合・事業協同組合                      チャレンジショップ等仕事屋事業 930万円                      神門通りの魅力化を図る上で必要な業種を空店舗に誘致するため、家賃及び光熱費の一部を補助する。                      空店舗対策事業(H15年度より)                      商店街の活性化に資するため、空店舗への必要な業種を誘致する事業に対し、家賃及び修繕費の一部を補助する。                      補助率 事業費の2/3以内</p> <p>・門前市総合事業補助金                      補助対象者                      商工会 商店街振興組合・事業協同組合                      門前市総合事業(H15年度より2,000万円)                      門前町の再生を図るため、商店街の新たな魅力と活力を引き出し、観光商工業の振興に資する事業及び起業者を支援する事業に対して補助する。</p>			
調整の具体的な内容					
<p>市町独自の補助事業については、現行のとおり引き続き、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。                      県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き続き統一する。</p>					
商工業振興補助金交付要綱					

別表第1 (第5条関係)

平田市商工業活性化支援メニュー

(平成15年4月1日より適用)

●補助対象者

- ①市内に存する商工業者
- ②市内に存する商店会等
- ③市内に存する商工業の発展に寄与する団体

1. 島根県地域商業活性化支援事業

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助率	
			限度額	
①商業環境整備事業 (ハード事業)	商店街等が行う街路灯、モニュメント、噴水、花壇、その他簡易な公共施設の整備等に要する経費	各施設整備に要する経費(老朽施設の撤去費を含む。ただし、撤去費のみの場合は補助対象としない。)	協	5/16
			県	4/16
			計	9/16
			協	150万円
			県	120万円
			計	270万円
②空店舗対策事業 (ソフト事業)	商工業者が空店舗を利用して事業を行う場合、又は、商店街等が商店街の魅力の向上を図る上で必要な業種の誘致を行う場合に必要経費	家賃、借地料、機械借損料等(敷金、権利金、手付金等を除く。)12月分に限る。ただし、13月以降24月まで継続して補助する場合は前年度の補助金額に1/2を乗じた額又はその年度の補助対象経費の9/24のいずれか低い額。(ただし、家賃補助の場合は、月額7.8万円を上限とする。)	協	5/12
			県	4/12
			計	(3/4)9/12
			協	100万円
			県	80万円
			計	180万円 (家賃補助の場合は月額15.7万円を限度とする。)
③空店舗改装事業 (ハード事業)	商工業者が空店舗を利用して事業を行う場合、又は、商店街等が休憩所、ギャラリー、教養文化教室等公共的施設として転用する場合の補助	内外装費及び構築物整備費	協	5/12
			県	4/12
			計	(3/4)9/12
			協	250万円
			県	200万円
			計	450万円 (公共的施設以外に転用する場合は180万円を限度とする。)
④人材育成事業 (ソフト事業)	商業関係の団体・グループ等が実施する、担い手・後継者育成など商業に関連する人材育成の研究・研修会などに要する経費の補助 (異業種交流会を除く。)	講師等謝金、講師等旅費、会場借上料、事務経費等(飲食費を除く。視察旅費、バス借上経費、1・2回程度の講演会経費を除く。)	協	5/12
			県	4/12
			計	(3/4)9/12
			協	62.5万円
			県	50万円
			計	112.5万円

2. 商工業者等経営支援事業

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助率	
			限度額	

①人材育成支援事業 (ソフト事業)	商店街、同業者組合又は商工業者で結成された研究会、商工業者及びその従業員が、経営・能力・技術向上を図るため行う研修会参加・開催に要する経費	講師等謝金、講師等旅費、会場借上料、事務経費、旅費、研修会参加料等(宿泊費、飲食費を除く。資格取得の場合は、企業等において必要な資格に限る。)	1/2
			10万円
②先進事例調査・計画策定事業 (ソフト事業)	商店街、同業者組合等が行う先進的な取り組み等の調査に要する経費(情報システム、協業化、実験的事業等)	旅費(宿泊費を除く。)、会議費、委託料、事務経費等(飲食費を除く。)	1/3
			30万円
③商店街等販売促進支援事業 (ソフト事業)	商店街や商業者組合等が行う販売促進を目的としたイベント・広告宣伝に要する経費	会場設営費、広告印刷費、案内看板等作成費、チラシ等折り込み料等(飲食費、景品等購入費等を除く。) (注) 同一事業は3年を限度とする。ただし、2年目以降継続して補助する場合は前年度の補助金額に2/3を乗じた額を限度とする。また、平成14年度において補助金の交付を受けた団体については、平成14年度を1年目とし、平成15年度に同一事業に対する補助金の交付申請があった場合には、平成14年度の補助金額に2/3を乗じた額を限度とする。	1/3
			30万円
④エキスパートバンク支援事業 (ソフト事業)	島根県商工会連合会が実施するエキスパートバンク事業(経営診断指導等)を受けた商工業者が継続的に指導を受ける場合の経費	講師等謝金、講師等旅費(1商工業者につき1回に限る。)	1/2
			10万円
⑤商品券発行支援事業 (ソフト事業)	商工会議所等が発行する市内共通商品券の発行に要する経費	販売促進費、広報費及び前述に附帯する経費	10/10
			100万円

### 3. 商工業者新規創業等支援対策事業

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助率
			限度額
①立地支援事業 (公共移転、従業員が増加しない市内移転、賃貸住宅、貸しビル等は対象外としない。)	1) 商工業者が市内に新規立地する場合に要する経費	建物、設備費等(1,000万円以上のものに限る。)	3%以内
			100万円
	2) 商工業者が新製品の開発、生産・販売の拡大及び福利厚生等の拡充のため新たに設備を購入する場合に要する経費	設備の購入費及び前述に附帯する経費(100万円以上の場合に限る。) リースの場合は申請年度において支払われるリース費用	3%以内 (リースの場合は1/5)
			100万円

	3) 商工業者が新製品の開発、生産・販売の拡大及び福利厚生 of 拡充のため既存設備を改造、修繕する場合に要する経費	既存設備の改造費、修繕費及び前述に附帯する経費 (100 万円以上の場合に限る。)	3%以内 100 万円
	4) 商工業者が新規立地するため下記の制度を利用する場合の金利負担の軽減 ・ 県創業者支援資金制度 ・ 国民生活金融公庫新規開業特別貸付制度	利子相当分 (初回支払より 12 月分に限る。) 保証料相当分 (初回支払より 12 月分に限る。)	10/10 100 万円
②新製品開発支援事業	1) 商工業者が行う新製品の開発、製品化に要する経費	試作費 (検査費、機械購入費、機械改造費、原材料費、外注加工費、デザイン等委託費等 50 万円以上の場合に限る。)	1/3 30 万円
	2) 商工業者が行う新製品の特許・実用新案・意匠・商標の登録等に要する経費	出願料、弁理士費用、書類作成費、先行技術調査費等	1/2 20 万円
③ベンチャー支援事業	創業、又は、異業種進出に伴う出資額が 300 万円以上になる見込みがあり、申請時において創業、又は、異業種への進出が 3 年以内の者は、次のいずれかひとつの補助金について申請することができる。	人員確保支援補助金 新規雇用者の数 (雇用保険適用事業所における雇用保険被保険者に限る。)	雇用人数 1 人につき 5 万円 50 万円
		設備投資支援補助金 設備の購入費及び前述に附帯する経費 リースの場合は申請年度において支払われるリース費用	5%以内 (リースの場合は 1/3) 50 万円
		新商品開発支援補助金 試作費 (検査費、機械購入費、機械改造費、原材料費、外注加工費、デザイン委託費等)	1/3 50 万円
		販路拡大支援補助金 広告宣伝費 (パンフレット印刷費、広告チラシ折込料、ホームページ作成料等)	1/3 50 万円

#### 4. 新世代技能者育成事業

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助率
			限度額
新世代技能者等育成事業	新世代を担う技術者の育成及び伝統的産業技術の継承、研鑽等を目的とした団体への支援	運営費、事業費、研修会開催費等	2/3
			20 万円

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 9 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	勤労者金融対策
調整の方針	資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。		
現 況			
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
<p>勤労者福祉対策融資資金貸付事業 労働者向け融資取扱者である山陰労働金庫に貸付 原資を預託し、労働者に対する融資の円滑化を図る。 預託期間 1年 普通預金 預託金額 130,000千円</p>	<p>労働福祉資金貸付金 預託先 山陰労働金庫 預託金額 100,000千円</p>	<p>勤労者福祉対策融資預託金 預託先 山陰労働金庫 預託金額 20,000千円</p>	<p>該当なし</p>
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 9 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	勤労者金融対策
調整の方針	資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。		
現況			
多岐	町	湖陵町	町
該当なし	該当なし	労働福祉資金貸付金 預託先 山陰労働金庫 預託金額 2,500千円	資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。
調整の具体的内容			
資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 10 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	労働者福祉協議会補助
調整の方針	現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。		
現 況			
出雲市	<p>出雲地区労働者福祉協議会助成金  <b>【目的】</b> 出雲地区の労働者の福祉事業・活動の推進  <b>【補助対象者】</b> 出雲地区労働者福祉協議会  <b>【内容】</b> 出雲地区(出雲市、簸川郡)労働者の福祉の推進を図る目的で実施される文化・体育活動、労働祭、法律相談、労働祭、教宣活動等の事業に対して助成を行なう  <b>【補助金額】</b> 400千円(15年度予算)</p>	斐川町	佐田町
平田市	<p>平田地区労働者福祉協議会助成金  <b>【目的】</b> 平田地区の労働者の福祉事業・活動の推進  <b>【補助対象者】</b> 平田地区労働者福祉協議会  <b>【内容】</b> 平田地区労働者の福祉の推進を図る目的で実施される文化・体育活動、労働祭、法律相談、教宣活動等の事業に対して助成を行なう  <b>【補助金額】</b> 400千円(15年度予算)</p>	斐川町	該当なし
出雲市	<p>出雲地区労働者福祉協議会助成金  <b>【目的】</b> 出雲地区の労働者の福祉事業・活動の推進  <b>【補助対象者】</b> 出雲地区労働者福祉協議会  <b>【内容】</b> 出雲地区(出雲市、簸川郡)労働者の福祉の推進を図る目的で実施される文化・体育活動、労働祭、法律相談、労働祭、教宣活動等の事業に対して助成を行なう  <b>【補助金額】</b> 400千円(15年度予算)</p>	斐川町	該当なし
関係条例			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 10 2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	労働者福祉協議会補助
調整の方針	現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。		
現 況			
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容 出雲市が補助している出雲地区労働者福祉協議会と平田市が補助している平田地区労働者福祉協議会が一本化されるのかどうか、現段階でははっきりしない。仮に一本化された場合、現行どおりの額を補助するのか調整を要する。 現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。
該当なし	該当なし	該当なし	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 111

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	産業専門部労働者共済会
調整の方針	新市においても引き続き加入するよう調整する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>名称】島根県東部労働者共済会                      (目的)島根県東部地区内(松江市、出雲市、安来市、平田市、八束郡、能義郡、簸川郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、隠岐郡)の中小企業で働く方の福利厚生の充実に目的とする。                      (役員)島根県東部地区内に事業所がある中小企業で働く従業員と事業主、個人企業                      (会費)会員一人月額1千円                      (出雲市負担金)3,956千円</p> <p>会員からの会費は事業費にあり、管理運営にかかる経費は構成市町村が人口割で負担している。運営費について、国から2分の1の助成がある。</p>	・負担金 1,314千円	・負担金 1,214千円	・負担金 207千円
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 112

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	協議内容
調整の方針	新市においても引き続き加入するよう調整する。		
現況			
多伎町	多伎町	大社町	調整の具体的内容
・負担金 190千円	・負担金 264千円	・負担金 725千円	新市においても引き続き加入するよう調整する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 12 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	雇用対策事業												
調整の方針	平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成17年3月31日まで現行のとおり引き続き、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。														
<b>現 況</b>															
出雲市	平田 市	斐川 町	佐田 町												
該当なし	<p>市単独助成制度 国の新規雇用創出の助成金に、上乗せして助成金を交付する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">助成金の名称</th> <th style="width: 30%;">交付対象者</th> <th style="width: 40%;">助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平田市高度人材確保助成金</td> <td>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業高度人材確保助成金を受給した市内企業</td> <td>左欄に掲げる中小企業高度人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に100万円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>平田市雇用創出人材確保助成金</td> <td>法の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業雇用創出人材確保助成金を受給した市内企業</td> <td>左欄に掲げる中小企業雇用創出人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に25万円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>平田市新規・成長分野雇用奨励金</td> <td>緊急雇用創出特別基金に基づき財団法人高齢者雇用開発協会が交付する新規・成長分野雇用奨励金を受給した市内企業</td> <td>左欄に掲げる新規・成長分野雇用奨励金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に10万円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例の生效日：平成17年3月31日 若年層の臨時職員雇用(15年度)</p>	助成金の名称	交付対象者	助成金の額	平田市高度人材確保助成金	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業高度人材確保助成金を受給した市内企業	左欄に掲げる中小企業高度人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に100万円を乗じて得た額	平田市雇用創出人材確保助成金	法の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業雇用創出人材確保助成金を受給した市内企業	左欄に掲げる中小企業雇用創出人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に25万円を乗じて得た額	平田市新規・成長分野雇用奨励金	緊急雇用創出特別基金に基づき財団法人高齢者雇用開発協会が交付する新規・成長分野雇用奨励金を受給した市内企業	左欄に掲げる新規・成長分野雇用奨励金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に10万円を乗じて得た額	該当なし	該当なし
助成金の名称	交付対象者	助成金の額													
平田市高度人材確保助成金	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業高度人材確保助成金を受給した市内企業	左欄に掲げる中小企業高度人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に100万円を乗じて得た額													
平田市雇用創出人材確保助成金	法の趣旨に基づき雇用・能力開発機構が交付する中小企業雇用創出人材確保助成金を受給した市内企業	左欄に掲げる中小企業雇用創出人材確保助成金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に25万円を乗じて得た額													
平田市新規・成長分野雇用奨励金	緊急雇用創出特別基金に基づき財団法人高齢者雇用開発協会が交付する新規・成長分野雇用奨励金を受給した市内企業	左欄に掲げる新規・成長分野雇用奨励金の支給対象となつた労働者のうち、市内で勤務する労働者数に10万円を乗じて得た額													
【関係条例】	平田市雇用創出及び産業振興助成条例 平田市雇用創出及び産業振興助成条例施行規則														

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 122

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	雇用対策事業
調整の方針	平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成17年3月31日まで現行のとおり引き続き、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成17年3月31日まで現行のとおり引き続き、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目	道路の整備方針及び計画
調整の方針	道路の整備方針及び計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、3年を目的に新たな計画を策定する。 他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
幹線市道の整備は「出雲市道路整備10ヵ年計画(H10～H19)」に基づき整備。計画路線30路線。国庫補助事業、地方道改修事業(特定)、市単独事業で実施。 生活関連市道の整備は「第10次舗装・道路改良事業3ヵ年計画(H14～H16)」に基づき実施。 市単独事業で実施。地元要望の中から優先度高い箇所を選択し、3ヵ年ごとに整備計画策定。 地元負担金なし。拡幅用地は原則寄付。 その他事業 ・細街路(建築基準法42条2項)拡幅整備事業。 ・公共事業関連代替宅地環境整備事業。 ・他事業関連道路整備事業 新内藤川赤川、斐伊川放水路、エネルギーセンタ、山陰自動車道、砕石、下水道整備に伴う地元環境整備事業。	市内全域から市中心部までの所要時間を、15分以内とすることを目標に掲げている。 辺地総合整備計画(H13～H17)の中で道路整備を実施。その他地方特定道路整備事業で継続して実施している箇所あり。 市単独の道路整備事業はあるが、特に計画はない。 地元負担金は、幅員3m以上5m未満の道路舗装については一般寄付として徴収。 用地寄付については、幅員5m未満の道路整備について受けている場合もある。	斐川町総合基本計画(第4次)に基づき、3ヵ年を単位として実施計画(中期財政計画)を策定し、毎年度ローリング方式による改定を行い実施。 H15→補助1路線 辺地2路線 地特4路線	佐田町第5次総合振興計画、過疎計画、辺地計画等により整備。整備優先順位は、基本幹線を中心にスサノオロード計画に基づいて整備。 基本計画 ・佐田町第5次総合振興計画 ・過疎計画 ・辺地計画 道路事業整備計画 ・スサノオロード整備計画(H14～10ヵ年)
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目	道路の整備方針及び計画
調整の方針	道路の整備方針及び計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、3年を目的に新たな計画を策定する。 他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
<b>現況</b>			
多岐	町	湖陵	町
多岐	町	大	社 町
<p>総合振興計画(H12～H22)及び過疎地域自立促進計画(H13～H17)に基づき実施。</p> <p>多岐町交通バリアフリー計画に基づき歩道整備を実施。</p> <p>上記以外の地元からの要望については、重要性緊急性考慮して随時計画に盛り込む。</p> <p>・地元負担金、用地寄付なし。</p>	<p>湖陵町総合振興計画に基づき実施。その他は、地区要望をとりまとめ、優先順位の高いものから整備していく</p> <p>・地元負担金は、2・3線町道整備において一部徴収している。</p> <p>・用地寄付はなし。</p>	<p>幹線道路は、中長期計画に基づき実施。</p> <p>町単独事業としての生活道路は、緊急2カ年道整備計画を策定して実施。</p> <p>・単独事業においても、地元負担金は原則なし。但し、用地寄付や補償の協力が得られる所は優先順位に反映させる。</p>	<p>補助事業や有利な起債事業で実施する道路については、計画的に実施する必要がある。現在計画中の路線は、今までの経緯もあり、それぞれに必要性の高い路線である。</p> <p>補助事業等の採択を受けられない単独事業の道路整備についても計画的な整備が必要である。</p> <p>道路の整備方針及び計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、3年を目的に新たな計画を策定する。</p> <p>他事業に関連する道路整備(斐伊川放水路事業関連周辺整備事業など)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	市道・町道の整備基準については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。	市道・町道の整備基準
<b>現況</b>		
出雲市	市道・町道の整備基準 幹線市道の整備基準 2車線以上で整備。 生活関連市道の整備基準 幅員6mを原則とする(舗装道路改良3カ年事業の採択基準あり)。地元負担金なし。拡幅用地は原則寄付。 出雲市細街路(建築基準法42条2項)拡幅整備事業要綱 公共事業関連代替地周辺道路等の整備に関する基準 公共事業に伴う3戸以上・同一路線上に移転する場合に整備する。 民間開発に伴う市道拡幅用地確保のための基準	斐川町 実施計画 毎年、3カ年単位の実施計画(中期財政計画)を見直し、効果緊急性等から実施路線を選定。ほ場整備事業内は、面整備に併せ路線整備を実施。 町単独事業の整備計画方針は特に無いが、地元要望に基づき事業効果、緊急性等から順次整備。 ・地元負担金なし ・用地寄付は原則4m以下の場合適用
平田市	地元要望に基づき現地調査を行い判断。市が独自に調査を行い必要を認めた場合に整備する。 幅員3m以上5m未満の道路舗装については、工事費の20%相当額を一般寄付として地元負担金を徴収。 幅員5m未満の道路整備について用地寄付を受けている場合がある。	佐田町 町道整備基準 総合振興計画、過疎計画に登録された路線を中心に整備。詳細な路線についてはササノオロード整備計画に基づき優先順位を定め整備。緊急を要する場合は、執行部協議を行い随時実施。地元要望については、現地調査を行い整備計画の参考とする。 優先順位の基準 路線の性格・幅員等での整備基準は設けていない。 全路線について用地買収を行なう予定として、用地寄付等での優先順位の基準とはしてないが、用地確保等の協力体制がとれるよう協力を依頼している。 地元負担金なし。
関係条例		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	市道・町道の整備基準	
市道・町道の整備基準については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。		
多岐	現況	
	町	町
<p>総合振興計画及び過疎地域自立促進計画に基づき実施。軽微な修繕については、毎年緊急度を比較し必要な箇所から実施。地元要望については重要性・緊急性を検討し随時整備計画に盛り込む。</p> <p>道路幅員、歩道の有無等の明確な整備基準は設けていないが、事業ごとに整備方針を決定する会議を開催し、その方針を決定している。</p> <p>地元負担金、用地寄付なし。</p>	<p>湖陵町総合振興計画に基づき実施。その他は、地区要望をとりまとめ、優先順位の高いものから整備していく。</p> <p>地元負担金</p> <p>幹線・1級市道整備は負担金なし。</p> <p>2・3級町道整備は原則10%負担(但し、補助事業による5m以上の道路は除く)</p> <p>用地寄付はなし。</p>	<p>整備基準</p> <p>緊急2か年道路整備計画</p> <p>拡幅の場合は、幅員4m以上。</p> <p>過去の陳情請願案件を新設改良と維持修繕毎に評価基準を設け優先順位付けをしている。</p> <p>生活道路(単独事業)においても、地元負担金は原則なし。但し、用地寄付や補償の協力が得られる所は優先順位に反映させる。</p>
調整の具体的内容		
<p>単独事業による道路整備については、各市町における道路幅員などの整備基準に相違がある。</p> <p>市道・町道の整備基準については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。</p>		
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目	港湾占用料
調整の方針	港湾の占用料、使用料条例については、合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、鳥根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。		
現況			
出雲	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	<p>【港湾占用料徴収条例の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・占用料等の徴収条例及び規定なし。</li> <li>・対象物件もなし。</li> </ul>	該当なし	該当なし
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目
<b>調整の方針</b>	港湾の占用料、使用料条例については、合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。	
<b>現況</b>		
<b>多伎町</b>	<b>湖陵町</b>	<b>大社町</b>
<p>【港湾占用料徴収条例の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田東港管理条例」により占用料、使用料を規定。</li> <li>【港湾占用物件及び占用料】</li> <li>・独自料金を設定。</li> <li>【港湾占用料減免規定】</li> <li>・5トン未満の船舶、公用の船舶を緊留する目的とする岸壁、棧橋又は物揚場の使用については使用料免除。</li> <li>・公益上その他特別の事由のため必要と認めるとき、又は災害等により港湾施設の機能が損なわれたと認めるときは占用料等を減免することができる。</li> <li>【港湾占用申請件数】</li> <li>・徴収していない。</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>【港湾占用料徴収条例の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・占用料等の徴収条例及び規定なし。</li> <li>・対象物件もなし。</li> </ul>
<b>調整の具体的内容</b>		
<p>市町村管理港湾が所在する市町は平田市、多伎町、大社町である。多伎町には「小田東港」の管理条例及び徴収規定がある。但し、減免規定により実際に徴収している事例はない。平田市と大社町には条例及び徴収規定はなく、占用料等も徴収していない。</p> <p>施設管理上条例等の整備は必要であり、統一した基準を設ける必要がある。</p> <p>港湾の占用料、使用料条例については、合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。なお、多伎町の管理条例にあって島根県港湾施設条例にない起重機の設置及び「砕氷塔の設置」の料金については、島根県漁港管理条例における料金を準用する。</p>		
【関係条例】		

港湾占用料・使用料比較

占用料(単位:円)

区 分		単 位	多伎町	県港湾施設	県港湾区域	県漁港条例
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、事務所又はこれらに類する施設の敷地		m <sup>2</sup> /年	260	744 (62円/月)		
起重機の設置		基/年	2,050			2,710
砕氷塔(コンベアーを含む)の設置		基/年	4,680			6,210
柱類の 建設	電柱	第1種	390	1,000	640	
		第2種		1,600		
		第3種		2,200		
	電話柱	第1種	150	930	260	
		第2種		1,500		
		第3種		2,100		
	その他の柱類		本/年	200	72	480
管類の 埋設	外径0.1m未満		25	48	110	
	0.1m~0.15m未満			72		
	0.15m~0.2m未満			95		
	0.2m~0.4m未満		50	190	260	
	0.4m~1m未満			480		
	1m以上			950		500
その他の工作物の設置		m <sup>2</sup> /年	160	各種あり	190	
施設又は工作物の設置を伴わないもの		m <sup>2</sup> /年	45		52	

使用料(単位:円)

港湾施設の種類	利用形態等	単 位	多伎町	県港湾施設	
係留施設 (岸壁、さん橋、物揚場)	定期の客船、貨物船又はフェリーボートの係留	t/日	2円30銭	3	
	その他の船舶	~12時間	4円70銭 (t/日)	4円65銭	
		12~24時間		6円20銭	
		24時間~		(注1)	
野積場	舗装野積場	利用期間15日以下	10m <sup>2</sup> /日	20	
		利用期間16日以上			
	未舗装野積場	利用期間15日以下			30
		利用期間16日以上			~15日 31 16日~ 36
危険物置場	危険物の設置	m <sup>2</sup> /月	36	62	

(注1)1トンにつき6円20銭に24時間を超える12時間までごとに3円10銭を加算した額

採用単価



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目	特定行政庁の設置
調整の方針	特定行政庁の設置については、合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。			
<b>現 況</b>				
	出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
<p>【建築確認業務】</p> <p>平成10年特定行政庁を設置し、市内全域の建築確認、許可、道路位置指定等を行っている。</p> <p>・平成14年度確認申請実績</p> <p>(1)建築確認 701 件</p> <p>(2)計画変更確認 133 件</p> <p>(3)完了検査 576 件</p> <p>【例規等】</p> <p>建築基準法の施行に関する出雲市細則</p> <p>建築基準法の施行に関する出雲市細則に基づく建築行政事務処理要綱</p> <p>出雲市建築基準法関係指導要領</p> <p>出雲市建築協定条例</p> <p>出雲市建築審査会条例</p> <p>建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則</p> <p>出雲市建築計画概要書閲覧規定</p> <p>出雲市中高層建築物に関する指導要綱</p>	<p>【手数料】</p> <p>手数料については、出雲市手数料条例で定めている。</p> <p>県内の特定行政庁(鳥根県、松江市)と同一である。</p> <p>手数料収入総額は、平成14年度 18,409,000 円</p> <p>【経費】</p> <p>平成15年度予算 6,360,000 円</p> <p>【建築確認審査関係職員数】</p> <p>建築技師 4 名</p> <p>嘱託員 1 名</p> <p>臨時職員 1 名</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請実績</p> <p>建築確認申請受付 226 件</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請実績</p> <p>建築確認申請受付 235 件</p> <p>計画変更確認 40 件</p> <p>建築工事届 4 件</p>	
【関係条例】				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い			協議細目	特定行政庁の設置
調整の方針	特定行政庁の設置については、合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。				
現況					
多岐	町	湖陵	町	大社	町
<p>【建築確認業務】</p> <p>建築工事届の受付を行う。</p> <p>・平成14年度確認申請進達実績 建築工事届 18件</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請進達実績 建築確認 49件 計画変更確認 7件</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請進達実績 建築確認 83件 計画変更確認 18件</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請進達実績 建築確認 83件 計画変更確認 18件</p>	<p>【建築確認業務】</p> <p>建築確認等、道路位置指定、建築工事届、特定公共的施設新築等の受付を行い土木事務所へ進達する。</p> <p>・平成14年度確認申請進達実績 建築確認 83件 計画変更確認 18件</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>特定行政庁の設置については、出雲市のみ建築主事を置き、全ての建築確認業務を行っている。</p> <p>新市の規模になると建築確認審査等の住民サービスは行う必要があると思われる。また、審査件数が増加することから、一層の組織機構の充実を図る必要がある。</p> <p>特定行政庁の設置については、合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。</p>
【関係条例】					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	特定行政庁の設置
調整の方針	特定行政庁の設置については、合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。		
現 況			
<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の特定行政庁設置の状況</li> <li>特定行政庁(全ての建築物を対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県、松江市、出雲市</li> </ul> </li> <li>限定特定行政庁(住宅程度の小規模建築物対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>浜田市、安来市、益田市、大田市</li> </ul> </li> <li>・新市においての予想される建築確認件数等</li> <li>建築確認数 約 1,250件(14年度実績)</li> <li>手数料収入 約 3,300万円</li> <li>・特定行政庁とは</li> <li>特定行政庁は、建築基準法において独立の行政機関の地位を有している建築主事を設置している地方公共団体の長をいう。建築主事の職務は、特定行政庁である市町村の指揮監督の下に、建築確認を必要とする一定規模以上の建築物の建築、増築、大規模の修繕等の際に、その工事着手前に、当該建築計画が、敷地、構造、建築設備等について法令に適合するものか否かの建築の確認に関する事務を処理することのほか、物件の検査・立入等を行うことが出来る。</li> <li>建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。(建築基準法第4条)</li> </ul>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目		景観保全に関すること	
調整の方針	景観条例については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。 緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。					
現況						
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町	田町	田町
<p>【景観条例の有無について】</p> <p>市で独自の条例を制定(平成元年) 出雲市まちづくり景観条例(景観審議会、大規模行為届出、景観形成地域の指定、景観形成重要物の指定、表彰制度)</p> <p>【景観行政の概要】</p> <p>大規模行為届出(平成2年度～) 民間が行う建築物、工作物等の設置、開発等の行為のうち大規模なものについて、事前届出により、必要な指導又は助言を行う。(H14件数 96件)</p> <p>景観形成地域の届出(平成4年度～) 市内の4地域を景観形成地域として指定している。建築物、工作物等の設置、開発等の行為について、地域の景観形成基準に基づいた指導助言を行う。(H14件数 13件)</p> <p>まちづくり景観賞(平成2年度～) 景観整備への理解と関心を深めてもらうため、快適で出雲らしい景観づくりに貢献された建物やまちなみなどを表彰する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>市独自の条例なし 県のふるさと島根の景観づくり条例の規定により市で受付、総務事務所へ進捗する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>名称：斐川町美しいまちづくり条例 制定：平成9年12月 目的：築地松景観や斐伊川、宍道湖などの自然などの景観を守り伝え、新たな景観を創り育てるため制定 内容：景観形成重要物の指定、まちづくり景観協定、表彰制度、景観審議会 県のふるさと島根の景観条例の規定により町で受付、総務事務所へ進捗する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>景観条例の有無なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進捗する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>景観条例の有無なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進捗する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>景観条例の有無なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進捗する。</p>	<p>【景観条例の有無について】</p> <p>景観条例の有無なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進捗する。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目	景観保全に関すること
調整の方針	景観条例については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。 緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。			
現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町
<p>【景観助成・補助金について】</p> <p>生け垣設置奨励金制度(昭和58年～)H14事業費1,900千円</p> <p>緑化及び防災を推進するために、住宅敷地の公道に面するところに生け垣を設置される方に対し奨励金を交付する。</p> <p>交付金額 2,500円/m (限度額 75,000円)、</p> <p>景観形成地域 3,500円/m (限度額 105,000円)</p> <p>中心市街地緑化奨励金制度(平成12年～)H14事業費 100千円</p> <p>中心市街地活性化区域内の宅地に、緑化を目的とした植栽をされる方に対し奨励金を交付する。</p> <p>中高木 7,500円/1本、低木(単植)500円/1本、低木(密植)2,500円/m<sup>2</sup>(限度額 75,000円)</p>	<p>【景観助成・補助金について】</p> <p>市独自の交付なし</p>	<p>【景観助成・補助金について】</p> <p>町独自の交付なし</p>	<p>【景観助成・補助金について】</p> <p>町独自の交付なし</p>	<p>【景観助成・補助金について】</p> <p>町独自の交付なし</p>
<p>【関係条例】出雲市まちづくり景観条例、同施行規則、出雲市景観審議会に関する規則、出雲市まちづくり景観表彰要綱、出雲市生け垣設置奨励金交付要綱、出雲市中心市街地緑化奨励金交付要綱</p>		斐川町美しいまちづくり条例		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-3

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目		調整の具体的内容
	協	議	協	議	
調整の方針	景観条例については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。 緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。				
現況					
多岐	町	湖	社	町	次ページに記載
【景観条例の有無について】 町独自の条例なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達する。	【景観条例の有無について】 町独自の条例なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達する。	【景観条例の有無について】 町独自の条例なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達する。	【景観条例の有無について】 町独自の条例なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達する。	【景観条例の有無について】 町独自の条例なし。 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達する。	
【景観行政の概要】 町独自ではなし	【景観行政の概要】 町独自ではなし	【景観行政の概要】 町独自ではなし	【景観行政の概要】 町独自ではなし	【景観行政の概要】 町独自ではなし	
【景観助成・補助金について】 町独自ではなし	【景観助成・補助金について】 町独自ではなし	【景観助成・補助金について】 町独自ではなし	【景観助成・補助金について】 町独自ではなし	【景観助成・補助金について】 町独自ではなし	【景観助成・補助金について】 町独自ではなし

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-4

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目		調整の具体的内容
	多伎町	湖陵町	大社町	調整の目的	
調整の方針	<p>景観条例については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目的に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。</p>				
多伎町	現況				<p>景観条例については、現在市町独自の景観条例を制定しているのは出雲市、斐川町、大社町であり、他の市町においては島根県の「ふるさと島根の景観づくり条例」により届出の受付、島根県への進達を行っている。各市町において素晴らしい景観要素があり、今以上に守り育てることが必要である。</p> <p>景観条例については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。</p> <p>緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目的に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。</p>
	湖陵町	大社町	町長の諮問に応じ、景観形成に関する調査及び審議を行う。 大規模行為の届出 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達	<p>景観審議会 町長の諮問に応じ、景観形成に関する調査及び審議を行う。 大規模行為の届出 ふるさと島根の景観づくり条例の規定により、町で受付総務事務所へ進達</p> <p>【景観助成・補助金について】 ○街なみ環境整備事業による修景整備助成制度(平成17年～予定) 街づくり協定に従って行われる住宅等の修景にかかる経費の一部について助成する(助成率:未定)</p>	
【関係条例】	大社町まちづくり景観条例、大社町景観審議会に関する規則、ふるさと島根の景観づくり条例				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-5

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	協議細目
現 況			
<p>出雲市まちづくり景観条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、景観の形成に関し必要な事項を定めることにより市民ひとりひとりの参加のもとで、出雲らしい個性的な魅力あるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物をいう。</p> <p>(2) 工作物 建築基準法第88条に規定する工作物のほか規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物のほか規則で定めるものをいう。</p> <p>(4) 専門家 建築物、工作物及び広告物の設計又は施工を業として行う者及び宅地建物の取引きを業として行う者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、この条例の目的を達成するために、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>(市民、事業者及び専門家の責務)</p> <p>第4条 市民、事業者及び専門家は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観の形成やまちづくりに関する施策に協力するものとする。</p> <p>2 市民、事業者及び専門家は、建築物、工作物及び広告物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、土地の形質の変更、樹木の</p>	<p>態様の変更等を行うおとすときは、景観の形成に配慮しなければならない。</p> <p>第2章 景観の形成</p> <p>第1節 総合的な施策の推進</p> <p>(景観整備基本計画の策定)</p> <p>第5条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるために基本的方向を明らかにした景観整備基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、景観整備基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、出雲市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、景観整備基本計画を策定し、又は変更したときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(先導的役割)</p> <p>第6条 市長は、道路、公園、河川その他の公共施設の整備、建築物等の建設等を行う場合には、景観整備基本計画との整合を図るとともに景観の形成に先導的役割を果たすように努めなければならない。</p> <p>(啓発)</p> <p>第7条 市長は、市民、事業者及び専門家が景観の形成に寄与することができるように、景観に関する意識の高揚と知識の普及を図らなければならない。</p> <p>(市民団体の育成)</p> <p>第8条 市長は、市民自らの手によってそれぞれの地域の景観を守り、育て、創ることを目的とした市民団体の育成に努めなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体等に対する協力要請)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対して景観の形成について協力を要請するものとする。</p> <p>第2節 景観形成地域</p> <p>(景観形成地域の指定)</p> <p>第10条 市長は、景観の形成を図るために必要な地域を景観形成地域として、指定するものとする。</p>		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-6

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	景観保全に関すること
現況			
<p>2 景観形成地域は、次の各号の一に該当する地域について指定する。</p> <p>(1) 道路、河川、湖又は海浜等に沿って、出雲らしい景観を形成している地域</p> <p>(2) 開発整備が予定される地域で、今後計画的に景観整備をする必要のある地域</p> <p>(3) その他市長が必要のあると認める地域</p> <p>3 市長は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域の住民その他利害関係者及び出雲市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、景観形成地域を指定したときは、これを告示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、景観形成地域を変更する場合について準用する。</p> <p>(景観形成計画及び景観形成基準)</p> <p>第11条 市長は、景観形成地域を指定したときは、当該地域の景観形成計画及び景観形成基準を定めるものとする。</p> <p>2 景観形成計画は、景観整備基本計画に従い、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 景観の形成の基本目標</p> <p>(2) 道路、公園その他の公共施設に係る景観の形成に関する方針</p> <p>(3) その他市長が景観の形成に関し必要と認める事項</p> <p>3 景観形成基準は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。</p> <p>(1) 建築物等の規模、位置、色彩及び形態</p> <p>(2) 土地の形質</p> <p>(3) 土地の緑化措置</p> <p>(4) 樹木の態様</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 前条第3項及び第4項の規定は、景観形成計画及び景観形成基準を定め、又は変更しようとする場合について準用する。</p> <p>(行為の届出)</p>	<p>第12条 景観形成地域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更</p> <p>(2) 土地の形質の変更</p> <p>(3) 樹木の伐採</p> <p>(4) その他景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為には適用しない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が別に定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な臨時の措置として行う行為</p> <p>(3) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為(前3号に掲げる行為を除く。)</p> <p>(景観形成計画及び景観形成基準の適合)</p> <p>第13条 景観形成地域内において、前条第1項の各号の一に該当する行為をしようとする者は、当該地域に係る景観形成計画及び景観形成基準に適合するよう努めなければならない。</p> <p>(景観形成計画及び景観形成基準に基づく助言及び指導)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が、当該地区の景観形成計画及び景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。</p> <p>(空地に係る助言及び指導)</p> <p>第15条 市長は、景観形成地域内において、空地が当該地域の景観を阻害しているときは、当該空地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。))に対し、景観の形成を配慮した適正な空地の管理又は利用を図るよう助言し、及び指導することができる。</p> <p>(諸制度の活用)</p> <p>第16条 市長は、景観形成地域内において、景観の形成を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法等に基づき諸制度の活用に努めるものとする。</p>		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-7

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	景観保全に関すること
<b>現況</b>			
<p>第3節 景観形成重要物 (景観形成重要物の指定)</p> <p>第17条 市長は、景観の形成上、重要な価値があると認める建築物その他の物件を景観形成重要物として指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、景観形成重要物の所有者等の同意を得なければならない。</p> <p>3 市長は、景観形成重要物として指定したときは、これを告示するとともに、当該景観形成重要物の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、景観形成重要物が朽廃、滅失等により、景観上の価値を失ったとき、又は公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、景観形成重要物の指定を解除するものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、景観形成重要物の指定を解除した場合について準用する。</p> <p>6 第10条第3項の規定は、第1項及び第4項について準用する。</p> <p>(現状の変更の届出)</p> <p>第18条 景観形成重要物の所有者等は、当該景観形成重要物の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為又は、臨時応急の措置として行う行為で外観の変更を伴わないものについてはこの限りでない。</p> <p>(景観形成に係る助言及び指導)</p> <p>第19条 市長は、前条による届出があった場合において、当該届出に係る行為により景観形成重要物の景観上の価値が損なわれると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、及び指導するものとする。</p> <p>第4節 大規模建築物等 (大規模行為の届出)</p> <p>第20条 景観の形成に大きな影響をもつものとして、次に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ、</p>	<p>市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更</p> <p>(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの</p> <p>(3) 鉱物の掘採又は土石等の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの</p> <p>(4) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の規定により届け出する場合について準用する。</p> <p>(大規模建築物等に係る助言及び指導)</p> <p>第21条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観整備基本計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、出雲市景観審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>第3章 表彰、助成等 (表彰)</p> <p>第22条 市長は、出雲らしいまちづくりを進めるための景観形成に寄与していると認める建築物等の物件について、その所有者、設計者及び施工者等を表彰することができる。</p> <p>2 市長は、前項に掲げる者のほか、景観形成に著しく貢献した者を表彰することができる。</p>		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-8

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	景観保全に関すること
現況			
<p>(助成等)</p> <p>第23条 市長は、第10条に規定する景観形成地域内においてすぐれた景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者及び団体に対し、技術的援助を行い、又はその行為及び活動に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。</p> <p>2 市長は、景観形成重要物の所有者等に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存に要する費用の一部を助成することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の援助等を他の団体と共同して行うことができる。</p> <p>第4章 景観審議会 (設置)</p> <p>第24条 市長の諮問に応じ、景観の形成に関する重要な事項について、調査及び審議するため、出雲市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるものうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 市議会の議員</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 市民の代表者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第26条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</p>	<p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節、第3節及び第4節の規定は、第5条第3項の規定の、景観整備基本計画の策定の告示のあった日の翌日から施行する。</p> <p>附則(平成6年6月21日条例第1669号)</p> <p>この条例は、平成6年7月1日から施行する。</p>		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。                      斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。</p>	
現況		
出雲市	平田市	斐川町
<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】                      島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)                      この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。                      維持管理経費助成事業                      出雲市分予算は2,000千円                      協定区分により築地松維持管理(剪定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成                      普及啓発事業                      広報誌の発行、ホームページの更新、技術研修会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】                      島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)                      この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。                      維持管理経費助成事業                      斐川町分予算は2,000千円                      協定区分により築地松維持管理(剪定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成                      普及啓発事業                      広報誌の発行、ホームページの更新、技術研修会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】                      なし</p>
出雲市	平田市	佐田町

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	築地松保全事業
調整の方針	築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。 斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。		
<b>現況</b>			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
【単独での築地松保全行政】 なし	【単独での築地松保全行政】 なし	【単独での築地松保全行政】 築地松松喰虫被害木伐倒駆除事業 ・内容:築地松の松喰虫被害木の伐倒駆除を町が受託実施(限度額 15,750 円 / 本、上回る部分は住民負担) ・実績:平成 14 年実績 518 本 経費 8,124,606 円 平成 15 年度から補助事業に変更(1/2,限度額 15,750 円 / 本) 築地松苗木無料配布 ・内容:築地松用苗木(3年生)を希望者に無料配布 ・実績:平成 14 年実績 889 本 経費 100,742 円 築地松松喰虫防除薬剤散布 ・内容:町が作業班を編成して築地松の松喰虫防除薬剤散布を実施(希望者から散布費用を受領) ・実績:平成 14 年実績 178 件 散布量 57,431 ㎡	【単独での築地松保全行政】 なし
【関係条例】築地松を活かしたまちづくり要綱	築地松を活かしたまちづくり要綱及び平田市築地松景観保全対策推進事業費補助金交付要綱	築地松を活かしたまちづくり要綱	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い			協議細目	築地松保全事業
調整の方針	築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。 斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。				
現況					
多岐	町	湖	社	町	調整の具体的内容
<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)</p> <p>この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。</p> <p>維持管理経費助成事業</p> <p>大社町分予算は2,000千円</p> <p>協定区分により築地松維持管理(測定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成</p> <p>普及啓発事業</p> <p>広報誌の発行、ホームページの更新、技術研究会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)</p> <p>この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。</p> <p>維持管理経費助成事業</p> <p>大社町分予算は2,000千円</p> <p>協定区分により築地松維持管理(測定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成</p> <p>普及啓発事業</p> <p>広報誌の発行、ホームページの更新、技術研究会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>築地松保全事業については、全国的にも貴重で美しい出雲平野の築地松景観の保全と活用をすすめる必要があることから、現在2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)、島根県で築地松景観保全対策推進協議会を設置し啓発事業、築地松維持管理経費の助成を行っている。</p> <p>斐川町においては、松くい虫被害木伐倒駆除事業などを独自で行っている。</p> <p>築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。</p> <p>斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。</p>	
【関係条例】	築地松を活かしたまちづくり要綱				



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	手数料(審査、検査等)												
調整の方針	設計審査手数料及び給水装置工事業者指定手数料については、合併時に出雲市・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については合併時に廃止の方向で調整する。																
<b>調整の具体的内容</b>																	
多岐	現況	町	大	社	町												
		湖	陵	町	町												
上水道事業なし	上水道事業なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置設計審査手数料</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事完了検査手数料</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>8,700円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	手数料	給水装置設計審査手数料	2,900円	給水装置工事完了検査手数料	3,900円	消防演習の立会料	3,900円	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	給水装置工事業者指定手数料	8,700円
区分	手数料																
給水装置設計審査手数料	2,900円																
給水装置工事完了検査手数料	3,900円																
消防演習の立会料	3,900円																
開栓、閉栓、廃止手数料	なし																
給水装置工事業者指定手数料	8,700円																
<p>1.設計審査手数料 合併時に出雲市・平田市の例により統一する。 平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>2.消防演習の立会料 出雲市・平田市にはなく、大社町においても規定はあるが実際の適用はない制度であるため、合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>3.給水装置工事業者指定手数料 合併時に、出雲市・平田市の例により統一する。 合併時に、各市町の水道事業または簡易水道事業の給水装置工事業者として指定している者については、新市の水道事業及び簡易水道事業の給水装置工事業者として指定した者とみなし、新市の指定手数料は徴収しないこととする。また、合併後、新市の水道事業給水装置工事業者として新たに申請し指定を受けた者は、簡易水道事業の給水装置工事業者としても指定を受けた者とみなし、簡易水道事業の指定手数料は徴収しないこととする。</p>																	
【関係条例】	大社町上水道給水条例																

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道未普及地域解消事業
<b>調整の方針</b>	水道未普及地域解消事業については、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
水道未普及地域解消事業 <b>【目的】</b> 水道未普及地域解消のため <b>【対象地域】</b> 稗原町三坂地区(8戸)、矢尾町天王山地区(7戸) <b>【財源内訳】</b> 国庫補助 4/10 市会計繰入 1/3 その他 地元負担 水道局負担 <b>【地元負担の範囲】</b> 1戸当たり100万円を上限 <b>【特記事項】</b> 地元負担を水道局が直接受けている。 <b>【14年度最終予算】</b> 6,000千円 <b>【特記事項】</b> 合併までに事業は終了し、合併後の事業はない。	水道未普及地域及び低水圧解消事業 <水道未普及地域及解消> <b>【目的】</b> <b>【対象地域】</b> 本庄(8戸)、鹿園寺(30戸)、刈藻谷(9戸) <b>【財源内訳】</b> <b>【地元負担の範囲】</b> 1)事業に伴う配水管新設工事部分 工事費用の1/4 2)事業に伴う配水施設設置工事部分 工事費用の1/8 3)事業に伴う配水管増口径工事部分 工事費用の1/8 工事費用 = 工事に要した費用(国庫補助金等を除く) ただし、1戸あたり150万円上限。 <低水圧解消> <b>【内容】</b> 水圧 1.5kgf/m <sup>2</sup> 以下の世帯に受水槽付ポンプを設置 <b>【地元負担の範囲】</b> 事業に伴う配水管新設 工事費用の1/4 受水槽付ポンプ設置 工事費用の1/4	該当なし	上水道事業なし
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>水道未普及地域解消事業については、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。</p>	
調整の具体的な内容		
多 岐	現 況	大 社 町
上水道事業なし	湖 陵 町	該 当 無 し
	上水道事業なし	
		<p>上水道の該当事業は平田市のみであるが、簡易水道において、佐田町、多伎町にも該当事業があり、調整を図る必要がある。また、地元負担金額に大きな差がある。</p> <p>水道未普及地域解消事業については、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。</p>
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目
調整の方針	配水管布設工事負担金については、合併時に出雲市の例により統一する。			
<b>現 況</b>				
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	配水管布設工事負担金
<p>配水管布設工事負担金</p> <p>【内容】</p> <p>水道の布設申込者から配水管布設に係る工事費の一部を徴収するもの</p> <p>【適用範囲】</p> <p>管理者が将来の需要があると認められる場合</p> <p>【負担金額】</p> <p>一般家庭用～申込者に必要な水量に応じた管径に係る工事費のうち土工に係る費用と事務費の合計額</p> <p>上記以外～申込者に必要な水量に応じた管径に係る工事費と事務費の合計額</p>	<p>配水管布設工事負担金</p> <p>【内容】</p> <p>配水管布設申込者から工事負担金を徴収するもの</p> <p>【負担金額】</p> <p>工事に要した費用の2分の1に相当する額を限度として徴収することができる。</p>	<p>分岐負担金</p> <p>【内容】</p> <p>先行投資した配水管から分岐するもの</p> <p>【負担金額】</p> <p>1.3mm・・・ 35,000 円</p> <p>2.0mm・・・ 71,000 円</p> <p>2.5mm・・・ 125,000 円</p> <p>4.0mm・・・ 406,000 円</p> <p>5.0mm・・・ 710,000 円</p> <p>7.5mm・・・ 1,818,000 円</p> <p>100mm・・・3,446,000 円</p> <p>現場事務費・・・工事費の8%</p> <p>設計事務費・・・工事費の7%</p>	<p>上水道事業なし</p>	
【関係条例】	平田市給水条例第7条			負担金等徴収規程第1条
配水管布設工事負担金徴収規程				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	配水管布設工事負担金
調整の方針	配水管布設工事負担金については、合併時に出雲市の例により統一する。				
現況					
多岐	町	湖陵	町	社	町
上水道事業なし	上水道事業なし	上水道事業なし	上水道事業なし	配水管布設工事負担金	配水管布設申込者への負担金徴収制度が2市2町で異なっており、内容においても再検討する必要がある。
				【内容】 給水条例第29条に徴収規定があるが適用実例なし 【負担金額】 なし	配水管布設工事負担金については、合併時に 出雲市の例により統一する。
【関係条例】				大社町上水道給水条例	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	手数料(審査、検査等)																																												
調整の方針	<p>設計審査手数料については、合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに斐川町、佐田町、大社町の消防演習の立会料については合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>給水装置工事業者指定手数料については、合併時に、出雲市、平田市、湖陵町の新規分例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。</p>																																														
現況																																															
出雲市	平田市	斐川町	佐田町																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計・審査手数料</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計・審査手数料	8,000円	消防演習の立会料	なし	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	給水装置工事業者指定手数料	10,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計・審査手数料</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>(5,000円)</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事設計手数料</td> <td>(工事費の15%以内)</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計・審査手数料	8,000円	道路占用申請手数料	(5,000円)	給水装置工事設計手数料	(工事費の15%以内)	消防演習の立会料	なし	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	給水装置工事業者指定手数料	10,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計・審査手数料</td> <td>設計金額の4% (400円未満の場合は400円)</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計・審査手数料	設計金額の4% (400円未満の場合は400円)	消防演習の立会料	300円	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	給水装置工事業者指定手数料	5,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計・審査手数料</td> <td>設計審査(材料確認含む) 500円/件 工事の検査 500円/件</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計・審査手数料	設計審査(材料確認含む) 500円/件 工事の検査 500円/件	消防演習の立会料	500円	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	給水装置工事業者指定手数料	10,000円
区分	手数料																																														
設計・審査手数料	8,000円																																														
消防演習の立会料	なし																																														
開栓、閉栓、廃止手数料	なし																																														
給水装置工事業者指定手数料	10,000円																																														
区分	手数料																																														
設計・審査手数料	8,000円																																														
道路占用申請手数料	(5,000円)																																														
給水装置工事設計手数料	(工事費の15%以内)																																														
消防演習の立会料	なし																																														
開栓、閉栓、廃止手数料	なし																																														
給水装置工事業者指定手数料	10,000円																																														
区分	手数料																																														
設計・審査手数料	設計金額の4% (400円未満の場合は400円)																																														
消防演習の立会料	300円																																														
開栓、閉栓、廃止手数料	なし																																														
給水装置工事業者指定手数料	5,000円																																														
区分	手数料																																														
設計・審査手数料	設計審査(材料確認含む) 500円/件 工事の検査 500円/件																																														
消防演習の立会料	500円																																														
開栓、閉栓、廃止手数料	なし																																														
給水装置工事業者指定手数料	10,000円																																														
【関係条例】	平田市給水条例第32条	斐川町簡易水道事業給水条例	佐田町簡易水道給水条例																																												

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	手数料(審査、検査等)																																						
調整の方針	<p>設計審査手数料については、合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに斐川町、佐田町、大社町の消防演習の立会料については合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>給水装置工事業者指定手数料については、合併時に、出雲市、平田市、湖陵町の新規分例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。</p>																																								
現況																																									
多伎町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計・審査手数料</td> <td>設計・審査手数料 4,000円/件</td> <td>設計・審査手数料 給水装置の新設 1件につき8,000円</td> <td>1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>なし</td> <td>給水装置の改造、修繕、撤去 1件につき2,000円</td> <td>平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>1,000円</td> <td>なし</td> <td>2.消防演習の立会料 斐川町、佐田町、大社町には規定があるが、他市町にはない。ただし、実施しているのは佐田町のみの制度であるため、合併時に廃止の方向で調整する。</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>新規 10,000円 更新 5,000円</td> <td>新規 10,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	手数料	設計・審査手数料	設計・審査手数料 4,000円/件	設計・審査手数料 給水装置の新設 1件につき8,000円	1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。	消防演習の立会料	なし	給水装置の改造、修繕、撤去 1件につき2,000円	平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。	開栓、閉栓、廃止手数料	1,000円	なし	2.消防演習の立会料 斐川町、佐田町、大社町には規定があるが、他市町にはない。ただし、実施しているのは佐田町のみの制度であるため、合併時に廃止の方向で調整する。	給水装置工事業者指定手数料	新規 10,000円 更新 5,000円	新規 10,000円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置設計審査手数料</td> <td>なし</td> <td>2,900円</td> <td rowspan="2">1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事完了検査手数料</td> <td>なし</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会料</td> <td>なし</td> <td>3,900円</td> <td rowspan="2">平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。</td> </tr> <tr> <td>開栓、閉栓、廃止手数料</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>8,700円</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	手数料	給水装置設計審査手数料	なし	2,900円	1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。	給水装置工事完了検査手数料	なし	3,900円	消防演習の立会料	なし	3,900円	平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。	開栓、閉栓、廃止手数料	なし	なし	給水装置工事業者指定手数料	8,700円	なし	
区分	手数料	手数料																																							
設計・審査手数料	設計・審査手数料 4,000円/件	設計・審査手数料 給水装置の新設 1件につき8,000円	1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。																																						
消防演習の立会料	なし	給水装置の改造、修繕、撤去 1件につき2,000円	平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。																																						
開栓、閉栓、廃止手数料	1,000円	なし	2.消防演習の立会料 斐川町、佐田町、大社町には規定があるが、他市町にはない。ただし、実施しているのは佐田町のみの制度であるため、合併時に廃止の方向で調整する。																																						
給水装置工事業者指定手数料	新規 10,000円 更新 5,000円	新規 10,000円																																							
区分	手数料	手数料																																							
給水装置設計審査手数料	なし	2,900円	1.設計審査手数料 合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。																																						
給水装置工事完了検査手数料	なし	3,900円																																							
消防演習の立会料	なし	3,900円	平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町の工事の検査手数料、多伎町の検査手数料と設計手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料は合併時に廃止の方向で調整する。																																						
開栓、閉栓、廃止手数料	なし	なし																																							
給水装置工事業者指定手数料	8,700円	なし																																							

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	手数料(審査、検査等)
	多伎町	湖陵町	大社町		
調整の方針	<p>設計審査手数料については、合併時に、出雲市、平田市、湖陵町(新設)の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに斐川町、佐田町、大社町の消防演習の立会料については合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>給水装置工事業者指定手数料については、合併時に、出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。</p>				
<b>現況</b>					
<b>調整の具体的内容</b>					
<p>3. 開栓・閉栓・廃止手数料 多伎町が1,000円/件であるが、他市町はないため、合併時に廃止の方向で調整する。</p> <p>4. 給水装置工事業者指定手数料 合併時に、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町の例により統一し、多伎町の更新分については、廃止する。</p>					
【関係条例】 多伎町簡易水道給水条例	湖陵町簡易水道等給水条例			大社町簡易水道給水条例	



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道未普及地域解消事業
<b>調整の方針</b>	水道未普及地域解消事業については、合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。		
<b>現況</b>			
<b>多 伎 町</b>	<b>湖 陵 町</b>	<b>大 社 町</b>	<b>調整の具体的内容</b>
<p>【名称】多伎町簡易水道施設区域拡張事業</p> <p>【目的】水道未普及地域を解消するため</p> <p>【対象地域】頭名・宇杉地区</p> <p>【財源内訳】</p> <p style="margin-left: 20px;">工事費            89,985千円</p> <p style="margin-left: 20px;">調査・設計費    39,165千円</p> <p style="margin-left: 20px;">事務費            850千円</p> <p>【地元負担の範囲】無し</p> <p>【特記事項】</p> <p style="margin-left: 20px;">平成15年度認可予定・工事負担金はなし・加入負担金は69,300円</p>	該当なし	該当なし	<p>平田市、多伎町に該当事業があるが、地元負担金に差があり、調整を図る必要がある。</p> <p>水道未普及地域解消事業については、合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。</p>
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目
調整の方針	配水管布設工事負担金については、合併時に出雲市の例により統一する。			
<b>現況</b>				
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>	<b>田町</b>
<p>配水管布設工事負担金</p> <p>【内容】</p> <p>水道の布設申込者から配水管布設に係る工事費の一部を徴収するもの</p> <p>【適用範囲】</p> <p>管理者が将来の需要があると認め配水管を布設する場合</p> <p>【負担金額】</p> <p>一般家庭用～申込者に必要な水量に応じた管径に係る工事費のうち土工に係る費用と事務費の合計額</p> <p>上記以外～申込者に必要な水量に応じた管径に係る工事費と事務費の合計額</p>	<p>配水管布設工事負担金</p> <p>【内容】</p> <p>配水管布設申込者から工事負担金を徴収するもの</p> <p>【負担金額】</p> <p>工事に要した費用の2分の1に相当する額を限度として徴収することができる。</p>	<p>配水管布設工事負担金</p> <p>【内容】</p> <p>斐川町簡易水道配水管布設工事負担金徴収要綱</p> <p>設計事務費 8%以内(工事費)</p> <p>一般事務費 3%以内(工事費)</p>	<p>該当なし</p>	<p>配水管布設工事負担金</p>
【関係条例】	平田市給水条例第7条			斐川町簡易水道配水管布設工事負担金徴収要綱

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	配水管布設工事負担金
調整の方針	配水管布設工事負担金については、合併時に出雲市の例により統一する。		
現況			
多	伎 町	湖 陵 町	大 社 町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
配水管布設申込者への負担金徴収制度が2市1町(出雲市、平田市、斐川町)で異なっている。 配水管布設工事負担金については、合併時に 出雲市の例により統一する。			
【関係条例】			



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	整備方針
調整の方針	<p>新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。</p>			
現況				
出雲市	雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>都市計画区域内の都市計画用途地域と都市計画内の用途地域以外の一部で公共下水道で整備(一部個別処理あり)。集合処理計画のない区域については個人設置の合併処理浄化槽で対応。このコミュニティプラント一箇所。</p> <p>・全体計画            公共下水道事業 62,700人(～H43)            農業集落排水事業 9,630人(～H18)            個別排水処理事業 620人(～H18)            合併処理浄化槽 18,330人(市町村設置を今後検討)            コミュニティプラント 220人(武志団地)            計 91,500人</p>	<p>都市計画区域内の都市計画用途地域と用途地域以外の一部で公共下水道で整備。周辺5地区で農業集落排水事業で整備もしくは整備中。漁村部は漁業集落環境整備事業で4地区整備。集合処理計画のない地域は個人設置の合併処理浄化槽で対応。</p> <p>・全体計画            公共下水道事業 14,710人(～H40)            農業集落排水事業 6,150人(～H17)            漁業集落排水事業 564人(～H21)            浄化槽市町村整備推進事業 5,488人(～H24)            浄化槽整備事業(個人設置) 877人(～H24)            小規模集合排水事業 1,032人(～H27)</p>	<p>都市計画区域内の都市計画用途地域と都市計画内の用途地域以外の一部で将来市街化が想定される地域は公共下水道で整備。農業振興地域で将来的にも農業を行う地域は農業集落排水事業で整備。集合処理計画のない区域及び農業集落排水区域で集合処理が不経済となる区域については市町村設置の高度処理型合併処理浄化槽で整備。</p>	<p>佐田町生活排水処理基本計画により整備中</p> <p>全体整備計画(H15.3現在)</p> <p>・農業集落排水処理施設 3,149/4,643 = 67.8%</p> <p>・個別排水処理施設 (1,183+311)/4,643 = 32.2%</p> <p>全体供用率(H15.3現在)</p> <p>・農業集落排水処理施設 2,643人</p> <p>・個別排水処理施設 106人</p> <p>・個人設置型合併浄化槽 311人</p> <p>計 3,060人</p> <p>3,060人/4,643人 = 65.9%・農業供用率の向上が課題である。</p>	
【関係条例】				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	整備方針
	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町		
調整の方針	<p>新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。</p>					
現 況						
出 雲 市	公共下水道事業 21.7%	公共下水道事業 28.5%	流域関連公共下水道 32.5%	35.5%		
	農業集落排水事業 7.2%	農業集落排水事業 7.4%	農業集落排水事業 20.9%	21.1%		
	個別排水処理事業 0.4%	漁業集落排水 8.4%	合併処理浄化槽 12.0%	10.2%		
	合併処理浄化槽 6.9%	合併処理浄化槽 12.1%	計 65.4%	66.8%		
	コミュニティプラント 0.2%	計 56.4%	(H14.3.31 現在) (H15.3.31 現在)	(H15.3.31 現在)		
計	36.4%	(H14.3.31 現在) (H15.3.31 現在)				
	(H14.3.31 現在)(H15.3.31 推計)					
2010年全県域下水道化構想普及率目標			2010年全県域下水道化構想普及率目標		2010年全県域下水道化構想普及率目標	
公共下水道事業 36.9%	公共下水道事業 37.4%	公共下水道事業 37.4%	公共下水道事業 46.0%	46.0%	農業集落排水事業 65.0%	
農業集落排水事業 11.8%	農業集落排水事業 23.0%	農業集落排水事業 23.0%	農業集落排水事業 40.0%	40.0%	町設置浄化槽整備事業 35.0%	
個別排水処理事業 0.6%	漁業集落排水事業 13.6%	漁業集落排水事業 13.6%	市町村設置型浄化槽設置整備事業 1.0%	1.0%	計 100.0%	
合併処理浄化槽 20.5%	市町村設置型浄化槽整備事業 14.3%	市町村設置型浄化槽整備事業 14.3%	個人設置型浄化槽整備事業 6.0%	6.0%		
コミュニティプラント 0.2%	個人設置型浄化槽整備事業 2.4%	個人設置型浄化槽整備事業 2.4%	計 93.0%	93.0%		
計 70.0%	小規模集合排水事業 2.2%	小規模集合排水事業 2.2%				
	計 92.9%	計 92.9%				
【関係条例】						

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	整備方針
調整の方針	<p>新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。</p>				
調整の具体的な内容	調整の具体的な内容				
多岐	現	湖	陵	町	社
特定環境保全	・全体計画				
公共下水道事業	50.7%	公共下水道事業	6,890人(～H27)	公共下水道事業	14,000人(～H)
農業集落排水事業	35.0%	合併処理浄化槽	210人	農業集落排水事業	2,970人(～H16)
漁業集落排水事業	5.1%	計	7,100人	漁業集落排水事業	1,060人(～H21)
合併処理浄化槽	2.1%	・普及率		コミュニティプラント	390人
計	92.9%	公共下水道事業	44.4%	合併処理浄化槽	540人
		合併処理浄化槽	9.3%	計	18,960人
		計	53.7%	・普及率	
		(H14.3.31 現在)	58.5%	公共下水道	35.8%
		(H15.3.31 現在)		農業集落排水 (H16 一部供用開始予定)	38.0%
				漁業集落排水 (H 着工予定)	2.8%
				合併処理浄化槽	2.2%
				計	38.0%
				(H14.3.31 現在)	40.8%
				(H15.3.31 現在)	
【関係条例】					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	整備方針
	現 況	湖 陵 町	大 社 町		
調整の方針	<p>新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。</p>				
多 岐	<p>2010年全県域下水道化構想普及率目標</p> <p>公共下水道事業 45.8%</p> <p>農業集落排水事業 42.0%</p> <p>漁業集落排水事業 4.6%</p> <p>合併処理浄化槽 7.5%</p> <p>計 100.0%</p>	<p>2010年全県域下水道化構想普及率目標</p> <p>公共下水道事業 58.2%</p> <p>合併処理浄化槽 10.7%</p> <p>計 68.9%</p>	<p>2010年全県域下水道化構想普及率目標</p> <p>公共下水道事業 38.6%</p> <p>農業集落排水事業 19.6%</p> <p>個別排水処理事業 4.6%</p> <p>漁業集落排水事業 2.0%</p> <p>合併処理浄化槽 14.8%</p> <p>コミュニティプラント 0.1%</p> <p>計 79.7%</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。</p> <p>合併後、2年を目標に、集合処理と個別処理の進捗状況を考慮した上で、すべての処理方法について、計画を見直すこととする。見直しにあたっては、集合・個別を問わず自治体が関与する方向で検討し、下水道の集合処理計画への取込ができない地域においては、高度処理による市町村設置型合併処理浄化槽での整備も含めて、生活排水処理対策の推進を図るよう検討する。</p> <p>計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。</p>	
【関係条例】					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道基本計画																																				
調整の方針	公共下水道基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。																																						
<b>現 況</b>																																							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町																																				
<b>【計画面積等】</b> 全体計画 2424.5ha 62,700人 都市計画決定 1388ha 47,400人 事業認可区域 814.8ha 26,720人 処理面積 622.2ha 18,818人 <b>【水冲洗率等】</b> 水冲洗率 92.9% 17,484人 13年度未接続率 92.9% <b>【事業費】</b> 13年度未実施事業費(建設費) 44,321,678千円 14年度最終予讃額 3,748,874千円 15年度以降の事業費見込額	<b>【計画面積等】</b> 全体計画 535ha 14,710人 都市計画決定 321ha 12,140人 事業認可区域 380ha 12,110人 処理面積 225.48ha 8,824人 <b>【水冲洗率等】</b> 水冲洗率 85.44% 7,539人 13年度未接続率 83.9% <b>【事業費】</b> 13年度未実施事業費 425,733千円 14年度最終予讃額 474,742千円 15年度以降の事業費見込額	<b>【計画面積等】</b> 全体計画 922.0ha 14,790人 都市計画決定 520.4ha 事業認可 703.0ha 11,780人 処理面積 408.7ha 8,971人 <b>【水冲洗率等】</b> 水冲洗率 79.8% 7,157人 13年度未接続率 79.8% <b>【事業費】</b> 13年度未実施建設費 15,368,000千円 14年度最終予讃額 1,897,982千円(1,147,618千円) 15年度以降の事業費見込額(建設費)	該当なし																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15</td><td>3,558,998千円(2,100,000千円)</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,900,000千円(2,600,000千円)</td></tr> <tr><td>17</td><td>4,500,000千円(3,000,000千円)</td></tr> <tr><td>18</td><td>4,900,000千円(3,000,000千円)</td></tr> <tr><td>19</td><td>5,100,000千円(3,000,000千円)</td></tr> <tr><td>20</td><td>5,200,000千円(3,000,000千円)</td></tr> </table>	15	3,558,998千円(2,100,000千円)	16	3,900,000千円(2,600,000千円)	17	4,500,000千円(3,000,000千円)	18	4,900,000千円(3,000,000千円)	19	5,100,000千円(3,000,000千円)	20	5,200,000千円(3,000,000千円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15</td><td>1,163,588千円(320,000千円)</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,643,646千円(600,000千円)</td></tr> <tr><td>17</td><td>1,673,501千円(500,000千円)</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,681,541千円(500,000千円)</td></tr> <tr><td>19</td><td>1,700,000千円(500,000千円)</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,700,988千円(500,000千円)</td></tr> </table>	15	1,163,588千円(320,000千円)	16	1,643,646千円(600,000千円)	17	1,673,501千円(500,000千円)	18	1,681,541千円(500,000千円)	19	1,700,000千円(500,000千円)	20	1,700,988千円(500,000千円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15</td><td>1,590,000千円(811,789千円)</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,600,000千円(800,000千円)</td></tr> <tr><td>17</td><td>1,600,000千円(800,000千円)</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,600,000千円(800,000千円)</td></tr> <tr><td>19</td><td>1,600,000千円(800,000千円)</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,600,000千円(800,000千円)</td></tr> </table>	15	1,590,000千円(811,789千円)	16	1,600,000千円(800,000千円)	17	1,600,000千円(800,000千円)	18	1,600,000千円(800,000千円)	19	1,600,000千円(800,000千円)	20	1,600,000千円(800,000千円)	
15	3,558,998千円(2,100,000千円)																																						
16	3,900,000千円(2,600,000千円)																																						
17	4,500,000千円(3,000,000千円)																																						
18	4,900,000千円(3,000,000千円)																																						
19	5,100,000千円(3,000,000千円)																																						
20	5,200,000千円(3,000,000千円)																																						
15	1,163,588千円(320,000千円)																																						
16	1,643,646千円(600,000千円)																																						
17	1,673,501千円(500,000千円)																																						
18	1,681,541千円(500,000千円)																																						
19	1,700,000千円(500,000千円)																																						
20	1,700,988千円(500,000千円)																																						
15	1,590,000千円(811,789千円)																																						
16	1,600,000千円(800,000千円)																																						
17	1,600,000千円(800,000千円)																																						
18	1,600,000千円(800,000千円)																																						
19	1,600,000千円(800,000千円)																																						
20	1,600,000千円(800,000千円)																																						
<b>【関係条例】</b>																																							

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い																									
	協議細目																									
<b>調整の方針</b>	公共下水道基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。																									
<b>現況</b>																										
<b>多岐</b>	<b>町</b>	<b>湖陵町</b>	<b>大社町</b>																							
<b>【計画面積等】</b> 全体計画 97.8ha 2,270人 事業認可区域 97.8ha 2,270人 処理面積 97.8ha 2,270人 <b>【水洗化率等】</b> 水洗化率 79.6% 1,834人 13年度未接続率 79.6% <b>【事業費】</b> 13年度未実施済事業費 2,043,528千円	<b>【計画面積等】</b> 全体計画 396.9ha 7,100人 都市計画決定 393ha 事業認可区域 228.0ha 3,650人 処理面積 132.0ha 2,818人 <b>【水洗化率等】</b> 水洗化率 66.6% 1,877人 13年度未接続率 71.2% <b>【事業費】</b> 13年度未実施済事業費 425,700千円 14年度最終予算額 15年度以降の事業費見込額(建設費) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">452,800千円(253,582千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td></td></tr> </table>	15	452,800千円(253,582千円)	16		17		18		19		20		<b>【計画面積等】</b> 全体計画 547.0ha 14,000人 都計決定 398ha 事業認可 262.2ha 8,300人 処理面積 159.5ha 6,187人 <b>【水洗化率等】</b> 水洗化率 58.5% 3,620人 15年度以降の事業費見込額(建設費) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">997,171千円(650,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: right;">618,257千円(390,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: right;">638,647千円(390,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: right;">652,025千円(390,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: right;">663,369千円(550,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: right;">684,247千円(550,000千円)</td></tr> </table>	15	997,171千円(650,000千円)	16	618,257千円(390,000千円)	17	638,647千円(390,000千円)	18	652,025千円(390,000千円)	19	663,369千円(550,000千円)	20	684,247千円(550,000千円)
15	452,800千円(253,582千円)																									
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
15	997,171千円(650,000千円)																									
16	618,257千円(390,000千円)																									
17	638,647千円(390,000千円)																									
18	652,025千円(390,000千円)																									
19	663,369千円(550,000千円)																									
20	684,247千円(550,000千円)																									
<b>調整の具体的内容</b>	公共下水道基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。見直しにあたっては、普及率の低い地域での事業推進の速度を考慮するとともに、単位面積や単人口当りの建設事業単価が高騰する地域については、集合処理とは別に市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて、合併処理浄化槽での整備を進めるよう検討する。 また、公共下水道計画区域の中の事業認可外の区域については、当面の措置として、個人設置の合併処理浄化槽により整備を進めるよう調整する。																									
<b>【関係条例】</b>																										

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農(漁)業集落排水事業計画																																																																																																															
調整の方針	農(漁)業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目的に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。																																																																																																																	
<b>現況</b>																																																																																																																		
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>																																																																																																															
<p>【4地区建設完了、稼働中】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>保知石</td><td>150戸</td><td>620人</td></tr> <tr><td>東神西</td><td>222戸</td><td>950人</td></tr> <tr><td>鷲巣</td><td>452戸</td><td>2,820人</td></tr> <tr><td>神原朝山</td><td>348戸</td><td>1,570人</td></tr> </table> <p>【5地区建設中(うち4地区で一部供用開始)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>矢尾日下(~H15)</td><td>272戸</td><td>1,310人</td></tr> <tr><td>神西湖東(~H15)</td><td>431戸</td><td>2,300人</td></tr> <tr><td>馬木古志(~H16)</td><td>348戸</td><td>2,120人</td></tr> <tr><td>宇那手船津(~H17)</td><td>198戸</td><td>850人</td></tr> <tr><td>上島(~H16)</td><td>270戸</td><td>1,270人</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,691戸</td><td>13,810人</td></tr> </table> <p>【上記以外に農業集落排水の計画はない】 【13年度未接続率】53.8%</p>	保知石	150戸	620人	東神西	222戸	950人	鷲巣	452戸	2,820人	神原朝山	348戸	1,570人	矢尾日下(~H15)	272戸	1,310人	神西湖東(~H15)	431戸	2,300人	馬木古志(~H16)	348戸	2,120人	宇那手船津(~H17)	198戸	850人	上島(~H16)	270戸	1,270人	計	2,691戸	13,810人	<p>【農業事業3地区完了、稼働中】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>上阿田</td><td>70戸</td><td>300人</td></tr> <tr><td>口字賀</td><td>190戸</td><td>900人</td></tr> <tr><td>布崎</td><td>317戸</td><td>1,490人</td></tr> <tr><td>国富</td><td>500戸</td><td>2,040人</td></tr> </table> <p>【1地区建設中】 西岸(~H17) 437戸 1,920人 【上記以外に農業集落排水の計画はない】 【農業事業4地区完了、稼働中】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小津</td><td>101戸</td><td>420人</td></tr> <tr><td>十六島</td><td>193戸</td><td>933人</td></tr> <tr><td>三津</td><td>245戸</td><td>950人</td></tr> <tr><td>小伊津</td><td>197戸</td><td>812人</td></tr> </table> <p>【農業事業、H17より新規計画の予定】 【13年度未接続率】90.1%</p>	上阿田	70戸	300人	口字賀	190戸	900人	布崎	317戸	1,490人	国富	500戸	2,040人	小津	101戸	420人	十六島	193戸	933人	三津	245戸	950人	小伊津	197戸	812人	<p>【7地区建設完了、稼働中】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神庭北</td><td>117戸</td><td>700人</td></tr> <tr><td>今在家</td><td>219戸</td><td>1,040人</td></tr> <tr><td>空港</td><td>226戸</td><td>1,200人</td></tr> <tr><td>荒神谷</td><td>191戸</td><td>1,100人</td></tr> <tr><td>沖中</td><td>207戸</td><td>1,400人</td></tr> <tr><td>中部</td><td>438戸</td><td>2,280人</td></tr> <tr><td>上庄原</td><td>84戸</td><td>410人</td></tr> </table> <p>【2地区建設中】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>斐川東部(~H20)</td><td>894戸</td><td>4,000人</td></tr> <tr><td>斐川西部(~H20)</td><td>505戸</td><td>2,400人</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,881戸</td><td>14,530人</td></tr> </table> <p>【その他は下水道化構想作成中(1地区前後)】 【13年度未接続率】61.9%</p>	神庭北	117戸	700人	今在家	219戸	1,040人	空港	226戸	1,200人	荒神谷	191戸	1,100人	沖中	207戸	1,400人	中部	438戸	2,280人	上庄原	84戸	410人	斐川東部(~H20)	894戸	4,000人	斐川西部(~H20)	505戸	2,400人	計	2,881戸	14,530人	<p>【農業事業8地区が完了、稼働中(農業計画地区全て完了)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>宮内</td><td>129戸</td><td>630人</td></tr> <tr><td>八幡原</td><td>82戸</td><td>400人</td></tr> <tr><td>反辺</td><td>292戸</td><td>1,740人</td></tr> <tr><td>窪田</td><td>124戸</td><td>620人</td></tr> <tr><td>橋波</td><td>78戸</td><td>290人</td></tr> <tr><td>大呂</td><td>109戸</td><td>460人</td></tr> <tr><td>朝原</td><td>47戸</td><td>200人</td></tr> <tr><td>飯栗東</td><td>75戸</td><td>280人</td></tr> <tr><td>計</td><td>936戸</td><td>4,620人</td></tr> </table>	宮内	129戸	630人	八幡原	82戸	400人	反辺	292戸	1,740人	窪田	124戸	620人	橋波	78戸	290人	大呂	109戸	460人	朝原	47戸	200人	飯栗東	75戸	280人	計	936戸	4,620人
保知石	150戸	620人																																																																																																																
東神西	222戸	950人																																																																																																																
鷲巣	452戸	2,820人																																																																																																																
神原朝山	348戸	1,570人																																																																																																																
矢尾日下(~H15)	272戸	1,310人																																																																																																																
神西湖東(~H15)	431戸	2,300人																																																																																																																
馬木古志(~H16)	348戸	2,120人																																																																																																																
宇那手船津(~H17)	198戸	850人																																																																																																																
上島(~H16)	270戸	1,270人																																																																																																																
計	2,691戸	13,810人																																																																																																																
上阿田	70戸	300人																																																																																																																
口字賀	190戸	900人																																																																																																																
布崎	317戸	1,490人																																																																																																																
国富	500戸	2,040人																																																																																																																
小津	101戸	420人																																																																																																																
十六島	193戸	933人																																																																																																																
三津	245戸	950人																																																																																																																
小伊津	197戸	812人																																																																																																																
神庭北	117戸	700人																																																																																																																
今在家	219戸	1,040人																																																																																																																
空港	226戸	1,200人																																																																																																																
荒神谷	191戸	1,100人																																																																																																																
沖中	207戸	1,400人																																																																																																																
中部	438戸	2,280人																																																																																																																
上庄原	84戸	410人																																																																																																																
斐川東部(~H20)	894戸	4,000人																																																																																																																
斐川西部(~H20)	505戸	2,400人																																																																																																																
計	2,881戸	14,530人																																																																																																																
宮内	129戸	630人																																																																																																																
八幡原	82戸	400人																																																																																																																
反辺	292戸	1,740人																																																																																																																
窪田	124戸	620人																																																																																																																
橋波	78戸	290人																																																																																																																
大呂	109戸	460人																																																																																																																
朝原	47戸	200人																																																																																																																
飯栗東	75戸	280人																																																																																																																
計	936戸	4,620人																																																																																																																
関係条例																																																																																																																		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い																																																
協議細目	協	議	細	目																																													
調整の方針	<p>農(漁)業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目的に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。</p>																																																
<b>現 況</b>																																																	
出 雲	市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町																																													
<p>【事業費】</p> <p>13年度未実施事業費(建設費) 15,610,760千円</p> <p>14年度最終予算額 1,953,500千円(1,508,003千円)</p> <p>15年度以降の事業費見込額(建設費)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">1,335,386千円(847,493千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: right;">980,000千円(502,500千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: right;">595,000千円(75,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: right;">547,000千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: right;">607,000千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: right;">604,000千円</td></tr> </table>	15	1,335,386千円(847,493千円)	16	980,000千円(502,500千円)	17	595,000千円(75,000千円)	18	547,000千円	19	607,000千円	20	604,000千円	<p>【事業費】</p> <p>13年度未実施事業費 923,784千円</p> <p>14年度最終予算額 1,409,232千円</p> <p>15年度以降の事業費見込額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">1,229,000千円(960,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: right;">783,143千円(470,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: right;">595,000千円(75,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: right;">914,542千円(378,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: right;">465,443千円(170,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: right;">491,398千円(170,000千円)</td></tr> </table>	15	1,229,000千円(960,000千円)	16	783,143千円(470,000千円)	17	595,000千円(75,000千円)	18	914,542千円(378,000千円)	19	465,443千円(170,000千円)	20	491,398千円(170,000千円)	<p>【事業費】</p> <p>13年度未実施事業費 千円</p> <p>14年度最終予算額 243,011千円</p> <p>15年度以降の事業費見込額(建設費)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">汚泥コンポスト計画 5,500千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: right;">農集資源循環環施設 101,000千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: right;">飯栗東管路工事(未施工分) 17,100千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: right;">機能強化(八幡原) 30,000千円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: right;">機能強化(反辺) 50,000千円</td></tr> </table>	15	汚泥コンポスト計画 5,500千円	16	農集資源循環環施設 101,000千円	17	飯栗東管路工事(未施工分) 17,100千円	18	機能強化(八幡原) 30,000千円	20	機能強化(反辺) 50,000千円	<p>【事業費】</p> <p>13年度未実施事業費 千円</p> <p>14年度最終予算額 1,095,219千円(712,370千円)</p> <p>15年度以降の事業費見込額(建設費)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: right;">1,305,000千円(848,501千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: right;">1,310,000千円(850,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: right;">1,560,000千円(1,100,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: right;">1,620,000千円(1,160,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: right;">1,670,000千円(1,210,000千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: right;">1,770,000千円(1,310,000千円)</td></tr> </table>	15	1,305,000千円(848,501千円)	16	1,310,000千円(850,000千円)	17	1,560,000千円(1,100,000千円)	18	1,620,000千円(1,160,000千円)	19	1,670,000千円(1,210,000千円)	20	1,770,000千円(1,310,000千円)
15	1,335,386千円(847,493千円)																																																
16	980,000千円(502,500千円)																																																
17	595,000千円(75,000千円)																																																
18	547,000千円																																																
19	607,000千円																																																
20	604,000千円																																																
15	1,229,000千円(960,000千円)																																																
16	783,143千円(470,000千円)																																																
17	595,000千円(75,000千円)																																																
18	914,542千円(378,000千円)																																																
19	465,443千円(170,000千円)																																																
20	491,398千円(170,000千円)																																																
15	汚泥コンポスト計画 5,500千円																																																
16	農集資源循環環施設 101,000千円																																																
17	飯栗東管路工事(未施工分) 17,100千円																																																
18	機能強化(八幡原) 30,000千円																																																
20	機能強化(反辺) 50,000千円																																																
15	1,305,000千円(848,501千円)																																																
16	1,310,000千円(850,000千円)																																																
17	1,560,000千円(1,100,000千円)																																																
18	1,620,000千円(1,160,000千円)																																																
19	1,670,000千円(1,210,000千円)																																																
20	1,770,000千円(1,310,000千円)																																																
【関係条列】	他地区の機能強化については検討要																																																

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	農(漁)業集落排水事業計画	
<b>調整の方針</b>	農(漁)業集落排水事業計画 については、合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。					
<b>現況</b>						
<b>多岐</b>	<b>町</b>	<b>湖</b>	<b>陵</b>	<b>町</b>	<b>社</b>	<b>町</b>
<p>【農集事業4地区が完了、稼動中(農集計画地区全て完了)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久村 630人</li> <li>・中郷 660人</li> <li>・上ヶ 590人</li> <li>・小田 100人</li> </ul> <p>計 1,980人</p> <p>【随集地区1地区完了、稼動中(随集計画地区全て完了)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田西 230人</li> </ul> <p>【13年度未接続率】</p> <p>農集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久村 88.0%</li> <li>・中郷 56.2%</li> <li>・上ヶ 84.2%</li> <li>・小田 21.7%</li> </ul> <p>計 72.1%</p> <p>漁集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田西 77.7%</li> </ul> <p>【関係条例】</p>	計画なし				<p>【完了地区なし】</p> <p>【農集集落排水1地区建設中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遥堤 (~H16) 708戸 2,970人</li> </ul> <p>【漁業集落排水新規計画中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日御碕 (H16~)</li> </ul> <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>13年度未実施済事業費 千円</li> <li>14年度最終予算額 千円</li> </ul>	
<b>調整の具体的内容</b>						
農(漁)業集落排水事業計画 については、合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。						

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	生活排水対策推進計画																								
<b>調整の方針</b>	生活排水対策推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。																										
<b>現況</b>																											
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>																								
<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市中心部の用途域内は公共下水道で集合処理</li> <li>・用途外にも全体計画に含むものが1037ha。</li> <li>・農業により9地区が集合処理(一部個別設置浄化槽での処理)</li> <li>・公共・農業による集合処理以外は個人設置合併処理浄化槽により対応(5500基相当)</li> <li>・集団設置制度による上乗せ補助制度あり</li> </ul> <p>【事業費】</p> <p>13年度未実施済事業費(設置費補助) 911,765千円</p> <p>14年度最終予算額 190,773千円 (154,461千円)</p> <p>15年度以降の事業費見込額(設置補助)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15</td><td>219,933千円 (168,700千円)</td></tr> <tr><td>16</td><td>230,668千円 (168,700千円)</td></tr> <tr><td>17</td><td>227,988千円 (168,700千円)</td></tr> <tr><td>18</td><td>234,218千円 (168,700千円)</td></tr> <tr><td>19</td><td>239,048千円 (168,700千円)</td></tr> <tr><td>20</td><td>244,508千円 (168,700千円)</td></tr> </table>	15	219,933千円 (168,700千円)	16	230,668千円 (168,700千円)	17	227,988千円 (168,700千円)	18	234,218千円 (168,700千円)	19	239,048千円 (168,700千円)	20	244,508千円 (168,700千円)	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市中心部は公共下水道事業にて整備の予定</li> <li>・六道湖流域及び振興山村地域は浄化槽市町村整備推進事業にて整備の予定</li> <li>・漁村部の漁業集落排水事業以外は小規模集合排水処理事業で整備の予定</li> </ul> <p>【事業費】</p> <p>13年度未実施済事業費 42,207千円</p> <p>14年度未最終予算額 30,127千円</p> <p>15年度以降の事業費見込額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15</td><td>101,000千円</td></tr> <tr><td>16</td><td>185,000千円</td></tr> <tr><td>17</td><td>283,000千円</td></tr> <tr><td>18</td><td>283,000千円</td></tr> <tr><td>19</td><td>283,000千円</td></tr> <tr><td>20</td><td>283,000千円</td></tr> </table>	15	101,000千円	16	185,000千円	17	283,000千円	18	283,000千円	19	283,000千円	20	283,000千円	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度島根県全県域下水道化構想</li> <li>・平成11年度島根県新・全県域下水道化構想</li> <li>・平成12年度「統一的な経済比較のできるモデル」作成の考え方」</li> <li>・平成12～13年度「斐川町下水道構想」策定</li> <li>・平成13年度「効率的な汚水処理施設整備のため」の都道府県構想策定「モデル(案)」</li> <li>・平成14年度「斐川町生活排水対策基本計画」策定(公共・農集計画以外の地区の下水道整備計画立案)</li> <li>5地区、664戸、2,901人</li> </ul>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐田町生活排水処理計画、佐田町過疎地域自立促進計画による。</li> <li>【農業集落排水処理施設】</li> <li>・H15年度以降事業費見込み額(建設費)</li> <li>15 汚泥コンポスト計画 5,600千円</li> <li>16 農業資源循環施設 101,000千円(H15計画変更)</li> <li>17 飯栗東管路工事(未施工分) 17,100千円</li> <li>18 機能強化(八幡原) 30,000千円</li> <li>20 機能強化(反辺) 50,000千円</li> </ul> <p>他地区の機能強化については検討要</p> <p>【個別排水処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容:町設置型合併浄化槽の整備</li> <li>・計画年度:H14-H23</li> <li>・設置戸数:355基(内一般家庭320基)</li> <li>・事業費:660,500千円</li> </ul> <p>【合併浄化槽】・個人設置管理型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別排水処理に移行・本人の意思により、町に無償で譲渡する場合。</li> </ul>
15	219,933千円 (168,700千円)																										
16	230,668千円 (168,700千円)																										
17	227,988千円 (168,700千円)																										
18	234,218千円 (168,700千円)																										
19	239,048千円 (168,700千円)																										
20	244,508千円 (168,700千円)																										
15	101,000千円																										
16	185,000千円																										
17	283,000千円																										
18	283,000千円																										
19	283,000千円																										
20	283,000千円																										
<b>関係条例</b>																											

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(下水道関係)の取扱い	協議細目	生活排水対策推進計画																		
<b>調整の方針</b>	生活排水対策推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。																				
<b>現況</b>																					
<b>多岐町</b>	<b>湖陵町</b>	<b>大社町</b>	<b>調整の具体的内容</b>																		
<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口密集地域においては、集合処理施設を整備する。</li> <li>・集落内の家屋が分散して立地している区域については、戸別に合併処理浄化槽設置事業または、小型合併浄化槽設置事業により整備する。</li> <li>・単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、戸別の状況を勘案しつつ、集合処理区内にあっては、加入促進に努め、集合処理区外については合併処理浄化槽への転換の指導等を推進する。</li> <li>・今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、個別または集合型による合併処理浄化槽事業または、小規模排水処理施設事業により整備を行う。</li> </ul>	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内は公共下水道で整備中</li> <li>・家屋点在地区は合併処理浄化槽で整備(現在下水道認可区域外に対し設置補助している)</li> <li>・市町村設置型合併処理浄化槽については計画なし、農集計画はない</li> <li>・H15 下水道全体計画見直し予定</li> </ul> <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>13 年度未実施済事業費</li> <li>合併浄化槽設置補助</li> <li>14 年度最終予算額 5,994 千円 (5,994 千円)</li> <li>15 年度以降の事業費見込額(設置補助)</li> <li>7 人槽 10 基、5 人槽 5 基</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">5,880 千円</td><td style="text-align: center;">(5,880 千円)</td></tr> </table>	15	5,880 千円	(5,880 千円)	16	5,880 千円	(5,880 千円)	17	5,880 千円	(5,880 千円)	18	5,880 千円	(5,880 千円)	19	5,880 千円	(5,880 千円)	20	5,880 千円	(5,880 千円)	<p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内は公共下水道で整備中</li> <li>・農業振興地域は農業集落排水で整備中</li> <li>・漁村部は漁業集落排水及びコミュニティ・小規模集合処理で整備予定</li> <li>・集落点在地区については合併浄化槽で整備予定</li> </ul> <p>H15 汚水処理施設整備見直し中</p> <p>H15 日御碕地区漁業集落環境整備事業を実施予定</p>	<p>生活排水対策推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。見直しにあたっては、小規模集合排水処理施設整備事業や高度処理による市町村設置型合併処理浄化槽での整理、既設の個人設置合併処理浄化槽の新市への移管等を含めて、生活排水処理対策の推進を図るよう検討する。</p> <p>現行の合併処理浄化槽設置補助金及び維持管理補助金等については、市町村設置型合併処理浄化槽との費用負担の均衡を図る方向で検討する。</p>
15	5,880 千円	(5,880 千円)																			
16	5,880 千円	(5,880 千円)																			
17	5,880 千円	(5,880 千円)																			
18	5,880 千円	(5,880 千円)																			
19	5,880 千円	(5,880 千円)																			
20	5,880 千円	(5,880 千円)																			
<b>関係条例</b>																					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	特別会計繰入金
調整の方針	特別会計繰入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
現況						
出雲市	平市	斐川町	佐田町	佐田町		
・公共下水道事業特別会計 H14 最終予算額 (H13 繰入 757,971,470 円) (繰越 45,223,147 円)  ・農業集落排水事業特別会計 H14 最終予算額 (H13 繰入 159,173,562 円) (繰越 72,827,427 円)	・公共下水道事業特別会計 H14 最終予算額 486,074,000 円  ・農業集落排水事業特別会計 H14 最終予算額 76,409,000 円  ・漁業集落環境整備事業特別会計 H14 最終予算額 26,540,000 円	・公共下水道事業特別会計 平成 14 年度最終予算額 1,897,982 千円 一般会計繰入金 502,005 千円 基金会計繰入金 21,000 千円  ・農業集落排水事業特別会計 平成 14 年度最終予算額 1,095,219 千円 一般会計繰入金 322,199 千円 基金会計繰入金 50,000 千円	・生活排水処理施設 (農集+個別) 事業特別会計 平成 14 年度最終予算額 286,327 千円 一般会計繰入金 186,925 千円 基金会計繰入金 0 千円	・佐田町下水道財政健全化計画の基準による 元利償還金分 交付税措置分 については全て 高資本費対策分 事業推進交付金分 事業費分 (全体事業費 - 特定財源) *10 %	H14 決算 186,925 千円	
【関係条例】						

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	特別会計繰入金
<b>調整の方針</b>	特別会計繰入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
<b>現況</b>			
<b>多岐</b>	<b>湖陵町</b>	<b>大社町</b>	<b>調整の具体的内容</b>
・一般会計繰入金 H14 6,297 千円  ・下水道基金繰入金 H14 149,786 千円	・一般会計繰入金 H14 123,000,000 円  ・下水道事業基金繰入金	・一般会計繰入金  ・下水道事業基金繰入金	特別会計繰入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  特別会計繰入金については、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、市町村設置合併処理浄化槽それぞれで特別会計が設置されている場合がある。特別会計をいくつ設置するのかなど、各自治体のそれぞれの経営状況を詳細に調査したうえで特別会計の設置の仕方を調整しなければならぬ。
<b>【関係条例】</b>			



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道受益者負担金
調整の方針	受益者負担金の額と徴収猶予等については、合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
負担金の額 400円/㎡(条例4条) 徴収猶予制度の有無 有り(条例7条) 係争地又は農地等で猶予が適当と認められるとき 受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき 減免制度の有無 有り(条例8条) 国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 国等がその企業の用に供している土地 国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる土地に係る受益者 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者	負担金の額 420円/㎡(条例4条) 徴収猶予制度有り(条例12条) 係争地又は農地等で猶予が適当と認められるとき 受益者が病気又は負傷で長期療養が必要とするとき 受益者が災害にあった場合 減免制度有り(14条) 国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 国等がその企業の用に供している土地に係る受益者 国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者	負担金の額 420円/㎡ 徴収猶予制度の有無 有り(条例6条) 係争地の場合 農地等 受益者等が病気等のとき 震災等があった場合 火災があった場合 その他町長が特に徴収を猶予することを必要と認めるとき 減免制度の有無 有り(条例7条) 国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 国等がその企業の用に供している土地 国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 公の扶助を受けている受益者 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者	基本的にはなし。ただし、町長が必要と認められる場合はあり。 負担金については、一括納付。241,500円(税込み)
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道受益者負担金
<b>調整の方針</b>	受益者負担金の額と徴収猶予等については、合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
14年度最終予算額 85,000 千円		14年度最終予算額 75,066 千円	
金額設定の考え方 単独事業費 / 計画整備面積 / 5			
金額設定の経過 第1次供用開始の際に 400 円 / m <sup>2</sup> を決定してから、使用料改定については使用料等審議会での審議のうえ 2 回改定をしているが、受益者負担金については改定について諮問したことはない。			
審議会の意見等 受益者負担金について改定の諮問をしたことはなく、審議会から具体的意見がでたことはない。			
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道受益者負担金
<b>調整の方針</b>	受益者負担金の額と徴収猶予等については、合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。		
<b>現況</b>			
<b>多伎</b>	<b>町</b>	<b>湖陵町</b>	<b>大社町</b>
<p>多伎町公共下水道事業受益者分担金徴収条例</p> <p>多伎町内下水道処理区同額負担の額 条例第3条</p> <p>受益者負担金の額は、前条に規定する家屋1戸につき、150,000円とする。</p> <p>田畝処理区最終賦課年月日 平成12年7月1日</p> <p>口田儀処理区最終賦課年月日 平成9年4月1日</p>	<p>負担金の額 420円/㎡(条例第4条)</p> <p>減免 猶予制度あり</p> <p>徴収猶予制度の有無 有り(条例6条)</p> <p>係争地又は農地等で猶予が適当と認められるとき</p> <p>受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき</p> <p>減免制度の有無 有り(条例7条)</p> <p>国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>国等がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>	<p>受益者負担金 400円/㎡</p> <p>徴収猶予制度、減免制度あり</p>	<p>次ページに記載</p>
<b>調整の具体的内容</b>			
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	公共下水道受益者負担金	
	<p>受益者負担金の額と徴収猶予等については、合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。</p>	
現況		
多伎	町	大社町
<p>14年度最終予算額 15,510千円 金額設定の考え方 事業費/計画整備面積 /5 金額改定の経過 認可拡大ごとに負担金を計算している。過去3回 受益者負担金の見直しをしているが当初認可の 420円/m<sup>2</sup>にあわせている。</p>		
調整の具体的内容		
<p>受益者負担金の額と徴収猶予等については、 合併時までに供用を開始した区域については、現 行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後、供用を開始する区域については、合併 時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用 料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統 一するよう調整する。</p>		
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	公共下水道負担金の前納と報奨金制度
<b>調整の方針</b>	受益者負担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものは現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。				
<b>現況</b>					
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>		
<p>全納</p> <p>2期以降残額 <math>\times 1/100</math> <math>\times 9</math> 期(全額の18.05%相当)</p> <p>その他</p> <p>納期前納付に係る負担金額 <math>\times 1/100</math> <math>\times</math> 当該納付前納付に係る期数</p> <p>14年度最終予算額 9,780千円(件)</p>	<p>全納1回または各期20回</p> <p>全納負担金の総額の100分の1に19を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただしその額が100円未満である場合、当該受益者の未納にかかる負担金がある場合又は同等の所有に係る土地についてはこの限りでない。</p>	<p>全納1回または各期20回</p> <p>一括私の場合のみ、負担金額の18%を報奨金とする</p> <p>14年度最終予算額 13,225千円(218件)</p>	<p>該当なし</p>		
<b>【関係条例】</b>					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>受益者負担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものは現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。</p>	
	現況	
多岐	町	社 町
該当なし	<p>全納1回または各期20回 初回一括納付時のみ負担金の総額の19%を報奨金として交付する。</p> <p>14年度最終予算額 15,510千円(件)</p>	<p>全納1回または各期20回 当該納期前納付に係る負担金の総額の100分の1に、その納付期数を乗じて得た額を報奨金とする。</p>
	調整の具体的内容	
	<p>受益者負担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものについては、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。</p>	
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道使用料																								
<b>調整の方針</b>	使用料については、合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。																										
<b>現況</b>																											
<b>出雲市</b>		<b>平田市</b>																									
<p>使用料の額</p> <p>上水道使用水量による</p> <p>上水道のみ使用の場合 (一般用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10m<sup>3</sup>まで 1000円</li> <li>・超過料金(1m<sup>3</sup>当り)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">120円</td></tr> <tr><td>20m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">145円</td></tr> <tr><td>50m<sup>3</sup>超～100m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">175円</td></tr> <tr><td>100m<sup>3</sup>超～200m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">195円</td></tr> <tr><td>200m<sup>3</sup>超～500m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">230円</td></tr> <tr><td>500m<sup>3</sup>超～</td><td style="text-align: right;">250円</td></tr> </table> <p>(公衆浴場用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1m<sup>3</sup>当り 40円</li> </ul> <p>ただし、上水道以外を使用している場合の使用水量の認定方法</p> <p>・水道水以外のみを使用している場合(井戸水使用等)</p>	10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> まで	120円	20m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで	145円	50m <sup>3</sup> 超～100m <sup>3</sup> まで	175円	100m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで	195円	200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで	230円	500m <sup>3</sup> 超～	250円	<p>1ヶ月の使用量～5m<sup>3</sup>/人・月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水との併用の場合</li> <li>水道水1ヶ月の使用量+2m<sup>3</sup>/人・月×人数</li> <li>その他 供用開始から最大3ヶ月は使用料の無料期間あり</li> </ul> <p>14年度最終予算額 485,000千円</p> <p>金額設定の考え方</p> <p>流域下水道維持管理負担金 100%</p> <p>公共下水道維持管理費(水酸化普及促進、排水設備及び水質規制関係費の一部を除く)100%</p> <p>資本費(起債償還元利のうち交付税措置分を除算)25%</p> <p>金額改定の経過</p> <p>第1次供用開始(H1)の使用量設定後、H4(17.7%引上)、H9(14.9%引上)に改定をしている。</p>	<p>使用料の額</p> <p>上水道使用料による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10m<sup>3</sup>まで 900円</li> <li>・一般用超過料金(1m<sup>3</sup>当り)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10～20m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">115円</td></tr> <tr><td>20～50m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">140円</td></tr> <tr><td>50～100m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">165円</td></tr> <tr><td>100～200m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">185円</td></tr> <tr><td>200～500m<sup>3</sup>まで</td><td style="text-align: right;">205円</td></tr> <tr><td>500m<sup>3</sup>超～まで</td><td style="text-align: right;">225円</td></tr> </table> <p>・井戸水使用等 5人・月 (水道水との併用の場合)</p> <p>5tの内訳の1/2を水道使用料に加算 (下水道に流入しない水の使用) 子メーターにより把握</p>	10～20m <sup>3</sup> まで	115円	20～50m <sup>3</sup> まで	140円	50～100m <sup>3</sup> まで	165円	100～200m <sup>3</sup> まで	185円	200～500m <sup>3</sup> まで	205円	500m <sup>3</sup> 超～まで	225円	<p>14年度最終予算額 98,286千円</p>
10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> まで	120円																										
20m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで	145円																										
50m <sup>3</sup> 超～100m <sup>3</sup> まで	175円																										
100m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで	195円																										
200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで	230円																										
500m <sup>3</sup> 超～	250円																										
10～20m <sup>3</sup> まで	115円																										
20～50m <sup>3</sup> まで	140円																										
50～100m <sup>3</sup> まで	165円																										
100～200m <sup>3</sup> まで	185円																										
200～500m <sup>3</sup> まで	205円																										
500m <sup>3</sup> 超～まで	225円																										
<b>関係条例</b>																											

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道使用料
調整の方針	使用料については、合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。		
現況			
出雲市		平市	田市
審議会の意見等 将来は資本費100%を使用料で賄えるようにしていくべきである。しかしその場合は使用料が高額になるので段階的に公債費に充てる割合を上げるなどが必要であるとしている。 (H4:8.5%)(H9:25%) なお、使用料改定は4年程度ごとを考えてはどうかとの考え方も示されている。			
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	公共下水道使用料																						
<b>調整の方針</b>	使用料については、合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。																								
<b>現況</b>																									
<b>斐川町</b>		<b>佐田町</b>																							
使用料の額 認定水量をもとに計算 ・基本料金 ~ 10m3 900円 ・一般用超過料金 (1m3 当り) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10~ 20m3 まで</td><td>110円</td></tr> <tr><td>20~ 50m3 まで</td><td>145円</td></tr> <tr><td>50~ 100m3 まで</td><td>170円</td></tr> <tr><td>100~ 200m3 まで</td><td>190円</td></tr> <tr><td>200~ 500m3 まで</td><td>210円</td></tr> <tr><td>500m3 ~ 超</td><td>230円</td></tr> </table>	10~ 20m3 まで	110円	20~ 50m3 まで	145円	50~ 100m3 まで	170円	100~ 200m3 まで	190円	200~ 500m3 まで	210円	500m3 ~ 超	230円	・温泉汚水超過料金 (1m3 当り) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>100~ 200m3 まで</td><td>110円</td></tr> <tr><td>200~ 300m3 まで</td><td>120円</td></tr> <tr><td>300~ 400m3 まで</td><td>130円</td></tr> <tr><td>400~ 500m3 まで</td><td>140円</td></tr> <tr><td>500m3 ~ 超</td><td>150円</td></tr> </table>	100~ 200m3 まで	110円	200~ 300m3 まで	120円	300~ 400m3 まで	130円	400~ 500m3 まで	140円	500m3 ~ 超	150円	該当なし	
10~ 20m3 まで	110円																								
20~ 50m3 まで	145円																								
50~ 100m3 まで	170円																								
100~ 200m3 まで	190円																								
200~ 500m3 まで	210円																								
500m3 ~ 超	230円																								
100~ 200m3 まで	110円																								
200~ 300m3 まで	120円																								
300~ 400m3 まで	130円																								
400~ 500m3 まで	140円																								
500m3 ~ 超	150円																								
・温泉汚水基本 ~ 100m3 10000円	H12 進議会設置「据置管申」  上水道メーター及び自家水メーターの指示値。 井戸水メーターは町負担 洗車、畑庭撒き用メーターは個人負担																								
<b>【関係条例】</b>																									

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目												
調整の方針	使用料については、合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を用途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。													
<b>現況</b>														
多岐	町	町												
使用料の額	湖	社												
・基本料金 ～ 8m3 960円 ・一般超過料金 8m3～ 145円	使用料の額 上水+その他(井戸) ・基本料金 ～ 10m3 1000円 ・一般超過料金(1m3当り) 1 1m3～ 20m3まで 120円 2 1m3～ 50m3まで 155円 5 1m3～ 100m3まで 180円 10 1m3～ 200m3まで 200円 20 1m3～ 500m3まで 220円 50 1m3～ 超 240円	使用料の額 ・人頭制:上水道以外の水や併用使用の場合 世帯人数による 1 人世帯 1,500円 5人世帯 5,100円 2 人世帯 2,400円 6人世帯 6,000円 3 人世帯 3,300円 7人以上の世帯 4 人世帯 4,200円 6,900円												
平成14年4月改正 次回改正予定平成17年度	<p>・従量制:上水道のみ使用の場合 上水道使用水量による</p> <p>・基本料金 ～ 10m3 1000円</p> <p>・一般超過料金(1m3当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10～20m3まで</td><td>115円</td></tr> <tr><td>20～50m3まで</td><td>140円</td></tr> <tr><td>50～100m3まで</td><td>165円</td></tr> <tr><td>100～200m3まで</td><td>185円</td></tr> <tr><td>200～500m3まで</td><td>205円</td></tr> <tr><td>500m3～超</td><td>225円</td></tr> </table>		10～20m3まで	115円	20～50m3まで	140円	50～100m3まで	165円	100～200m3まで	185円	200～500m3まで	205円	500m3～超	225円
10～20m3まで	115円													
20～50m3まで	140円													
50～100m3まで	165円													
100～200m3まで	185円													
200～500m3まで	205円													
500m3～超	225円													
条例第20条第1号に規定する水道水と地下水等を併用している場合の規則で定める排水量は、1期につき公券による世帯人数に6立方メートルを乗じて得た量とする。	<p>H14 審議会設置「振置答申」</p> <p>(汚水の量の算定)</p> <p>子メーターによる除算 (除算メーターは利用者で設置)</p> <p>上水以外の水の流入加算 (メーターは町で設置)</p>													
【関係条例】	H11 審議会「負担金・使用料とも振置答申」													
<b>調整の具体的内容</b>														
<p>公共下水道使用料については、合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を用途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。</p> <p>なお、一部委員から、料金設定の基本的な考え方を示すべきではないかとの意見があった。</p>														

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	農(漁)集受益者分担金																											
調整の方針	<p>受益者分担金の額については、建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。</p> <p>受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に平田市の例により統一するよう調整する。</p>																														
現況																															
出雲市	平田市	斐川町	佐田町																												
<p>金額:宅地 400円/m<sup>2</sup>、ただし、一般住居では 下限 10万円(250㎡未満の宅地)上限 40万円(1000㎡以上の宅地)また、処理人員 10人超の事業所では下限 40万円を設定している。</p> <p>14年度最終予算額 64,000千円</p> <p>金額改定の経過 H1～:156,000円 H8～:宅地面積 400円/m<sup>2</sup></p> <p>その他</p> <p>徴収猶予制度の有無 有り</p> <p>・受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき</p>	<p>(事業費・事務費)×5%</p> <p>・農集</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>上岡田</td><td>125,000円</td></tr> <tr><td>口字賀</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>布崎</td><td>170,000円</td></tr> </table> <p>・漁集</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小伊津</td><td>0円</td></tr> <tr><td>十六島</td><td>0円</td></tr> <tr><td>小津</td><td>0円</td></tr> <tr><td>三浦</td><td>0円</td></tr> </table>	上岡田	125,000円	口字賀	100,000円	布崎	170,000円	小伊津	0円	十六島	0円	小津	0円	三浦	0円	<p>上限 50万円で、各地区の事業費計算により、</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神庭北地区</td><td>176,000円</td></tr> <tr><td>今在家地区</td><td>308,000円</td></tr> <tr><td>空港地区</td><td>470,000円</td></tr> <tr><td>荒神谷地区</td><td>441,000円</td></tr> <tr><td>沖中地区</td><td>363,000円</td></tr> <tr><td>中部地区</td><td>327,000円</td></tr> <tr><td>上庄原地区</td><td>323,000円</td></tr> </table>	神庭北地区	176,000円	今在家地区	308,000円	空港地区	470,000円	荒神谷地区	441,000円	沖中地区	363,000円	中部地区	327,000円	上庄原地区	323,000円	<p>241,500円(税込み)</p> <p>・地区に関係なく、農集エリア一律</p> <p>・当初計画 ない方の新規加入の場合は、実費負担</p>
上岡田	125,000円																														
口字賀	100,000円																														
布崎	170,000円																														
小伊津	0円																														
十六島	0円																														
小津	0円																														
三浦	0円																														
神庭北地区	176,000円																														
今在家地区	308,000円																														
空港地区	470,000円																														
荒神谷地区	441,000円																														
沖中地区	363,000円																														
中部地区	327,000円																														
上庄原地区	323,000円																														
【関係条例】																															

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	農(漁)集受益者分担金
調整の方針	<p>受益者分担金の額については、建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。</p> <p>受益者分担金の徴収標準等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。</p>				
現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町		
<p>減免制度の有無 有り</p> <p>国等が公用に供し、若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している建物に係る受益者</p> <p>国等がその企業の用に供している建物に係る受益者</p> <p>公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者</p> <p>その他特に減免する必要があると認められる建物に係る受益者</p>					
【関係条例】					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	農(漁)集受益者分担金
調整の方針	<p>受益者分担金の額については、建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。</p> <p>受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。</p>			
多岐	現況	湖陵町	大社町	調整の具体的内容
<p>・受益者分担金の額は、家屋1戸につき、150,000円とする。</p> <p>最終賦課年月日</p> <p>農業集落排水事業</p> <p>久村処理区 平成元年5月1日</p> <p>中郷処理区 平成10年5月1日</p> <p>上ヶ処理区 平成10年5月1日</p> <p>小田処理区 平成13年4月1日</p> <p>漁業集落排水事業</p> <p>小田西処理区 平成9年4月1日</p>	なし		未定	<p>受益者分担金の額については、建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。</p> <p>受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。</p>
【関係条例】				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農(漁)集受益者分担金の前納と報奨金制度
<b>調整の方針</b>	<p>受益者分担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものは現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。</p>		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
分担金の前納と報奨金制度 全納2期以降残額 $\times 1/100$ $\times 9$ 期(全額の18.05%相当) その他、納期前納付に係る負担金額 $\times 1/100$ $\times$ 当該納付前納付に係る期数	分担金の前納と報奨金制度 該当なし	分担金の前納と報奨金制度 一括納付の場合のみ18%の報奨金 (公共下水道に同じ)	分担金の前納と報奨金制度 制度なし
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農(漁)集受益者分担金の前納と報奨金制度								
調整の方針	受益者分担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものは現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。										
<b>現況</b>											
多	現況	大	調整の具体的内容								
分担金の前納と報奨金制度 なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">伎町</td> <td style="width: 25%;">湖陵町</td> <td style="width: 25%;">社</td> <td style="width: 25%;">町</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>分担金の前納と報奨金制度 なし</td> <td>分担金の前納と報奨金制度 未定</td> <td>受益者分担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。</td> </tr> </table>	伎町	湖陵町	社	町	なし	分担金の前納と報奨金制度 なし	分担金の前納と報奨金制度 未定	受益者分担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。		
伎町	湖陵町	社	町								
なし	分担金の前納と報奨金制度 なし	分担金の前納と報奨金制度 未定	受益者分担金の前納と報奨金制度については、平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。								
<b>【関係条例】</b>											

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農(漁)集使用料																																										
<b>調整の方針</b>	使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。																																												
<b>現況</b>																																													
<b>出雲市</b>		<b>平田市</b>																																											
<p>公共下水道と同じ (使用料の額)</p> <p>上水道のみ使用の場合 (一般用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本料金</td> <td style="width: 30%;">~ 10m<sup>3</sup> まで</td> <td style="width: 30%;">1000 円</td> </tr> <tr> <td>一般用超過料金 (1m<sup>3</sup> 当り)</td> <td>10m<sup>3</sup> 超 ~ 20m<sup>3</sup> まで</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m<sup>3</sup> 超 ~ 50m<sup>3</sup> まで</td> <td>145 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m<sup>3</sup> 超 ~ 100m<sup>3</sup> まで</td> <td>175 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m<sup>3</sup> 超 ~ 200m<sup>3</sup> まで</td> <td>195 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200m<sup>3</sup> 超 ~ 500m<sup>3</sup> まで</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m<sup>3</sup> 超 ~</td> <td>250 円</td> </tr> </table> <p>(公衆浴場) 1m<sup>3</sup> 当り 40 円</p>	基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	1000 円	一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	120 円		20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	145 円		50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	175 円		100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	195 円		200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	230 円		500m <sup>3</sup> 超 ~	250 円	<p>ただし、上水道以外を使用している場合の使用量の認定方法</p> <p>水道水以外のみを使用している場合(井戸水使用等)</p> <p>1ヶ月の使用量 ~ 5m<sup>3</sup>/人・月</p> <p>水道水との併用の場合</p> <p>水道水 1ヶ月の使用量 + 2m<sup>3</sup>/人・月 人数</p> <p>その他 供用開始から最大3ヶ月は使用料の無料期間あり</p> <p>14年度最終予算額 47,000千円</p> <p>金額設定の考え方 公共下水道と同じ</p> <p>金額改定の経過 公共下水道使用料改定にあわせて改定してきている。供用開始(H1)の使用量設定後、H4(17.7%引上)、H9(14.9%引上)に改定をしている。</p>	<p>公共下水道と同じ</p> <p>上水道使用水量による</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本料金</td> <td style="width: 30%;">~ 10m<sup>3</sup> まで</td> <td style="width: 30%;">900 円</td> </tr> <tr> <td>一般用超過料金 (1m<sup>3</sup> 当り)</td> <td>10m<sup>3</sup> 超 ~ 20m<sup>3</sup> まで</td> <td>115 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m<sup>3</sup> 超 ~ 50m<sup>3</sup> まで</td> <td>140 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m<sup>3</sup> 超 ~ 100m<sup>3</sup> まで</td> <td>165 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m<sup>3</sup> 超 ~ 200m<sup>3</sup> まで</td> <td>185 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200m<sup>3</sup> 超 ~ 500m<sup>3</sup> まで</td> <td>205 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m<sup>3</sup> 超 ~</td> <td>225 円</td> </tr> </table> <p>(井戸水使用等) 5t/人・月</p>	基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	900 円	一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	115 円		20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	140 円		50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	165 円		100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	185 円		200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	205 円		500m <sup>3</sup> 超 ~	225 円	<p>(水道水との併用の場合)</p> <p>5tの内訳の1/2を水道使用料に加算 (下水道に流入しない水の使用) 子メーターにより把握</p>
基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	1000 円																																											
一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	120 円																																											
	20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	145 円																																											
	50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	175 円																																											
	100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	195 円																																											
	200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	230 円																																											
	500m <sup>3</sup> 超 ~	250 円																																											
基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	900 円																																											
一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	115 円																																											
	20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	140 円																																											
	50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	165 円																																											
	100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	185 円																																											
	200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	205 円																																											
	500m <sup>3</sup> 超 ~	225 円																																											
<b>関係条例】</b>																																													

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農(漁)集使用料																																	
<b>調整の方針</b>	使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。																																			
<b>現 況</b>																																				
<b>斐 川 町</b>		<b>佐 田 町</b>																																		
認定水量をもとに計算 (公共下水道と同じ)  上水道メーター及び自家水メーターの指示値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>基本料金</td><td>~ 10m<sup>3</sup>まで</td><td>900 円</td></tr> <tr><td>一般用超過料金 (1m<sup>3</sup>当り)</td><td>10m<sup>3</sup> 超 ~ 20m<sup>3</sup>まで</td><td>110 円</td></tr> <tr><td></td><td>20m<sup>3</sup> 超 ~ 50m<sup>3</sup>まで</td><td>145 円</td></tr> <tr><td></td><td>50m<sup>3</sup> 超 ~ 100m<sup>3</sup>まで</td><td>170 円</td></tr> <tr><td></td><td>100m<sup>3</sup> 超 ~ 200m<sup>3</sup>まで</td><td>190 円</td></tr> <tr><td></td><td>200m<sup>3</sup> 超 ~ 500m<sup>3</sup>まで</td><td>210 円</td></tr> <tr><td></td><td>500m<sup>3</sup> 超 ~</td><td>230 円</td></tr> </table>	基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	900 円	一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	110 円		20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	145 円		50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	170 円		100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	190 円		200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	210 円		500m <sup>3</sup> 超 ~	230 円	佐田町生活排水処理施設使用料条例 ・基本料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一般家庭</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>営業用第1</td><td>3,200 円</td></tr> <tr><td>営業用第2</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>営業用第3</td><td>4,800 円</td></tr> <tr><td>公共施設等</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>事務所</td><td>5,000 円</td></tr> </table>	一般家庭	2,000 円	営業用第1	3,200 円	営業用第2	4,000 円	営業用第3	4,800 円	公共施設等	5,000 円	事務所	5,000 円		
基本料金	~ 10m <sup>3</sup> まで	900 円																																		
一般用超過料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	10m <sup>3</sup> 超 ~ 20m <sup>3</sup> まで	110 円																																		
	20m <sup>3</sup> 超 ~ 50m <sup>3</sup> まで	145 円																																		
	50m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> まで	170 円																																		
	100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> まで	190 円																																		
	200m <sup>3</sup> 超 ~ 500m <sup>3</sup> まで	210 円																																		
	500m <sup>3</sup> 超 ~	230 円																																		
一般家庭	2,000 円																																			
営業用第1	3,200 円																																			
営業用第2	4,000 円																																			
営業用第3	4,800 円																																			
公共施設等	5,000 円																																			
事務所	5,000 円																																			
14年度最終予算額 44,983千円  <b>【関係条例】</b>	・加算1人当り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一般家庭</td><td>650 円</td></tr> <tr><td>営業用第1</td><td>650 円</td></tr> <tr><td>営業用第2</td><td>650 円</td></tr> <tr><td>営業用第3</td><td>650 円</td></tr> <tr><td>公共施設等</td><td>別途計算</td></tr> <tr><td>事務所</td><td>別途計算</td></tr> </table> 消費税については加算 認定水量はなし			一般家庭	650 円	営業用第1	650 円	営業用第2	650 円	営業用第3	650 円	公共施設等	別途計算	事務所	別途計算																					
一般家庭	650 円																																			
営業用第1	650 円																																			
営業用第2	650 円																																			
営業用第3	650 円																																			
公共施設等	別途計算																																			
事務所	別途計算																																			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。	
<b>現況</b>		
多岐	町	大社町
基本料金 ～ 8m3 960円 一般超過料金 8m3～ 145円  平成14年4月改正 次回改正予定平成17年度 漁業集落排水事業についても同上、但し条例は別	湖陵町	未定
条例第20条第1号に規定する水道水と地下水等を併用している場合の規則で定める排水量は、1期につき公営による世帯人数に6立方メートルを乗じて得た量とする。 漁業集落排水事業についても同上、但し条例は別	なし	調整の具体的内容 使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。  なお、一部委員から、料金設定の基本的な考え方を示すべきではないかとの意見があった。 公共下水道の制度と統一
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	協議資金助成
調整の方針	農業集落排水事業排水設備工事資金助成 については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。		
現況			
出雲	平市	斐川町	佐田町
該当なし	該当なし	該当なし	<p>農業エリア内において、新規に加入する場合に 助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共マスまでの工事費のみ(加入負担金を超える額の1/2を補助金として交付・定住対策のー環として一般会計から補助している)</li> </ul>
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	農業集落排水事業排水設備工事資金助成
調整の方針	農業集落排水事業排水設備工事資金助成 については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。		
現 況			
多 岐	町	湖 陵 町	大 社 町
該当なし	該当なし	該当なし	農業集落排水事業排水設備工事資金助成 については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	協議細目			
各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	合併処理浄化槽設置事業費補助金			
調整の方針	合併処理浄化槽設置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。			
現況				
出雲市	平市	斐川町	佐田町	
<p>・事業名 合併処理浄化槽設置整備事業</p> <p>・要綱 出雲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (一般設置補助対象) 住宅の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽 (一般設置補助対象地域) 出雲市公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業並びにコミュニティプラントの実施地域を除く地域 (集団設置補助) 市長が定める条件を満たし、市長の指定を受けた地域</p>	<p>5人槽 一般 354,000円 集団 425,000円 6～7人槽 一般 411,000円 集団 494,000円 8～10人槽 一般 519,000円 集団 623,000円 他に 高齢者加算(104,000円/戸) 辺地加算(104,000円/戸) 13年度実施事業費 設置数 666基 14年度最終予讃額 設置数 83基 30,127千円 15年度以降の事業費見込 設置数 240基 246,000千円</p>	<p>5人槽 一般 354,000円 6～7人槽 一般 411,000円 8～10人槽 一般 519,000円 13年度未実施事業費 設置数 792基 348,214千円 14年度最終予讃額 設置数 50基 20,247千円 15年度の事業費見込額 設置数 50基 20,550千円</p>	<p>個別排水処理施設の整備計画に伴い、H3年から行っていた合併浄化槽設置事業補助金交付要綱は H13 年度で廃止している。</p>	
【関係条例】				

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	合併処理浄化槽設置事業費補助金
調整の方針	合併処理浄化槽設置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。		
現況			
出雲	<p>市</p> <p>(補助金額)</p> <p>5人槽 一般 354,000円 集団 454,000円</p> <p>6人槽 一般 411,000円 集団 511,000円</p> <p>7人槽 一般 411,000円 集団 661,000円</p> <p>8人槽 一般 519,000円 集団 769,000円</p> <p>10人槽 一般 519,000円 集団 869,000円</p> <p>13年度未実施事業費 設置数 1564基 911,765千円</p> <p>14年度最終予算額 設置数 354基 154,461千円</p> <p>15年度以降の事業費見込額 設置数 400基 168,700千円</p>	<p>平田市</p> <p>斐川町</p> <p>佐田町</p>	
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	合併処理浄化槽設置事業費補助金
調整の方針	合併処理浄化槽設置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。		
<b>現況</b>			
多岐	町	湖	大
	町	町	町
補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する経費(合併処理浄化槽の本体価格、据付工事費、放水管工事費の合計額)のうち別表に定める方法により算出した額とする。 5人槽～10人槽・10人超槽 合併処理浄化槽の設置に要する経費から150千円を控除した額以内。	住宅の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽 (湖陵町公共下水道事業認可区域を除く地域) 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円	5人槽 一般 354,000円 6～7人槽 一般 411,000円 8～10人槽 一般 519,000円	合併処理浄化槽設置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	台併処理浄化槽維持管理補助金
<b>調整の方針</b>	合併処理浄化槽維持管理補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
補助金の交付 出雲市合併処理浄化槽適正管理推進協議会へ補助金を交付し、同協議会から個人へ補助金を交付。 ・補助の対象 10人槽以下の専用住宅及び住宅部分の床面積が1/2以上の併用住宅又は集会所の合併浄化槽とする。 ・補助の要件 年度内に清掃・検査を実施した会員 ・補助金額 設置の翌年度から5年以内 25,000円/年度・基 5年を経過し、10年以内(15年まで延長)15,000円 ・補助対象基数 2040基(H15) ・14年度最終予算額(補助対象基数約1,700基) 32,325千円	該当なし	該当なし	該当なし  参考までに、H13まで行っていた個人設置型合併浄化槽の維持管理費についての助成は行っていない。・農集の年間料金と浄化槽の年間維持管理経費との差はほとんど無かったため。
<b>【関係条例】</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	合併処理浄化槽維持管理補助金
調整の方針	合併処理浄化槽維持管理補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
協議会は、保守点検、清掃業者(6名)、使用者(4名)、市(4名)の代表13名で構成。(5.8.30発足) ・役員 会長:市助役 副会長2名 理事8名 監事2名 ・事務局 下水道課内 ・14年度最終予算額 ...32,419千円 収入...市補助金、市業者負担金、その他 支出...維持管理費補助金他			
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	合併処理浄化槽維持管理補助金 合併処理浄化槽維持管理補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。	
現況		
多	町	大 社 町
な	湖 陵 町	な
し	な	し
調整の具体的内容		
合併処理浄化槽維持管理補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。		
【関係条例】		

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	市町村設置型合併処理浄化槽分担金
調整の方針	市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。		
現況			
出雲	市	斐川町	佐田町
分担金の額 該当なし	分担金の額 1施設当たり3.5万円	分担金の額 該当なし	分担金の額 241,500円/基(税込み) 農業集落排水処理施設の加入金と同額として いる。
【関係条例】			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。	
現況		
多岐	町	町
分担金の額 該当なし	湖陵	社 大 町
	分担金の額 該当なし	分担金の額 該当なし
調整の具体的内容		
市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。		
【関係条例】		



# 出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	市町村設置型合併処理浄化槽使用料 については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。	
現況		
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町
該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容		
<p>市町村設置型合併処理浄化槽使用料 については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。</p>		
【関係条例】		